

平成 28 年第 3 回蟹江町議会定例会会議録

| | | | | |
|-------------|-----------------------|---------|------|---------|
| 招 集 年 月 日 | 平成28年9月12日 (月) | | | |
| 招 集 の 場 所 | 蟹江町役場 議事堂 | | | |
| 開 会 (開 議) | 9月12日 午前9時00分宣告 (第2日) | | | |
| 応 招 議 員 | 1 番 | 松 本 正 美 | 2 番 | 板 倉 浩 幸 |
| | 3 番 | 飯 田 雅 広 | 4 番 | 石 原 裕 介 |
| | 5 番 | 水 野 智 見 | 6 番 | 戸 谷 裕 治 |
| | 7 番 | 伊 藤 俊 一 | 8 番 | 黒 川 勝 好 |
| | 9 番 | 中 村 英 子 | 10 番 | 佐 藤 茂 |
| | 11 番 | 奥 田 信 宏 | 12 番 | 吉 田 正 昭 |
| | 13 番 | 安 藤 洋 一 | 14 番 | 高 阪 康 彦 |
| 不 応 招 議 員 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| | | | | | |
|--------------------------------|-----------------------------------|---------------------------|-------|---------------------------|-------|
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 常 特 別 勤 職 | 町 長 | 横江 淳一 | 副 町 長 | 河瀬 広幸 |
| | 政 推 進 策 室 | 室 長 | 岡村 智彦 | | |
| | 総 務 部 | 部 長 | 江上 文啓 | 次 長 兼 兼 安 心 安 全 課 長 | 伊藤 啓二 |
| | | 総務課長 | 浅野 幸司 | 税務課長 | 鈴木 孝治 |
| | 民 生 部 | 部 長 | 橋本 浩之 | 次 長 兼 兼 環 境 課 長 | 江場 満 |
| | | 次 長 兼 兼 高 齢 介 護 課 長 | 伊藤 光彦 | 子 育 て 推 進 課 長 | 寺西 孝 |
| | | 住民課長 | 鈴木 敬 | 健 康 推 進 課 長 | 小島 昌己 |
| | | 保 險 医 療 課 長 | 寺本 章人 | | |
| | 産 建 設 業 部 | 部 長 | 志治 正弘 | 次 長 兼 兼 土 木 農 政 課 長 | 伊藤 保彦 |
| | | ま ち づ く り 推 進 課 長 | 肥尾建一郎 | | |
| | 上下水道部 | 次 長 兼 兼 水 道 課 長 | 伊藤 満 | | |
| | 消 防 本 部 | 消 防 長 | 奥村 光司 | 次 長 兼 兼 消 防 署 長 | 佐藤 安英 |
| | 教 育 委 員 局 会 事 務 局 | 教 育 長 | 石垣 武雄 | 次 長 兼 兼 教 育 課 長 | 黒川 静一 |
| | | 生 涯 学 習 課 長 | 伊藤 保光 | | |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 議 事 会 局 | 局 長 | 金山 昭司 | 書 記 | 飯田 和泉 |
| 議 事 日 程 | 議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条) | | | | |

日程第1 一般質問

| 番 号 | 質 問 者 | 質 問 事 項 | |
|-----|---------|----------------------------|-----|
| 1 | 飯 田 雅 広 | 蟹江町の成年後見制度の支援は充実しているのか？ | 38 |
| 2 | 水 野 智 見 | 蟹江町健康づくり、認知症及び介護予防施策について問う | 47 |
| 3 | 松 本 正 美 | ①地域包括ケア対策を問う | 59 |
| | | ②徘徊高齢者の支援対策は大丈夫か | 73 |
| 4 | 安 藤 洋 一 | 待ったなし 高齢者施策を問う | 82 |
| 5 | 板 倉 浩 幸 | 国民健康保険及び税の徴収について | 90 |
| 6 | 伊 藤 俊 一 | 蟹江町の管理下にある各種公園の予算を問う | 103 |
| 7 | 中 村 英 子 | 「かにえ子ども条例」の制定について | 110 |
| 8 | 佐 藤 茂 | ①富吉南のまちづくりについて | 119 |
| | | ②議会タブレットについて | 127 |

○議長 高阪康彦君

皆さん、おはようございます。

平成28年第3回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただき、まことにありがとうございます。

議会広報編集委員長より広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、一般質問をされる議員の皆さんは昼の休憩中、本会議場にて写真撮影を行いますので、ご協力をお願いいたします。

また、西尾張シーエーティーヴィ株式会社より、本日及びあしたの撮影、放映許可願の届け出がありましたので、議会傍聴規則第7条第4号の規定により、撮影、放映することを許可いたしました。

安藤洋一君と中村英子君の一般質問に関する資料の配付をいたしておりますので、お願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一般質問される議員の皆さん及び答弁をされる皆さんに、議長と広報編集委員長からお願いいたします。

一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力をいただきますようお願いいたします。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可いたします。

質問1番 飯田雅広君の「蟹江町の成年後見制度の支援は充実しているのか？」を許可いたします。

飯田雅広君、質問席へお着きください。

○3番 飯田雅広君

それでは、改めておはようございます。

3番 民進党 飯田雅広です。

議長の許可をいただきましたので、「蟹江町の成年後見制度の支援は充実しているのか？」を質問いたします。

総務民生常任委員会のほうで去年の平成27年7月6日の委員会において、所管事務調査に関しまして、今後の財政の見通しについて、地域包括支援事業の取り組みについて、子育て支援についてを所管事務調査することに決定しまして、地域包括支援事業の取り組みに関してはある程度まとまりを見ました。その中で成年後見制度も一部関係してくると思いますけれども、そこで少し疑問に思ったことがありますので質問いたします。

団塊の世代が全て後期高齢者の仲間入りをする2025年ですけれども、医療や介護の需要が

ますます2025年には増加することが見込まれています。

そこでお聞きします。2025年に団塊の世代は全て後期高齢者の仲間入りをいたしますが、蟹江町でその人数は何人と推定され、現時点と比較して何倍になりますでしょうか。

○民生部次長兼高齢介護課長 伊藤光彦君

ただいまの飯田議員のご質問にお答えさせていただきます。

団塊の世代は、1947年から1949年（昭和22年から昭和24年）生まれの方で、本年7月末現在で1,803名の方がおみえでございます。7月末現在の75歳以上の人口は4,095名で、総人口3万7,832名、総人口に占める割合でございますが10.82%でございます。

2025年将来推計でございますが、これは愛知県の人口動向によりますと、蟹江町の75歳以上の人口は5,432名、総人口は3万4,531名で総人口に占める割合は15.73%でございます。2025年には75歳以上の人口の方は1.32倍になると推計されております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

増えていくということですね。

我が国では急速な高齢化が進んでおります。それに伴い、認知症対策はますます重要な課題となっております。昨年1月に国から発表された国の認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランによると、我が国における認知症の方の数は平成24年で約462万人、65歳以上の高齢者の7人に1人と推計されています。そして、この数は高齢化の進展に伴い、さらに増加が見込まれております。西暦2025年の平成37年には約700万人前後になり、65歳以上の高齢者に対する割合は、現状の7人に1人から5人に1人の割合へ上昇する見込みとなっております。

高齢化に伴う認知症の方の増加への対応が課題となっている中、認知症の早期発見・早期治療が重要であると言われております。病気が理解できる時点で医療機関を受診することで、本人が将来のことをゆっくり考える時間を持つことができたり、本人を支援する介護の体制などを整えることができます。最近では、血液検査で認知症になる前の軽度認知障害かどうかを判定できる検査方法が開発されており、平成28年9月時点では全国1,140カ所で検査ができるそうです。軽度認知障害の全ての方が認知症になるわけではありません。診断されてから4年のうちに約半数の方が認知症へ進行するという調査結果があります。この段階から治療を開始することで、認知症の進行をおくらせるなど効果が期待されています。

認知症は、早期発見・早期治療が有効です。早くわかれば投薬治療や生活環境の改善などで病状の進行をおくらせることができます。特に認知症の約7割を占めますアルツハイマー病認知症では、薬で進行をおくらせることが期待でき、早く使い始めると健康で過ごす時間を長くできるとされております。

こうした現状を踏まえ、早期発見につながる仕組みを充実させるとともに、認知症の方が

必要な治療を受けられるようにすることが必要かと思いますが、どのように考えていらっしゃいますか。

○民生部次長兼高齢介護課長 伊藤光彦君

認知症の早期発見・早期治療の必要性についてお答えさせていただきます。

認知症は、高齢者になるほど発症する可能性が高まる病気であることから、高齢化が進む今後も、その増加傾向が続くと考えられます。誰もが認知症になる可能性があり、また、かわることになるかもしれない身近な病気であります。しかし、認知症は早く気づいて対応することで、その症状を軽減できたり進行をおくらせたりすることができると考えております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

そうですね。そのとおりだと思うんですけども、早期発見することが大事ですので、そこに関してしっかりと取り組んでいただくようお願いしたいと思っております。

さて、新オレンジプランでは、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すという基本的な考え方を示し、施策の方向として7つの柱を掲げています。中でも、認知症への理解を深めるための普及啓発の推進や、認知症の人やその家族の視点の重視など、まずは認知症に対する理解の促進が重要であると考えます。また、適時適切な医療・介護が提供され、認知症の人とその家族の方が住みなれた地域で安心して暮らせるような体制整備が急務になります。

そこで、蟹江町はどのように認知症の人を支援していくのか伺います。

○民生部次長兼高齢介護課長 伊藤光彦君

蟹江町でのどのように認知症の方を支えていくかについてのご質問にお答えさせていただきます。

本年10月に認知症初期集中支援チームを発足いたします。認知症初期集中支援チームは、認知症になっても認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で暮らし続けるために、複数の専門職が家族のご相談等により認知症の人やその家族、家庭を訪問しアセスメントを行い、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームでございます。

認知症サポート支援チームの構成員は、認知症サポート医1名、東西地域包括支援センター職員（主任ケアマネジャー・保健師・看護師・社会福祉士）の7名、計8名で構成されております。お問い合わせに関しまして、役場高齢介護課、地域包括支援センターへお願いいたします。

認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を今後とも構築していきたいと考えております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

支援チームができるということですが、つくっても利用されなければ本当に意味がないことだと思いますので、きちんとそういうものができている、そして、どういうふうに行っていくのかという、住民に対する周知が本当に必要だと思っております。そういう意味では、つくるだけではなくて、その周知にも力を入れていただきたいというふうに思っております。

次に、ひとり暮らしの高齢者についてお聞きします。

65歳以上のひとり暮らしの高齢者の増加は男女ともに顕著であり、昭和55年（1980年）には、男性約19万人、女性約69万人、高齢者人口に占める割合は男性4.3%、女性11.2%でありましたが、平成17年（2005年）には男性約105万人、女性約281万人、高齢者人口に占める割合は男性9.7%、女性19.0%と、女性の占める比率は極めて高くなっております。しかしながら、今後もひとり暮らしの高齢者は増加を続け、特に男性でひとり暮らしの高齢者の割合が大きく伸びることが見込まれております。なお、ひとり暮らし高齢者の割合が増加する要因としては、未婚率や離婚率の上昇、配偶者との死別後でも子供と同居しない者の増加などが挙げられています。

蟹江町では、町内のひとり暮らしの高齢者は現在何名で、2025年には何名に増加すると見込まれていますか。

○民生部次長兼高齢介護課長 伊藤光彦君

ひとり暮らし高齢者の方の現在何名みえるかということでご質問にお答えさせていただきます。

町で今現在把握しておりますひとり暮らしの高齢者の方は約560名の方であります。ひとり暮らし人数560名は、地域の民生委員の方、長寿会の皆さんでの活動の中で把握しております人数でございます。65歳以上の人数は7月末現在9,116名で、2025年の65歳以上の人口推計は9,315名とふえております。ひとり暮らし高齢者も今後ふえると考えられております。

今後とも、高齢者の方が住みなれた地域で安心して生活できるよう支援することを目的とし、地域民生児童委員の方など地域での見守りや、配食サービス、友愛訪問、緊急通報システム等で見守りや安否確認の体制づくりを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

町内のひとり暮らしの高齢者の方、今、約560名ほどということで、今後も当然増加していくことが予想されております。このような方が認知症のために判断能力が不十分となった場合、成年後見制度の活用が必要となります。ひとり暮らしの高齢者の方で成年後見手続が必要な方がいらっしゃるにもかかわらず、その方に身寄りがなかったり、経済的な理由から

手続がとれない方にかわって町長が申立人になって、本人を守る町長申し立てという制度があります。町長申し立てとは、通常の成年後見の申し立ては原則親族が行うんですけれども、身寄りがない等の理由から、特に必要があると認められた場合において町長が申し立てをすることができることになっております。

この町長申し立てに関してお聞きします。平成11年の成年後見制度改正後、それぞれ年度ごとに町長申し立ての件数はどれぐらいあったでしょうか。

○住民課長 鈴木 敬君

飯田議員のご質問にお答えさせていただきます。

平成11年に民法の一部が改正されたことに伴い、禁治産・準禁治産制度が成年後見制度に変更されました。成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度の2つに分かれ、また、法定後見制度は、後見、保佐及び補助の3つに分かれます。判断能力の程度など、本人の事情に応じた制度を利用できるようになっております。

民法、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に、首長が審判請求をすることができる旨が示されており、蟹江町におきましては、平成24年度に後見開始の審判請求が1件、平成25年度に後見開始の審判請求が1件、平成26年度に保佐開始の審判請求が2件、平成27年度に後見開始の審判請求が2件ありました。参考となりますが、平成27年度における愛知県下の名古屋市を除く自治体の平均申し立て件数は1.8件となっております。

以上です。

○3番 飯田雅広君

これまでの町長申し立ての件数を見ても、ほとんど平成24年からですけれども、1件から2件という数字になっています。この数字が町長申し立ての見直しを示しているように思われます。他の市町村も1、2件ということでしたけれども、それぞれの市町村もそんなに力を入れて取り組んでいないのかなというふうに思っております。

制度をつくることに意味があるのではなく、活用されて初めて意味があると思っております。活用されづらい制度では意味がないと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○住民課長 鈴木 敬君

蟹江町における成年後見制度に関する規範として、平成23年4月に蟹江町成年後見制度利用支援事業実施要綱を制定しました。制定から5年以上経過し、利用希望者からの問い合わせなども増加しておりますので、広報やホームページに掲載するなど積極的な周知に努めたいと考えております。

以上です。

○3番 飯田雅広君

そうですね、制度があることを知らせないと、どうしようもないかなというふうに思っ

います。いかに周知をしていくかだというふうに思っています。

先ほど蟹江町成年後見制度利用支援事業実施要綱があるということでしたけれども、これは町長申し立てに関する費用面についての要綱になっています。成年後見制度に関して蟹江町の金銭的な支援は、町長申し立てに限って支援するというのが現状です。名古屋市の成年後見制度利用支援事業は、市長申し立てに限定せず費用の支援を行う事業です。栃木県小山市の小山市成年後見制度利用支援事業実施要綱は、市長申し立てとあわせて親族申し立てに関する費用の全部または一部を予算の範囲内で助成することが記載されております。

蟹江町も、名古屋市や栃木県小山市のように、町長申し立てに限定せず支援の対象者を拡大できないのでしょうか。

○住民課長 鈴木 敬君

愛知県下のほとんどの自治体が成年後見制度利用支援に関する要綱などを制定しており、蟹江町においても、先ほど申しましたとおり平成23年4月に成年後見制度利用支援に関する要綱を制定しました。この要綱は、成年後見制度を利用するに当たり、必要となる費用を負担することが困難である方に対する助成を趣旨とし、町長申し立てを行った方を対象としております。

愛知県下の状況としましては、首長申し立てを行った場合に限定している自治体が多数であり、それ以外の場合も対象にしている自治体は名古屋市、大府市など少数であります。近隣市町村におきましても、愛西市やあま市を除き、首長申し立てをした場合に限定しているのが現状であります。

しかしながら、成年後見制度利用支援事業において補助対象となるのは、市町村申し立てに限るものではなく、本人申し立て、親族申し立てなどについても対象となり得る旨が記された厚生労働省通知や、近年における成年後見制度利用ニーズの増加状況などを考慮し、今後はその対象を町長申し立て以外の場合にも拡大することが好ましいと考えております。

以上です。

○3番 飯田雅広君

なかなか難しいのかもしれないんですけども、できるだけ対象を拡大していただけるようにお願いしたいと思います。

次に、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成28年4月15日に公布され、同年5月13日に施行されました。本法律では、その基本理念を定め、国の責務を明らかにし、また、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされています。政府においては、今後、この法律に基づき成年後見制度利用促進基本計画を定め、関係府省が連携して成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきますが、国の基本計画策定後は市町村も計画策定を

行うことになっています。

蟹江町はどのように対応されていく予定ですか。また、これからもさらに必要となる成年後見制度の活用促進を図るため、町はどのように取り組んでいくのか伺います。

○住民課長 鈴木 敬君

先ほど議員が申されたとおり、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成28年5月13日に施行されたことにより、成年後見制度利用促進会議や成年後見制度利用促進委員会が設けられることとなり、その後、政府により成年後見制度利用促進基本計画が策定される予定となっております。

蟹江町におきましては、この基本計画を勘案し、愛知県下の自治体、蟹江町周辺市町村の動向を調査研究しながら適切に対応していきたいと考えております。

以上です。

○3番 飯田雅広君

でき上がったばかりの制度ということですので、どのようにやっていくのかというのは、なかなかすぐ今の段階では出ないのかなというふうには思っておりますけれども、高齢化が物すごく速い速度で進んでおる状況ですので、本人の権利を守るという意味でも、成年後見制度に関して支援の充実というのは必要になっていくかなというふうには思っております。

ちなみに、成年後見制度の利用促進に関する法律に関しましては、基本計画に関しましては、施行後、約2年、平成30年5月以内のできるだけ早い時期に策定するということになっております。国の基本計画策定に先立って、地方自治体が先進的、積極的な取り組みを行うことをこの法律によって妨げるものではないというふうにありますので、ぜひとも、これができたからやるのではなくて、前もって取り組んでいただきたいなと思っております。

また、国の基本計画策定後、市町村も計画策定を行うことになっていきますけれども、策定に後ろ向きな自治体に関しましては、行く行くは指導や公表もあり得るというふうに関内閣府の成年後見制度利用促進委員会事務局成年後見制度利用促進担当室の企画官、小林さんという方に確認しましたので、できるだけ早目に計画策定を行っていただきたいと思っております。

最後に、成年後見制度に関するさまざまな相談の対応についてお聞きします。

新しい成年後見制度が始まって10年以上がたっています。権利や財産を守る身近な仕組みのはずですが、まだまだ知られていないのが現状です。住民の皆様の中には、「成年後見制度について知りたい」「申し立ての手続がわからない」「後見人になってくれる人を探している」など、制度全般に関するさまざまな疑問を持ち相談したいと思っている方がいらっしゃいます。高齢化が進むことによって、このような方がますますふえていくと考えられます。現状では地域包括支援センターが対応することになっているというふう聞いておりますけれども、基本的には町長申し立てになるような事案が対象というふう聞いております。成年後見制度全般に関するさまざまな相談ができる仕組みが必要じゃないのかなというふう

思っておりますけれども、その点いかがでしょうか。

○住民課長 鈴木 敬君

蟹江町では、これまで数件の審判請求を行ってきましたが、そのほとんどが地域包括支援センターからの相談を受けての事案でした。今後も、地域包括支援センターを初めとして、社会福祉協議会などとも連携をし、成年後見制度の充実に努めたいと考えております。

以上です。

○3番 飯田雅広君

それでは足りないんじゃないかなというふうで申し上げているんですけども、例えば、司法書士さんに関しましては、平成11年12月に全国の司法書士によって公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートを設立されました。私は行政書士ですけども、行政書士も平成22年8月に一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターを設立しました。成年後見に関しましては、NPO法人も力を入れていらっしゃる場所もあります。例えば、相談とかに関しましては、このような団体に手伝ってもらうことも一つの手段ではないかなというふうに思っております。

宣伝するわけではないんですけども、一応私もコスモス成年後見サポートセンターの会員になっております。会員になるためには30時間の研修を受け、その後、効果測定をして、合格後、コスモス成年後見サポートセンターの会員として入会することができます。また、活動といたしましても、さまざまな広報部ですとか研修部ですとかあるんですけども、相談部というのがあります。他団体との共催、要請による相談会の実施ということで、例えば小牧市ですと、隔月第2木曜日13時30分から14時まで相談対応を行っています。江南市でも江南地域情報センターにおいて、3カ月ごと第2木曜日に行っています。犬山市や扶桑町、大口町等々でも相談会というのが行われています。例えば現状の相談体制では不足していると思います。こういった団体等を使うということも一つの方法かなと思いますけれども、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

○住民課長 鈴木 敬君

愛知県下におきましては、先ほど議員が言われたとおり、成年後見センターなるものを設置されているところはあります。数としましてもまだまだ少ない状況で、当然のことながら財政面とかいろいろな難しいところがあると思います。この地域もそういったことができるのが一番望ましいと思いますが、それに向けて、先ほど申しましたとおり、関係機関と調整しながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○3番 飯田雅広君

全般的な充実に向けて、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思っております。最後に、町長にお伺いします。

成年後見制度、少子高齢化が加速している中では本当に必要な制度になってくるかなというふうに思っておりますけれども、町長としてはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

あと、先ほどの費用面でのサポートに関しましては、町長申し立てだけだというふうになっておりますけれども、できればもう少し拡大して、いろいろな方をサポートできるようになればいいのかなというふうに思っております。特にこの地域は余りそういうことをやっていないということですので、ある種、そこまで力を入れることは蟹江町の特徴にもなりますので、ぜひとも力を入れていただきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

あと、担当課が住民課ということですが、担当課が住民課なのはおかしいんじゃないかなと少し思っているんですけれども、そのあたりもお答えください。

○町長 横江淳一君

それでは、飯田議員のご質問にお答えしたいと思います。

ちょっと焦点から外れるかもわかりませんが、またご指摘をいただければと思います。

成年後見人制度というのは、今、担当者が申し上げましたとおり、2000年、介護保険制度と同じく、禁治産制度、大日本帝国憲法のころからつくられた法律から現在後見人制度に変わったというのは私も理解はさせていただいております。それで、明治憲法の時代は、禁治産という言葉自身が財産を持たないという非常に差別的な用語であったのも、私も司法書士の方から実はお話を聞いたことはございます。飯田議員おっしゃいますように、じゃ、蟹江町で成年後見人制度でもって町長申し立てはという、今、数を申し上げました。今後ですけれども、いろいろな考え方があると思いますし、例えば、この辺では愛西市等々でも町長申し立て以外のことも受けているよというようなご指摘もいただきました。担当者がお答えしましたとおり、一度しっかりと地域を見て、せつかくそういう制度があるんでしたら、蟹江町としても、今、実は介護保険制度の広域認定を南部でやっておりますけれども、実は蟹江町、精神の認定が多いんですね、ほかと比べると。そういうことも含めて、蟹江町にとって一番いい方法がどんな方法であるかということも、しっかりこれから考えさせていただきたいというふうに思っております。

窓口が、今、住民課であったらどうだという話もあります。でも、これも、民生部全体の中で高齢者対策、保険医療も含めてしっかりとグルーピングをしていかなきゃいけない時代にも来ているのもわかりません。児童課で例えば精神の受け付けをしたりということで、若干、昔の制度というのか、昔のセクションが残っておるところもありますので、これは来年度に向けて再編も考えたいというふうに思っています。ただ、不適切だとは今思っておりません。それぞれの、今、包括支援センターで窓口を行ってでありますけれども、これからたくさん議員の皆様方から同じような質問を多分されると思いますけれども、窓口は、私は

たくさんあったほうがいいと思っています。支援センターをつくるということはちょっと別な話ですけれども、これが例えば、蟹江町で生まれ育ち、そして蟹江町で高齢化対策をしっかりやるという、そういう窓口、総合窓口も含めてたくさんの窓口があったほうがいいと思っていますので、そういうことも含めて、制度をつくって活用しない手はありませんので、しっかりそこは前向きに進めてまいりたいというふうに今現在では考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○3番 飯田雅広君

私も大学を卒業して法律に関係する仕事をずっとしておりましたので、どうしても本人の権利を守るということに関しては多少強い思いを持っておりますので、どうか充実させていただけますようよろしくお願ひいたします。

総人口に対して65歳以上の高齢者人口が占める割合を高齢化率といいます。世界保健機関（WHO）や国連の定義によると、高齢化率が7%を超えた社会を高齢化社会、14%を超えた社会を高齡社会、21%を超えた社会を超高齡化社会といいます。日本が初めて高齢化社会となったのは1970年です。そのわずか24年後の1994年には高齢社会、そしてついに2007年には高齢化率が21%を超え超高齡化社会に進みました。高齢化社会から高齢社会に進むにかかわった時間は、日本が24年なのに対し、ドイツが42年、フランスは114年といひますから、どれだけ日本の高齢化のスピードが速いかがわかります。高齢化のスピードが速いということは、判断能力が不十分な方も速いスピードでふえていくことが推測されます。そのようなときに法律的に支援していくことは当然に必要であります。蟹江町の成年後見制度の支援が充実し、高齢者の方が少しでも安心できる住みやすい蟹江町になるようお願い申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長 高阪康彦君

以上で、飯田雅広君の質問を終わります。

質問2番 水野智見君の「蟹江町の健康づくり、認知症及び介護予防施策について問う」を許可いたします。

水野智見君、質問席にお着きください。

○5番 水野智見君

5番 新風 水野智見です。

議長より許可をいただきましたので、「蟹江町の健康づくり、認知症及び介護予防施策について」質問させていただきます。

蟹江町の健康づくりについて、横江町長は3月の施政方針において、基本理念として、町民の皆様健康寿命の延伸と生涯を通じた健康づくりを推進する。今年度から、みずから健康に対する意識の向上を図ることを目的としたマイレージ事業を実施する。これは町民がさまざまな健康づくりメニューに取り組むことでポイントを獲得し、各種の特典を受ける仕

組みであります。愛知県との共同により特典効果を高め、一人一人の健康づくりに対する動機づけや意欲の高揚を図りながら町民の主体的な健康づくりを促進するものです。予防事業として、当町では最も多い死因であるがんの予防を推進するため、がん検診の受診方法を改め、受診率の向上を図っていくとも述べられています。

そこで、お尋ねいたします。

まず、明るい未来がみえるまち第四次蟹江町総合計画の中におきまして、本町では健康づくりに関する情報発信の充実に努めてきましたが、多様化する健康問題への迅速な対応などの問題があるし、次の基本成果指標の目標値を定められました。

まず、1つ目として、がん検診受診率、胃がん検診93%、大腸がん検診11.3%、肺がん検診10.7%、子宮がん検診13.7%、乳がん検診19.6%、2つ目として、ストレスを感じた人の割合70.8%、3番目に、意識的に運動を心がけている人の割合31.2%、4番目として、食育に関心がある人の割合67.2%と示されています。その中では、今後の平成27年度に関する目標値等が示されていますが、直近の数値及び32年度に目標値を定められてみえれば、それもあわせてお答えください。

○健康推進課長 小島昌己君

それでは、ご質問いただきました基本成果指標の数値につきまして、まず、がん検診の受診率についてお答えさせていただきます。

平成27年度におきまして、胃がん検診を受診された方は938人、受診率8.9%、大腸がん受診者は1,711人で受診率16.2%、肺がん検診受診者は1,183人で受診率11.2%、子宮がん検診受診者は693人で8.7%、乳がん検診受診者は子宮がん検診と同じく693人で受診率10.6%となっております。なお、この受診者は、蟹江町保健センターでの集団検診及びかかりつけ医のお医者様で個別に受診された方の統計となります。また、受診率を算出する際の分母となりますのは、国の受診者統計の推進対象者数となりますことを申し添えさせていただきます。

次に、ストレスを感じた人の割合、意識的に運動を心がけている人の割合、食育に関心のある人の割合についてお答えさせていただきます。

「かにえ活き生きプラン21」（第2次計画）策定のため、町民の方々、20歳以上の方に1,000人を無作為抽出しまして、第四次総合計画策定時と同じアンケートによる意識調査を平成27年7月に実施しておりますので、その集計結果をお伝えさせていただきます。

ストレスを感じた人の割合につきましては、「あなたは、この1カ月間にストレスを感じたことがありますか」という質問に対し、「大いにある」もしくは「多少感じる」と答えた方の割合が75.3%ありました。

意識的に運動を心がけている人の割合につきましては、「健康のために日常特に気をつけていることは何ですか」という質問に対し、「体を動かす」と答えた方の割合が27.0%で、この質問の回答で最も高い割合を占めました。

次に、食育に関心がある人の割合につきましては、「あなたは、食育に関心がありますか」という質問に対し、「関心がある」もしくは「どちらかといえば関心がある」と答えた方の割合が71.7%と、食育に関する関心が増加しているという結果となりました。

これらの基本成果指標の目標値についてですが、食育に関心がある人の割合以外は、第四次総合計画策定時に掲げた目標を下回っています。要因としましては、国が推奨するがん検診の対象者枠が変化したことと、例えば、子宮がん検診、乳がん検診は国の指針で2年に一度の受診を勧奨することとなり、受診率に影響があったと考えています。また、受診者に負担していただく金額がふえたことなども受診率が伸びない要因の一つと考えています。

海部津島管内市町村が共同で検診事業を行い、検診料金を統一化しており、検診のできる医療機関をより広い範囲から選択していただける方式としているため、海部津島管内市町村も同様に受診率が伸び悩んだ状態となっております。

第四次総合計画策定時の平成32年度の基本成果指標の目標値については、ストレスを感じる人の割合を減少させ、その他、がん検診、運動を心がける人、食育に関心のある人の割合を上昇させると目標を設定しております。また、総合計画をもとに「かにえ活き生きプラン21」（平成26年度策定、第2次計画）においては、がん検診の近年における状況を分析し、平成36年度におけるがん検診の受診率目標をおおむね40%以上としております。がん検診受診率を上げることで、健康で安心して暮らせるよう、この目標値に近づけてまいりたいと考えております。

以上です。

○5番 水野智見君

ありがとうございます。先ほど課長からも言われました「かにえ活き生きプラン21」の中には、いろいろな取り組みについても示されていますが、先ほど最後のほうで課長が言われましたように、今後に向けては受診率の向上と、運動を心がける人、また、食育に関心のある人などの上昇に向けて取り組んでいただきたいと思います。また、ストレスを感じる人の割合もふえているようですけれども、今後、減少に向けてしっかり取り組んでいただきたいと思います。

そこで、本町においても、先ほど言われた「かにえ活き生きプラン21」にも示されていますが、生活習慣病、要介護認定者が年々増加しており、また、近年は身体的な健康だけでなく、子育て中の母親などの心の健康が問題になっています。町民への健康に関する知識の普及啓発と、気楽に相談できる体制づくりについてお尋ねします。また、現在取り組まれていること及び新しく取り組む予定などもあればあわせてお答えください。

○健康推進課長 小島昌己君

それでは、まず最初に、子育て中のお母さん方への心身の健康にかかわる相談事業など、蟹江町保健センターにおいて行っております事業についてご紹介させていただきます。

妊娠されますと、まず母子手帳を蟹江町保健センターで発行させていただいております。その際に、安全な出産についての情報提供や出産後の各種検診、困ったときの相談は保健センターでいつでもお受けできる旨をお伝えいたしております。病院での出産後、出産されたお母さんと医療機関からの情報を保健センターにいただくことにより、何か特別な事情があれば直ちに、また、通常の出産であれば2カ月ほどで必ず保健センターの保健師が出産後の母子双方の様子や困り事、不安に思うことがないかなどを確認させていただき、適切な情報を提供させていただいております。

今年度から開始しました事業としましては、養育支援訪問員の制度を設け、子供さんの成長だけでなく、お母さんの出産後の悩みや心のケアを専門的に対処するための専門相談員を派遣する新たな制度を開始いたしました。

町民の方々への健康に関する知識の普及啓発につきましては、健康教育活動を保健センターまたは町内各所におきまして、年間20以上の事業を随時行っておりますので、今後も効率的なこれらの事業の実施と普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○5番 水野智見君

すみません、一つ聞き漏らしたんですけれども、今後の取り組みについて、もう一度お願いします。お母さん方への、何か訪問してどうこうと言われたけれども、すみません。

○健康推進課長 小島昌己君

養育支援訪問員という制度がありまして、今年度4月1日から制度上要綱を立てまして、それで開始いたしましたが、要は、通常は一般的な悩みを持ったお母さん方の悩みだとか、通常すくすくと育っていらっしゃるお子さんの一般的な悩みだとか、そういうのに答えるんですが、中には、通常の発達よりおくれて成長されるお子さんですとか、どうしてもお母さんの養育上、おばあちゃん、おじいちゃんたちと一緒に住んでいなかったりとか、そういう状況がありますので、子育ての専門的な知識がどうしても受けにくいという方もいらっしゃいます。そういった方のために保健師が必ず2カ月目までには訪問させていただいて、状況を自分の目で見てくるんですが、そこで、うん、ちょっとという感じる場所があるそうです。そういったところでお母さんとよく相談をさせていただきまして、お母さんの了解が得られた場合に、より適切な、より深い知識を持った専門員さんに定期的に、また、随時、お母さん、いつでも保健センターに連絡していただければ行きますよということで、積極的に取り組む制度を設けさせていただいております。

以上です。

○5番 水野智見君

ありがとうございます。今後、そういった含めてですけれども、先ほどのがん検診もそうなんですけれども、そういった事業に取り組んでいるということの周知徹底をしていただい

て、町民の皆さんにわかるように対応していただくということと、どうしてもお母さんの中には、思っただけでもなかなか言いづらいとか話しづらいとか、そういうこともあると思います。また、ほかの方が見えたりするとなかなか話せないとか、そういう方もあると思いますので、その辺のところも、どういった対応をしたらいいかは保健師との方ともしっかり相談していただいて、できるだけそういう声を聞いていただくような取り組みを続けていただきたいと思います。

次に移ります。

当町の要介護度別認定者数は、平成20年10月現在で922人となっており、内訳として、軽度（要支援1・2）は198人（21.5%）、中度（要介護1・2・3）は509人（55.2%）、重度（要介護4・5）は215人（23.3%）となっています。

そこでお尋ねします。27年度末、本町の要介護度別認定者数を、軽度、中度、重度の人数及び割合についてお答えください。

○民生部次長兼高齢介護課長 伊藤光彦君

ただいまの要介護認定、軽度・中度・重度の人数及び割合についてお答えさせていただきます。

まず、1号被保険者9,063人のうち、認定者1,312人における軽度・中度・重度の人数及び割合でございますが、軽度認定者381名、割合29%、中度688名、52.5%、重度243名、割合18.5%となっております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

ありがとうございます。人口とともに、こういった要介護の認定者は順番にふえてくるわけですが、今後のこういった介護予防教室等の事業も考えてみえるかと思いますが、蟹江町としての27年度の予防事業の予定、また、今後の普及啓発及び認知症等に関するプログラムについてお答えください。

○民生部次長兼高齢介護課長 伊藤光彦君

介護予防事業、認知症予防、介護教室についてお答えさせていただきます。

まず、介護予防事業といたしまして、暮らしの動き教室、これは舟入・学戸ふれあいプラザにおいて開催しております。参加者のニーズ及び身体状況に応じ運動機能向上のための体操教室でございます。参加者の方は646名。

また、元気アップ教室、これも舟入・学戸ふれあいプラザで行っております。それぞれが元気アップにつなげた気功教室、ミュージック教室、歌の教室、絵手紙教室として教室を開いております。参加者の方は1,073名。

おたっしや教室・のむかむ教室もあわせてやっております。おたっしや教室、運動機能向上教室、また、のむかむ教室につきましては口腔機能向上教室といたしまして教室を開いて

おります。参加者の方は295名、合計2,014名の方が参加されております。

ちなみに、第四次総合計画における介護予防事業（認知症予防・介護教室）の参加者の平成27年度の目標にいたしましては1,480名でございます。今後も、より多くの方に参加していただけるよう、魅力ある教室としていきたいと考えております。

また、保健センターにおきまして、60歳以上の方を対象に看護師による健康相談も実施しております。平成27年度につきましては48回開催いたしまして816名の方、平成28年8月末現在で28回開催、461名の方に相談をさせていただきました。

今後につきましてはでございますが、本年、平成28年度の取り組みといたしましては、舟入・学戸両ふれあいプラザにおきまして、暮らしの運動教室、元気アップ教室、また、男だけの健康づくり教室「男組」、おたっしや教室・のむかむ教室、福祉センターにおいて60歳以上の方を対象にした看護師における健康相談を実施しております。

普及啓発といたしまして、町のホームページ掲載、パンフレット等の全戸配布を行い、より多くの方に参加していただけるよう、また、魅力ある教室をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

ありがとうございます。舟入ふれあいプラザとか学戸ふれあいプラザで事業を行われていることは、特に私の場合、舟入ふれあいプラザがすぐ近くにありますので、たびたび声を聞いたりとか、年配の方が自転車等で集まって結構にぎわっているというのは見受けているんですけども、そこの中で勤めてみえる先生なんか聞いたのは、そういった教室への町からの予算がもう少しいただければというようなお話もあったんですけども、こういった予算について、学戸もありますけれども、その他の地域のこともそうなんですけど、今後はどういうふうに考えてみえるのかをお答えください。

○民生部次長兼高齢介護課長 伊藤光彦君

暮らしの動き教室、元気アップ等の予算、講師料についてでございますが、暮らしの動き教室につきましては運動機能士等の方への業者委託を考えております。また、講師料の関係でございますが、先ほども申し上げましたように、参加者の方の相談ニーズに合わせて教室の内容を進めておりますので、そういった中での講師料が算定されて、町のほうでも予算組みのほうをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

わかりました。それと、舟入の場合は、舟入の公民館でも有志というか、グループでそれぞれ、これは認知症や介護の予防というわけではないんですけども、体操教室等を含めてやってみえるのがあるんですけども、例えばそういったものには補助というか、そういう

制度というのではないのでしょうか。ちょっと聞かれたものですから、お願いします。

○民生部次長兼高齢介護課長 伊藤光彦君

ただいまの舟入公民館等で地域で有志の方が運動教室等をされてみえるということにつきましてでございますが、そういった、町におきまして有志の方が公民館等で体操教室をやってみえるという実態につきましても把握がしかねる部分がございます。ただ、介護予防の一環としてサロンの展開をしております。今現在、近鉄蟹江駅前のサロンが1カ所運営をしております。また、他のそういった介護予防、運動教室等のサロン開設に伴い、2、3ご相談のほうをいただいておりますので、そういったサロンの運営の中で今後支援のほうを進めていきたい、また、サロンの開設をより多くの地域で開設できるように取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

わかりました。実は新風の会派で、ことし2月に埼玉県和光市のほうに視察に行っていました。ここは、普通視察は1対1で対応してもらえるんですけども、そこは蟹江町以外4つの議会との合同の行政視察でした。その中で、特に介護の関係のことでお話しさせてもらいますけれども、予防等に関して、行政だけでなく、事業者または市民の方への周知とか具体的な整備等は、ICTを活用された中で情報を共有化されて一元化されて取り組んでみえるというお話も聞きましたので、ぜひ今後とも、できることは取り組んでいただくということをお願いしたいと思います。

続きまして、「キラッとかにえ健幸ポイント」についてお尋ねいたします。

これは町のほうで全戸配布のパンフレットも出されていますが、現在の申込者数は何人みえますか。また、近隣市町村のこの事業に対する取り組み等もあわせて、申込者数とあわせてお答えください。

○健康推進課長 小島昌己君

それでは、お答えさせていただきます。

「キラッとかにえ健幸ポイント」につきましては、平成27年度から愛知県のマイレージ共同事業にのっかりまして、それで始めさせていただきました。郡内では、早いところでは27年度、蟹江町は28年度6月から全戸配布で始めさせていただいております。

それで、ご質問のありました蟹江町の申込者件数ですが、28年9月9日金曜日5時現在で11名の方の申し込みをいただいております。

全体郡内市町村の取り組みにつきましてということでご質問をいただいておりますので、27年度の蟹江町以外のところの統計が出ておりますので、ざっとお伝えさせていただきます。

津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町は、27年度の6月前後から同様に前年度開始いたしております。1年間の、同様に2月ぐらいの申し込みの締め切りがあるんですが、津島

市37名、愛西市465名、弥富市39名、あま市628名、大治町88名となっております。全体的には、6月前後から始まりますと、今申し上げたところの市町村で7月、8月、9月前後では、津島市ですと例えば3名の申し込みだけ、愛西市ですと100名ほど、弥富市ですとここも9名ほど、あま市ですと77名ほど、大治町が15名ほどという実績が出ております。

以上です。

○5番 水野智見君

わかりました。蟹江町は随分少ないなという気もするんですけども、昨年度のことですけれども、他のところも一時期のときに大幅にふえたりとかなんかしているみたいなんです。これはどういう取り組みがあったのかわかりませんが、このことに関しては、町長が3月の施政方針のときにも一応160名ほどというふうに予定もしてみえました。今後、蟹江町としてどういうふうに取り組んでいこうと思ってみえるのかをあわせてお願いします。

○健康推進課長 小島昌己君

ポイントのため方ですとかポイントのつき方のところで工夫する必要があると思うんですが、6月に全戸配布によりイベントを開始しまして、家の中での単純作業や、毎日の目標としている日課で散歩ですとか、屋外での作業なども1ポイントとして記録していただけるものとなっております。最短では1カ月余り、7月中ほどで相当数の方の申し込みがあるのではないかと予想しておったんですが、猛暑の時期でありましたし、外出を控えられたことなども、ポイントをためていただくことが消極的になってしまったのではないかというふうに想像しております。

高齢者の方々でも規則正しい生活、毎日を健康に暮らしていらっしゃる方にこそ、健康につながる健康ポイントが隠れていることも大いに考えられます。日常生活の中からポイントとなるような運動などが見出せるよう、もう少し気楽に取り組んでいただいて、こんな簡単なことがポイントになりますよなどの事例紹介を、窓口に提出いただくお客様の声などを参考にさせていただくなどして、改良しながらこの事業に取り組んでまいりたいと思います。

この健康イベントは、愛知県の「あいち健康マイレージ事業」と共同で行っている共同イベントであります。愛知県の「MyCa」カードは、蟹江町でポイントをためていただいて蟹江町保健センターに提出していただくだけで、県下の商業事業者の商品やサービスの割引が受けられるお得なカードです。県下のサービス提供業者が愛知県のホームページに多数掲載されていらっしゃいますので、楽しみながら健康づくりに興味を持っていただけるようご参考にしていただけたらと思っております。

以上です。

○5番 水野智見君

ポイントのため方等は、内容も含めてですが、この資料には書いてありますが、その中を見させていただいた中で、今回はこれで進めてみえますけれども、今後ですね。昔ですと健

康保険を例えば1年間とか3年間とか、ちょっと年数は覚えていないんですけども、使わないと記念品がもらえたりとか、そういうことがありまして、今はないんですが、例えば健康保険を1年間利用しなかった人には何かポイントがもらえるとか、介護保険を高齢者の方で利用していない方とか、あとは、例えば私も今現在農業のほうで水回りの関係の役員をさせてもらっていますけれども、役員の中で1年に1回ぐらいですけども、水路の掃除とか云々するんですけども、私の父親ぐらいの年齢の方とも一緒にやるんですけども、正直言うと、私よりも体力あるというか、やり方の要領等もあるかと思うんですけども、そういう年配の方でも結構元気な方でお話を聞いていると、ここ何年間病院に行ったことないとか、風邪引いたときは寝ておれば治っていくとか、そうやって言われるんですけども、そういった農業従事者なんかのこともポイントがもらえるのかとか、示し方としてはわかりにくいのかもしれませんけれども、そういったことも含めて、まだ多種多様なものがあるのではないかなと思いますので、また今後検討していただきたいと思います。

それと、今、課長が言われました「My C a」のことなんですけれども、私も名前聞いたことあるんですけども、「My C a」というのは見たことないんですけども、もし課長のほうでそんな案内とか資料を持ってみえましたら見せていただいて、せっかくテレビついていきますので、町民の皆さんに見ていただけるといいのかなと思いますけれども、ありますか。

○健康推進課長 小島昌己君

ご質問ありがとうございます。「My C a」のほうなんですけど、愛知県のほうにも再三照会をかけて、私自身も実は県下いろいろ、名古屋市内、近隣市町村、郡内に出かけるんですけども、実はこれでございます。このシールが愛知県の予算において、健康づくりのために協賛していただける企業のレジのところですか出入り口のところに張ってあるそうです。蟹江町でポイントをためていただくと、これちょっと小さいキャッシュカードの大きさなんですけど、「My C a」というのがもらえます。これもらっていただくと、シールの張ってある県下の協賛店から、例えばレンタカーが15%割引で借りられるよですとか、どこかの食事するときに10%の割引が食事でできますよというのが大いにあるようなんですけど、愛知県さんのほうでは、これらのコマーシャルが今の現状にとどまっているようです。窓口に来ていただく方には、こちらの「My C a」のカードですとか、こちらのシール、これが張ってありますからねというので、カラーのものをお見せするなどして、ぜひそういうところ、ホームページにはかなりの件数が、チェーン店さんなんかも入れて何千と出ておりますので、その辺のところを参考にさせていただけたらというふうに思います。

以上です。

○5番 水野智見君

わかりました。今の「My C a」についてですけども、県のほうはどのように周知をし

てみえるのかもお尋ねしたいと思います。

○健康推進課長 小島昌己君

愛知県さんのほうなんです、予算的なものもあるということで、このシールを協賛していただける協定書が結べるところに必要な部数やるということで、重きに今現時点で取り組んでいらっしゃるということは協賛店をふやすということに、今のところ制度が始まった1年のところでそのあたりを重点に努力していらっしゃるようです。郡内では、商業地域が名古屋市に多くありますことで、なかなか協賛をいただく件数が隣の名古屋より東のところとは件数が格段に違うような状況もありますが、順次努力していくというふうなお話を伺っておりますので、また愛知県さん、津島保健所が管轄になるんですが、蟹江町にも商工会さんがありますので、そちらのほう、商業地域のところと商業事業者さんと密に連携がとれるようにお話を順次させていただいて、協賛店と「My C a」の啓発に努めていけるようにということ、協調してやっていきたいと思っております。

以上です。

○5番 水野智見君

今後は県のほうとも情報を共有しながら、より広く取り組んでいただけることをお願いいたします。

続きまして、国民健康保険の過去5年間の収納率をお尋ねします。

また、平成21年度は26万442円でしたが、平成27年度の加入者1人当たりの年間医療費はについてお尋ねいたします。

また、特定健康診査受診率は平成21年度28.2%で、町の総合計画では27年度の目標値は65%ということでしたが、その結果等についてもお尋ねいたします。

○保険医療課長 寺本章人君

水野議員の質問にお答えさせていただきます。

国民健康保険税の過去5年間の収納率でございますが、平成23年度91.3%、平成24年度92.6%、平成25年度93.7%、平成26年度94.3%、平成27年度95.4%でございます。

また、平成27年度の加入者1人当たりの医療費は26万4,266円でございます。

平成27年度特定健康診査受診率については33.38%でございます。第四次総合計画における27年度の目標数値65%に到達していない状況でございます。

以上でございます。

○5番 水野智見君

特定健康診査の受診率のほうは目標値の半分以下ということですので、今後はこれも目標値に向けて取り組んでいただきたいと思います。

それで、健康保険の保険料の上昇等と、あと設定方法とか健康保険制度の周知徹底、収納方法とかについても改善されていくものがあれば、何か町として計画してみえるものがあれ

ばお願いします。

○保険医療課長 寺本章人君

保険料の上昇要因でございますが、保険料は医療給付を担うものでございます。蟹江町においても医療費の増加があれば保険料は上昇すると考えられますので、健康に対する取り組みを行い、保険料が抑制されるようにやっていきたいと考えております。

また、保険料の設定方法は、蟹江町における医療費の総額を見込み、そこから国・県から交付される負担金などを引き、残額を想定被保険者数で割ったものが保険料となります。

国民健康保険制度の周知徹底につきましては、平成30年度に国民健康保険制度の改正もございまして、周知を図っていききたいと考えております。

また、収納方法についてですが、納税機会をふやすために土曜開庁やコンビニ収納を行っております。今後さらなる納税機会をふやすように関係部局と協議していききたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○5番 水野智見君

わかりました。

まず、収納方法についてですが、今はコンビニ等も進めてみえるということですが、例えばクレジットカードとかということについてはどのように考えてみえますか。

○保険医療課長 寺本章人君

クレジットカード収納につきましては、今後、私どもの会計のほうとなるのですけれども、税務課、会計管理室等とも協議をして議論し、できるようになればよいと思っております。

○5番 水野智見君

それと、もう一つすみません、ネットバンキングについてお尋ねしたいんですが、ネットバンキングは、国のほうでも、例えば法務局のほうなんかはネットバンキングを利用して支払いの機能があるんですけれども、私自身はそれ以外は使ったことがないんですけれども、ネットバンキングですと、夜仕事から帰ってきて遅い時間でも対応できたりする部分もありますので、そういうことも活用されればどうかなと思うんですけれども、それについてはどう考えてみえますか。

○保険医療課長 寺本章人君

ネットバンキングにつきましても、利用できる状況を私どもも勉強させていただきまして、取り入れが可能かどうかを今後協議を進めていきたいとは思っております。

以上です。

○5番 水野智見君

先ほどのクレジットカードもそうですけれどもネットバンキングも、健康保険に限らずいろいろな税金が町のほうにはあると思いますが、そういったものの各種税金等についても収納方法として幅広いものを検討していただければなというふうに思っております。

そういったことも含めて、最後に町長のほうに、総括して、担当課長等の説明で補足する点等あれば、ご自身のご意見も含めてお願いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

水野議員のほうから蟹江町健康づくり、認知症及び介護予防施策についてという、本当に幅広いご質問をいただきました。先ほど飯田議員からもご質問ございましたけれども、超高齢化社会にいよいよ入ってまいりました。蟹江町も65歳以上の方が9,100人を超える状況、これも先ほど推計の中でお話をさせていただきました。

そういう中で、まず健康寿命を延ばす必要があるのではないかと。これは我々だけではなくて、国の施策の中でしっかりと位置づけられているものであります。そんな中でいろいろな施策をやっているわけでありますので、今、それぞれの担当者がそれぞれの立場でお答えをさせていただきました。特に補足するところはありませんけれども、実際、全てのことがそうでありませぬけれども、政策の中でそういう制度をつくっても、それが活用されなければ全く意味がないということであります。ある意味、蟹江町版のいろいろな施策を、しっかりと地に足をつけた政策をしていく必要があるというふうに我々は思っております。

特にうちの場合は、保健師の充実を図るということ、今年度、来年度しっかりとやっていたいただいて、先ほど来いろいろな不幸な状況になってもいけませんし、蟹江町にいれば安心して出産、子育てができるまちだ、少子化対策にもしっかりと寄与するべく対策をとっております。高齢化社会につきましては、人口がこの蟹江町、今微増ではあります、しっかりとしたまだ数字はつかんでおりませぬけれども、住基とのバランスもございますので、増加傾向にあるというふうには認識いたしております。さらに新しい若い方が蟹江町に住んでいただき、そして蟹江町の未来をつくっていただけるよう、我々、施策としてはやってまいりたいというふうに考えております。

あと健康予防につきましても、マイレージ、スタートさせていただきました。私ももう少し申し込みが多いのかなと思ったんですが、大変申しわけございませぬ、まだ周知徹底がしていないという結果ではあります。ただ、急に人が、ほかでマイレージ事業をやってみるところがありますので、しっかりと調査をして、どういう状況なのかということも今後また別の機会に発表させていただきたいというふうに思っております。

県の「MyCa」カードにつきましても、先ほど担当が申しあげましたとおり、県の施策に頼るのではなく、蟹江町の商業施設の管理いたします商工会等々を通じまして、蟹江町の皆さんが健康マイレージを自分たちの自己申告でありますけれども、使いやすいような制度に今後も持っていきたいというふうに思っております。

蟹江町、今、若い方がどんどんふえて、子育てがしやすい、そして老後も住みやすい、そんなまちづくりをしっかりと前へ進めてまいりたいと思っておりますので、また水野議員におかれましては、いろいろなご支援をいただけるとありがたいというふうに考えております。

答弁漏れございましたら、またご質問いただければありがたいと思います。

以上であります。

○5番 水野智見君

ありがとうございます。ぜひ、今後も時間のかかることかもしれませんが、情報等も含めた周知徹底をお願いしたいと思います。

先ほどポイントの関係のことで一つ忘れていたものですから、つけ加えさせていただきますが、舟入小学校のほうでは町の25年度愛知県健康推進学校ということで、その中の、25年度から始められたということですが、地域の高齢者の方に地域ふれあい大会という名目なんです。戦前、舟入地区はこういうだったとか、蟹江はこういう形で生活していたとか、例えば伊勢湾台風のときにはこういうことがあったということのお話をされているそうです。大体20分から30分ぐらいで今も続けられているそうですけれども、その方たちにお聞きすると、やるからには結構勉強して、いろいろ調べたりとかして、本を読んだりとか、そういうこともして結構大変なんだけれども、自分のためにもなるというようなことも言ってみました。こういったことも、ある意味の予防にもなるのかなと思いますので、先ほど農業者のことも言いましたが、この中には本当に80過ぎの方もみえて、学校の先生を退職された方もみえるというふうに聞いていますので、そういったことも含めて検討していただければいいのかなと思います。これはつけ加えてお願いしたいと思います。

まだ発言時間が少し残っていますので、これは通告書にはなかったことなんですけれども、今後のこういった健康づくり等には、先ほど町長が言われましたように、認知症、介護予防事業というのは、保険料の値上がり等もこのままですと上がっていきますので、そういったことの抑制も含めて大変な問題で取り組んでいただかなければいけないことなんですけれども、町長、副町長や関係部課長は当然なんですけれども、町全体を取り仕切って対応してみえるような総務部長や、町長直轄の政策推進室の室長も含めて、今までのいろいろな町の政策を精査する中で、しっかり町民の皆さんに各種情報の、先ほどの話と繰り返しになりますが、周知徹底と迅速な取り組みについて最後をお願い申し上げまして、質問を終わります。

○議長 高阪康彦君

以上で、水野智見君の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

(午前10時20分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時35分)

○議長 高阪康彦君

質問3番 松本正美君の1問目「地域包括ケア対策を図れ」を許可いたします。

松本正美君、質問席へお着きください。

○1番 松本正美君

1番 公明党の松本正美でございます。

議長より許可をいただきましたので、1問目の「地域包括ケア対策を図れ」を質問させていただきます。さきの議員さんとも質問が重なる部分もありますが、よろしく願いいたします。

厚生労働省によると、本年4月末には我が国の要介護（要支援）認定者数が620万人を超えました。そのうち約8割が在宅で暮らしていると言われております。現在、人口減少、超高齢化社会などによる地域における大きな課題として、高齢者の増加に対して現役世代の減少などによるケアの担い手の不足から、介護保険施策は施設サービスから在宅サービスへと転換を図り、介護予防を目指すものであります。

本町でも少子高齢化の課題解決のために、現在、高齢者の方が住みなれた地域で、住まい・医療・介護・生活支援を一体的に受けられる地域包括ケアシステムの構築に向けた整備が行われております。これは、団塊の世代が75歳以上となって支援を必要とする高齢者が一段と増加する平成37年度を目標に、地域包括ケアシステムの構築を目指すものであります。高齢者みずからが介護予防に取り組み、それでも対応が困難な場合には介護保険サービスや公的な福祉サービスを利用するなど考え方にに基づき、地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備やサービスの重点化、費用負担の公平化などが行われます。

町民の皆様の中には、高齢者同士の老老介護や入居待機といった課題を抱える人もみえます。また、家族に迷惑はかけたくないと病院から家に帰りたいけれども帰れない要介護や独居の年金暮らしの方からは、介護に回す金がないと訴える人もみえます。このように、介護による問題で在宅での介護生活に不安を抱えている人は少なくありません。

本町の地域包括支援センターは、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議を通じたケアマネジメント支援等を業務する地域包括ケアシステム構築の重要なかなめ、役割を担っているところであります。

私たち総務民生常任委員会では、これまで地域包括支援事業の取り組みにつきましても、グループに分かれて近隣の市町を調査研究したり、蟹江町の地域包括支援センターである東西2カ所を委員会でも視察させていただきました。また、本町の地域包括支援事業としての取り組みとして、先進地である東海市へ地域支え合い体制づくりについても視察させていただきました。

カリヨン・セーヌの2カ所の地域包括支援センターの相談事業は、地域の高齢者の実態把握や社会全体の構造変化に伴い福祉ニーズも多様化し、相談も複雑化している状況でありました。このことから、町民の皆様の総合的な相談窓口である地域包括支援センターの総合相談窓口体制の機能の強化は、私ども総務民生常任委員会の中でも大変重要な取り組みである

と位置づけしているところでもあります。

地域包括支援事業を進めていく上で、地域包括支援センターが重要な役割を担うが、現在の名称ではどのような機関なのか町民の皆様にはわかりにくい。より町民に親しみやすい名称へと変更し、知名度を上げることがまず必要であります。地域包括支援センターがふだんから地域のかかわりを持って信頼を得ていく総合的な相談窓口の体制の機能強化として、委員の皆様からも提案をいただく地域包括支援センターの名称を住民の皆様にもわかりやすく親しみやすい名称へ変更するなど、センターの知名度アップ、認知度アップに取り組めないかお伺いいたします。

また、本町でも、今後少子高齢化に伴い、町民の皆様のあるゆる相談が多くなってきております。そんなときに、相談窓口が1カ所でワンストップのあるゆる相談に対応できることは、町民の皆様にとっても大変よいことでもあります。地域包括支援センターの機能の強化として、私ども総務民生常任委員会でも委員の皆様から、先進地である高浜市の「いきいき広場」に設置されている地域包括支援センターのような、福祉のことなら全て1カ所で、あらゆる分野の相談が可能なワンストップを提供できる福祉の総合相談窓口の拠点がベストの状態ではないかと、委員の皆様からの意見でもありました。

本町では東西2カ所の地域包括支援センターを統括する総合相談窓口体制は確立されていません。東西2カ所の地域包括支援センターを統括する全体的な総合窓口として、ワンストップの総合相談窓口の拠点を整備する考えはないか、お伺いしたいと思います。

○民生部次長兼高齢介護課長 伊藤光彦君

ただいまの松本議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、両地域包括支援センターの名称等についてでございますが、現在、町の地域包括支援センターは、皆さんご存じのように、蟹江町の東西でエリア（担当地区）を分け、それぞれ東地域包括支援センター、西地域包括支援センターの名称で運営をしております。今後、議員の言われましたように、町民の皆様親しんでいただけるよう名称変更や、多くの人が集まる場所でのセンターのPR等、両地域包括支援センターと相談しながら、皆さんに親しみやすいセンターとなるよう努めていきたいと考えております。

また、次の質問といたしまして、総合相談窓口についてでございますが、地域包括支援センターでは、介護保険制度だけではなく、各福祉制度の利用を含め包括的に高齢者個人の方の支援を行っております。両地域包括支援センターそれぞれが、地域の総合窓口と考えております。役場高齢介護課へご相談に来庁された場合でも、相談内容、相談ニーズに合わせ、地域包括支援センターと連携をして、次につながる対応を心がけております。

ワンストップの相談窓口は、相談者の相談内容、相談ニーズに合わせ、関係者が連携を図って対応していくことが総合相談窓口と考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今、次長のほうからも答弁があったわけなんですけれども、まず、知名度アップということで、施設の地域包括支援センターのネーミングが悪いということで委員の皆様からも出ておるわけなんですけれども、本当に今までも、委員の方、また、議員の方からこういった質問があったわけなんです、その後検討をされているかどうかというのが、私、大事ではないかなと思いますので、その点、もうちょっとお聞きしたいなと思います。

○民生部次長兼高齢介護課長 伊藤光彦君

検討についてでございますが、本年5月、7月、ともに個別の地域ケア会議、両包括支援センター職員と町職員とが出席いたしまして、親しみやすい名称変更、これからセンターの活動内容をどのようにPRしていくかということを議題として今話し合っております。今後、皆さんに親しみやすいセンターの運営活動を心がけていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○1番 松本正美君

その点、よろしくお願いたします。

それともう1点の福祉の総合相談窓口の拠点の整備についてでありますけれども、これも私も総務民生委員会の中でも、例えば町民の方が役場に相談に行かれたときに、あなたは蟹江川から西のほうだから西ですよ、東ですから東ですよと、そういった振り分けられてしまうという、本当にこれではワンストップではないのではないかという、そういうお話もありました。

家族においては、今後蟹江町でもそうですけれども、多重介護、また、複数の相談を抱えた町民の方もおみえであります。その都度、役場に行ったときに、あなたはあちらに行ってください、また、こちらへ行ってくださいとか、相談を受けたときにそういうような体制では、1カ所での相談窓口ではないじゃないかなと。私たちが高浜のことを強く言っているのは、高浜の1カ所でのワンストップで行われている、そういう窓口がベターでないかということをお話をするところでもあります。

地域包括支援センターの全体の事業等考えてみたときに、全体の事業が町民の皆様にもわかりやすく効果的にやろうとすると、ただ単に支援センターがここにあるというのでは、あってはならないと思うんです。誰もがわかりやすい一つの大きな拠点があつたほうがよいのではないかと。先ほど言いました高浜みたいなのも一つの例であります。本町も全体を束ねた1カ所で拠点が必要ではないかという委員の皆様の見解でもありました。

そういう面を含めてちょっとお聞きしたいんですけれども、地域包括支援センターの相談窓口ということで、今、関西線より向こう北側に2カ所あるわけなんですけれども、特に地元の学戸学区の皆さんから、特に二次予防の対象者が学戸学区多いわけなんですけれども、そうした中で介護家族の方からも、町の中心に支援センターを設置できないかという要望も

いただきました。また、そういう意味でも、今回新しく多世代交流施設が建設予定されているわけですが、この中には社協が入ってボランティアの拠点の施設にもなるということをお聞きしておるわけなんですけれども、こういった三世代が触れ合いの場になる、また、ボランティアが集まってくる、そうしたときに地域の情報や地域のそういった資源のマッチング、本当にそういう地域の支え事業にも関連する情報がこの場所で得られるのではないかなど、このように思うわけなんですけれども、そういった意味でも、地域包括支援センターの情報の発信基地ともなる今回のそうした多世代交流施設の中に地域包括支援センターを併設しながら、そうした総合の窓口の拠点はできないか、これは最後、町長にお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○町長 横江淳一君

今の包括ケアの対策を図るという中で、支援センターが今2つあります。総合的に総括できるような支援センターはできないかというご質問であります。

まず、大変申しわけなく思いますが、例えば蟹江町の役場の窓口へお見えになった方が相談をすると、あなたは西ですよ、東ですよという、そういう振り分けをしていたことに関しては大変申しわけありません。もしもそんなことがあったとすると、大変申しわけなく思っておりますが、決してそういうことではなくて、総合窓口というのはどこでもたくさんあってもいいと思うんですね。先ほど来の議員の皆様方の質問の中に、今65歳以上の方が27年度なんですけど9,100人を超した状況、そんな中で、今、包括支援センターが川の西、東とあるわけであります。

ただ、皆様方から、包括支援センターとって何か足が遠のくよね、やっぱり窓口としては役場もしくはそういう行きやすい場所がという声は私もたくさん聞いております。そういう意味でいけば、ワンストップサービスというのは、役場の窓口でのワンストップサービスとは違って、そこへ行けば全ての話がわかる、これは西包括センターでも東包括センターでも、今度新たに多世代交流センターの中にもボランティアの方をお願いして、そういう相談窓口をつくるつもりでもございます。当然社会福祉協議会はその一端を担っておる組織でありますので、しっかりと社会福祉協議会の皆さんにもその役目を担っていただけるという、そういう考え方を持ってございます。ですから、真ん中の一つつくるということではなくて、当然町の中心には蟹江町役場がございまして、この役場のまず相談窓口を充実すべく担当を配置することも一つ考えられるというふうに思います。その中でいろいろな振り分けができるのはいいのかなというふうに考えてございますので、総合窓口という考え方をちょっと広く広範囲に考えていただくとありがたいというふうに、私自身、今現在思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

町長からもお話がありましたけれども、窓口はようけあったほうがいいという話なんですけれども、これも一回検討していただきたいと思います。きょう、質問が多くありますので、次に進めていきたいと思います。

次に、地域ケア会議についてであります。

地域ケア会議とは、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく地域包括ケアシステムの実現に向けた手法であります。本町でも、地域ケア会議は地域包括支援事業を推進する上で大変重要な取り組みでもあります。個別ケースの検討を行う地域ケア会議については、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらに介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげることが求められています。

地域ケア会議を通じての介護支援専門員による包括的・継続的ケアマネジメントの支援がありますが、本町の介護家族の方から、入退院時の調整などケアマネジメント支援に時間がかかることも聞きます。特に入退院や介護予防のケアマネジメントにかかわるのがケアマネジャーさんでもあり、ケアマネジャーさんによってはケアマネジメントに時間がかかるなどの温度差があります。本町の個別ケースの検討を行う地域ケア会議については、できる限り多くの介護支援専門員の資質向上の場となることが求められています。支援困難事例への対応やケアマネジメントへの実践力を高めるためのケアマネジャーのレベルアップ、資質向上の効果的な実施の取り組みについてお伺いしたいと思います。

○民生部次長兼高齢介護課長 伊藤光彦君

ただいまのケアマネジャーのレベルアップ、資質向上についてございますが、ケアマネジャーの資質向上のために海部南部広域事務組合主催での合同の研修を適宜行っております。また、町内では、ケアマネジャーだけではなく介護事業にかかわる者が連携し、合同で研修や会議を実施することによって、レベルアップ、資質向上に努めております。

地域包括支援センターにおきまして個別の地域ケア会議を開催しております。そこで高齢者個人の課題解決のために、ケース検討会を行います。そのケース検討会には、ケアマネジャーのみではなく、全ての介護、高齢者個人の問題解決に携わる関係者及びケアマネジャーも出席しております。そこでケアマネジャーはいろいろなケースを検討することによっての情報共有、資質向上に努めております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今、次長のほうから答弁あったわけなんですけれども、地域ケア会議でありますけれども、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、効果的な介護予防をやっていこうと思うと、個人の支援の内容の検討だけではなく、高齢者の自立支援に向けた仕組みづくりや、そうしたさまざまな課題解決に向けた取り組みを話し合っていくことが大事だと、このように思うわ

けなんですけれども、特に先日、海南病院のほうに視察をさせていただいたときに、ちょうどここは病院ということもありまして、ケアマネジャーさんがワンストップで課題相談に乗れるということで、非常にワンストップで対応ができています。蟹江町においていろいろと聞くと、今待機してみえる方も結構みえるわけなんですけれども、なかなかスムーズにそういったところに入れないという方もみえるわけなんですけれども、そういったときに、お医者さんとの連携というのはなかなか蟹江町は難しいのかなと、このように思うわけなんですけれども、そうした医師との連携はどのようになっているか、お聞きしたいと思います。これは部長に聞いたほうが良いと思いますね。

○民生部長 橋本浩之君

医師との連携のお話でございます。医療・介護の連携というのを2年ぐらい前から実は始めておりまして、医療の医師と介護の事業者の方と一緒に問題解決等をしております。それと、地域ケア会議を活用して、ケアマネジャーなどに対する相談、あと支援困難事例の指導助言、こちらのほうを、介護サービス事業者などの担当者会議を含めまして資質の向上を図っておるところでございます。

以上でございます。

○1番 松本正美君

どうか、地域ケア会議も大事ですので、ケアマネジャーさんともしっかりと対話できるような、話し合いできるような形をとっていただいて、課題解決に向けて、この次の第7期の介護保険事業計画にも組み入れられるような、そういうしっかりした話し合いをしていただきたいと思います。

次に、在宅医療・介護連携の推進についてであります。

新たな地域支援事業の中に、在宅医療・介護連携推進事業が位置づけられております。在宅医療・介護の連携推進については、平成30年4月までに全ての市区町村で取り組むことが求められているところであります。

内閣府の調査によれば、住みなれた自宅で逝きたいと願っている人は、55歳以上の男女の半数に上ると調査結果が出ているところであります。しかし、自宅で最期を迎える在宅死の割合は、死者全体の約12%にすぎない状況でもあります。その理由の一つとして、自宅で医療を受ける在宅医療の体制が不十分なことにあります。団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる2025年には、在宅医療で療養する高齢者が現在より30万人以上ふえると予想されています。このことから、医療機関だけでは高齢者の受け入れに限界があるだけに、在宅医療の体制整備は喫緊の課題となっております。

この在宅医療は、外来受診、入院治療に次ぐ第三の医療と言われて、通院困難な方に対しても定期的に医師が訪問するなど24時間365日の往診体制や、また、介護における地域密着サービスとして定期巡回・随時対応型訪問介護や夜間対応型訪問介護など、自宅での生活に

においても多くの方の支援が必要となっております。住みなれた家で、入院生活では得られない患者・家族の希望を実現するのも在宅医療・介護の連携の仕組みの大きなメリットでもあります。

本町でも、新たな地域支援事業として在宅医療・介護連携に取り組んでいかななくてはならないですが、地域の医療介護資源の不足や行政と医師会との協力関係の構築が求められています。新たな地域支援事業の在宅医療・介護連携の推進をしていくためには、地域医師会等の関係団体との連携が重要な役割となっております。本町では、今後、24時間在宅医療・介護連携の推進をしていくための地域医療、介護資源の把握や課題の抽出、対応策を検討されているのかお伺いしたいと思います。

○民生部次長兼高齢介護課長 伊藤光彦君

ただいまの24時間在宅医療・介護連携の推進についてお答えさせていただきます。

まず、在宅医療・介護連携の一步といたしまして、本年10月に電子@連絡帳（ICT）の導入ワーキンググループ立ち上げをいたします。メンバーは、医科・歯科・薬科の3師会の先生、包括支援センター職員、介護サービス事業者、オブザーバーといたしまして海部医師会在宅医療センター職員から成っております。平成29年4月運用開始に向け、年明けにはICTの試験導入を行い、関係機関との調整を図って進めていきたいと考えております。

地域等の課題でございますが、在宅医療・介護連携といたしまして、現在海部医療圏におきまして在宅医療サポートセンターが設置されております。地域における在宅医療を提供する体制を整備するために、在宅医療導入研修、かかりつけ医啓発、在宅医療提供体制、相談対応、後方支援・退院支援のワーキンググループにおいて、資源の把握や課題の抽出、対応策について検討しております。メンバーは、海部医師会、海部医療圏内の医科・歯科・薬科の3師会の先生、看護師、包括支援センター職員、ケアマネジャー、市町村職員から成っております。

24時間体制の在宅医療については、医療機関や訪問看護ステーションの意向もありますので、医師会などと調整を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。答弁がございましたが、在宅医療・介護医療の連携でありますけれども、こちらのほうは医療圏で進めていくということによろしいですか。

（「はい」の声あり）

それで、今後医療圏で進めていく上におきまして、医師会とも話し合いをされて連携をとられているということでもありますけれども、特に24時間ということでは、昼間は、蟹江地域でも小さい病院がありますけれども、かかりつけ医というんですか、こういった病院もあるわけなんですけれども、夜間の対応はどのように検討されているのか、お聞きした

いと思います。これ、民生部長、お願いします。

○民生部長 橋本浩之君

夜間の体制につきましては、なかなか難しい問題がございます。介護につきましては、介護士、看護師それぞれ人員等が不足している状況でございます。その中で、2025年には200万人ぐらいの看護職、253万人の介護職が必要だということも言われておりますので、介護職場の待遇がよくなることも含めまして、今後とも医師会と協力しながら、24時間の体制を整えるように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

非常に大変だということでもあります。特に24時間の在宅をやっというと思うと、介護の連携というのは非常に重要になってくると思うわけなんですけれども、介護保険制度の地域密着サービスの点から考えても、本町ではまだ事業計画がおくれている状況だと思うわけなんですけれども、こういった地域密着サービスの課題、今後の対応はどのように考えてみるのでしょうか。これも部長にお聞きします。

○民生部長 橋本浩之君

先ほど担当の次長がお答えさせていただいたと思いますけれども、課題の抽出、対応策、地域医療の介護の資源、こちらの把握というのをまず第一にしなければいけないと思っております。その中で、対応策につきましては、在宅医療サポートセンターが設置されてございます。この体制整備に向けまして今現在ワーキンググループをやっております。その中で、医科・歯科・薬科、こちらのほうの先生方、看護師、包括支援センターの職員、ケアマネジャー等々、市町村の職員も含めまして対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今、民生部長のほうからありましたように、地域の把握が大事だということで、これも非常に大事なことでございますので、しっかりと把握していただいて取り組んでいただきたいと思うわけなんです。

特に介護のほうの関係でいきますと、今後、訪問介護サービス、在宅においては大変重要な役割を担ってまいります。本町でも24時間体制の訪問介護に取り組んでいくためには、担い手不足の問題も出てくると思います。今、看護師さんでも免許を持ちながら結婚や出産を機に離職された潜在的な看護師の発掘、また、看護師の処遇改善も求められているところがあります。また、これはホームヘルパーさんですけれども、ひとり暮らしの老老介護をする人にとっては大変頼りになるのがホームヘルパーさんであります。全国でも40万人以上とも言われるホームヘルパーの半数以上が非正規雇用で、賃金が低い、将来の保障がない、このままでは団塊の世代の全員が75歳以上になる2025年を過ぎると、人も施設も圧倒的に不足し、

在宅介護の担い手をどう確保していくか大きな問題となっているところでもあります。実際にはヘルパーさんによる生活援助は型どおりでは済まず、訪問する1軒ごとにメニューが違うために、介護職は専門性や柔軟性などを要する高度な仕事が求められているところでもあります。

こういった本町の在宅介護にかかわるヘルパーさんの問題につきましても、今後、処遇改善だとか介護の人材確保だとか、そうしたことが求められておるわけなんですけれども、この点について、訪問介護、ヘルパーさんについて町長のほうから、どういうふうに考えてみえるかお聞きしたいと思います。

○町長 横江淳一君

お答えをいたします。

先ほどから、るる地域包括ケア対策の中での総合的なご質問をいただきました。まさに急性期、療養期、先ほど来自分の生まれたところで最期まで全うしたいという、そういう皆さんがたくさんお見えになるいうのも私も事実だというふうに思っています。

そんな中で、今、うちの担当部長申し上げましたとおり、ワーキンググループにおいて、今いろいろな調査研究を進めておりますし、実際行動に移しかけている部分も実はございます。そんな中で、当然これから看護師不足、今ご指摘をいただきましたヘルパーさん、このことについても、リタイヤをして、資格をお持ちになっている方でも、今、非正規雇用で働いてみえる方もあります。そういう方をしっかりと人材を発掘しながら、もしもそういうニーズがあるんでしたら、我々も、これから介護に向かっているいろいろな人材不足の状況が来ると思いますので、そういう方の雇用がもしもできるようでしたら、またいろいろ研究していきたいな、こんなことを思っています。

人材の確保というのは、なかなか本当にできませんし、資格を持った方というのは非常に貴重な方であります。先ほど来、ほかの議員の皆さんにも申し上げましたとおり、保健師だとか保育士もそうでありますけれども、一度リタイヤをして再度働きたいという方も、このごろ採用の中でもふえてきておるのが現状でありますので、蟹江町の現状に沿うような形で今後ヘルパーさんの確保、看護師さんの確保も、施策に応じてやってまいりたいというのが今現在の考え方でございます。

以上であります。

○1番 松本正美君

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

次に行きます。

次に、介護予防と日常生活の支援サービス事業についてであります。

高齢者一人一人が、住みなれたこの地域でいつまでも自分らしく元気に暮らすために、健康づくりや介護予防は重要な取り組みであります。本町でも、町民の皆様が主体的に健康づ

くり、介護予防を行ってみたくなるような、効果的に楽しく参加できるような健康づくり、介護予防の取り組みは、高齢者の社会参加を促すためにも必要であります。ボランティア活動に参加された方が、やりがいを持ち、活動へのさらなる参加意識の出るような町独自の支援としてボランティアポイント制度を導入し、介護予防や支え合い・助け合い日常生活支援事業に取り組む考えはないか。

また、本町では、地域総合支援事業として新しい介護予防・日常生活支援サービス事業について、事業主体のサービスも検討されていると思います。本町でも、今後、後期高齢者や単身世帯の増加に伴う介護・生活支援需要の増加に直面し生産年齢人口は減少するなど、要介護を支える担い手も大幅に不足することが予測されます。自分のしたい活動や普通の生活を継続することで結果的に介護予防になるという発想の転換も必要ではないかと思います。こうした取り組みが結果的に、閉じこもり予防、孤立予防、地域の見守りなど、将来、地域での助け合い、支え合いへの基盤となります。これは本人の役割や出番づくりなど社会参加にもつながると思います。

生活支援としての多様化する高齢者の生活ニーズに応えるためにも、住民のボランティア、民間企業など多様な主体による生活支援体制を地域に構築していくことも不可欠であります。こうした多様なニーズに対応した、多様な主体による、多様な生活支援の体制の構築が、結果として専門職としての介護の人材が、積極的に身体介護を中心としたケア介護に取り組んでいくことができるのであります。住民主体支援については、担い手の確保が大切になってくるとは思います。現在の介護予防・日常生活支援サービス事業の取り組み状況と担い手確保、課題についてお伺いしたいと思います。

○民生部次長兼高齢介護課長 伊藤光彦君

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、ボランティアポイント制度の導入でございますが、こちらは生活支援整備体制事業（支え合いの体制づくり）を進めていく中で、事業を委託する社会福祉協議会とともに事業内容を検討する中で、ボランティアの人材確保をしていくためにはどのようにして進めていけばよいかということをお互いに検討していきたいと考えております。

次に、介護予防・日常生活支援サービスの取り組みの現状と担い手確保、課題についてでございますが、こちら生活支援整備体制事業を推進していくには、住民グループの連携は必要不可欠であると考えております。現在、介護支援サービスの担い手養成講座をNPO法人に委託して実施しております。また、生活支援整備体制事業を委託する社会福祉協議会とともに、町内会・長寿会・NPO法人等と連携できるように取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

次長のほうからお話あったわけなんですけれども、先ほどからも出ておりましたように、地域支え合い体制づくり事業というのは、高齢者の実態調査から始まっていくというのが非常に大事になってくると思います。これ、ぜひ進めていただきたいなど。私たちが東海市に視察にお邪魔させていただいたときも、そのきっかけになったのが高齢者の実態調査を行ったのがきっかけで、支え合い事業にもつながっているということのお話を聞いております。そういう意味でも、しっかりと地域の実態調査を行っていただきたいと思います。

また、介護予防の充実ということで、蟹江町でも先ほど来からも出ておりました高齢者のふれあいサロン、これを活動実施団体を募集しているということでもありますので、できれば高齢者の皆様の地域の要望としては、通いの場が、一番自分の地域で住みなれたところで歩いて行かれる場所、ここにつくってほしいという要望をいただいております。そういう意味では、町内に1カ所というのが一番いいのではないかなどこのように思いますが、この点についてもお伺いしたいと思います。

もう一つ、ボランティアのポイント制度についてでありますけれども、先ほど健康マイレージ事業の取り組みのお話があったわけなんですけれども、29年1月31日に、本年度のまた見直しという形が図られると思いますけれども、そういった意味で、ポイント制度、ボランティアのですね。今言う健康マイレージが一緒になって合体するのかわからないんですけれども、町単独のボランティアポイント制度にぜひ取り組んでいただきたいと思うんです。それで、住民同士で互いにちょっとしたお手伝いを行ったら活動のお礼として地元の商店街の商品券が活用できるような、そういった取り組みもいいんじゃないかなど。こういったことも企画していただきたいなと思います。

また、愛知県長久手市におきましても、4月から、高齢者を初め市民がポイントをためながら地域の社会への積極的な参加ができるようなスマイルポイント事業を開始されております。これは年間の上限が50ポイント、10ポイントごとに2,000円の商品券や図書券と交換できるともお聞きしているところであります。ボランティアのポイント制度と、そして介護サロンに居場所づくりについてお聞きしたいと思います。

○民生部次長兼高齢介護課長 伊藤光彦君

まず、サロンの設置でございますが、確かに議員の言われるように、各町内会に設置して、多くの方がそこで集い、話をするることによって介護予防につながると考えております。ただ、今現在活動しておりますのが蟹江駅前の1カ所、ご相談を受けているのが2、3カ所ということで、今年度から始まった制度でございますので、まずは小学校区に1カ所を設置いたしまして、そこで皆様方のサロン運営にご賛同いただけるように努めていくとともに、ふやしていきたいと考えております。

ポイント制度でございますが、これも先ほど生活支援整備体制事業の中で支え合いづくりの体制する中におきまして、ボランティアのコーディネーターというのが社会福祉協議会で活

動していくこととなります。ボランティアのコーディネートをするに当たっては、より多くの方のボランティアの加入が必要になってくると考えております。ボランティアの方の登録、活動していただくための一つといたしまして、ポイント制度導入というのも有効な手段だと考えております。これにつきましては、今後運営につきましては社会福祉協議会と連携を図って進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

まだ聞きたいことはありますけれども、決算審査もありますので、またそこでお聞きしたいと思います。

次に、介護家族に関する支援についてであります。

本町のアンケート調査の中でも、介護予防・福祉に関して今後町に力を入れてほしいことは、「高齢者と同居している家族への介護支援の充実」が30.9%と、最も高くなっている状況であります。また、本町の家族介護者の中には、要介護高齢者以外にも複数の介護、世話をしている方として、障害のある方や乳幼児の育児の世話などに当たって見えます。今後、少子高齢化により、一人で複数の家族を支える多重介護が急速に広がるのが懸念されます。さらには、介護者が介護をすることによって諦めることになった趣味や、介護による仕事をやめなくてはならない介護離職、また、自分の健康管理を思うようにできないことによる介護疲れが事件や事故になるなど、生活環境が大きく変化するおそれもあります。本町でも家族を孤立させないための支援の拡充が求められておるところであります。多重介護や老老介護、介護離職者、あるいは仕事と介護の両立に苦慮している方など、介護家族の実態調査をした上で、さまざまな状況に応じたきめ細かな対策を検討していくべきと考えています。

また、要介護者の介護家族の方から、現行の介護保険制度についてわかりにくいとの声も聞きます。介護保険制度の改正については、改正すること自体は認知しているが、内容までは知らない方も見えます。特に、介護に関して気軽にできる相談や情報提供の体制の充実が必要ではないか、本町の介護家族へのわかりやすい情報提供に努めるなど介護保険制度のわかりやすい理解促進について、町当局はどのように考えてみえるのかお伺いしたいと思います。

○民生部次長兼高齢介護課長 伊藤光彦君

それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、実態調査でございますが、実態調査は地区の民生委員の方にご協力をいただき、75歳健康調査を年4回行っております。この健康調査を通して声かけをさせていただくとともに、ご本人及び町全体の今後の保健福祉サービスに行かしていくものでございます。

また、介護のきめ細やかな対策の検討についてでございますが、在宅で介護をされているご家族は大変なご苦労があると思っております。ご家族の方の精神的負担を少しでも軽減で

きるよう、町では介護者の集いを開催し、介護する方の情報交換の場や息抜きとなるように努めております。これは中央公民館におきまして月1回、両地域包括支援センターの主催で介護者の集いを行って開催しております。また、NPO法人にカフェ形式の集いの場開催を委託しております。介護される方、介護する方の集いの場、また、ボランティア養成講座の研修修了者のボランティア実践の場としてご利用をいただいております。

それと、町の支援といたしまして、介護保険を利用せずご自宅で介護認定の方の高齢者を介護されている方に対しまして、そのご苦勞を慰勞する慰勞金制度がございます。これは要介護3の方で5万円、要介護4・5の方につきましては10万円の慰勞金のほうをさせていただく制度でございます。

それから、介護保険制度の改正に伴うわかりやすい理解の促進についてでございますが、まず、来年4月から要支援1・2の方の介護サービスのうち、訪問介護、通所介護におけるサービスが29年4月1日から総合事業へと移行いたします。今後、総合事業の理解を促進するに当たり、町のホームページに記載、また、リーフレット等の配布をしていきたいと考えております。

そして、現在、要支援1・2のサービスをご利用されてみえる方につきましては、地域包括支援センターを通じて個別に情報を伝えていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

特に多重介護の問題は、非常に今後蟹江町にとっても大変重要な取り組みだと思います。現実、認知症の方を抱えた方、また、家族で、親子で子供さんが働かなきゃいけないけれども、なかなか親がそういうふうな状況なものだから、なかなか介護ができないという状況にもあって、本人も非常に精神的にも悩んでいる方もみえます。それがほかっておくと鬱になってしまうんじゃないかなという心配もあるわけなんですけれども、こうした方もあるわけなんです。

今、次長のほうからも、一応介護家族に対していろいろな支援をされているということで、今るるお話があったわけなんですけれども、今後、家族の状況も生活のニーズによりましていろいろと場面が変わってくるかと思えます。そういった面に対してもしっかりとアンテナを上げていただいて、そういったところにもどんどん通っていただいて、状況を把握していただきながら、介護のニーズに取り組んでいただきたいなど、このように思います。どうかそういった面で、最後に町長に介護の全般的な、「地域包括ケア対策を図れ」ということですので答弁をよろしく願いいたします。

○町長 横江淳一君

「地域包括ケア対策を図れ」という大きな題材の中でご質問をいただきました。るるお答えをさせていただきました。まさに超高齢化社会に向かったの施策は、地域によってはおお

むね同じではありますが、詳しく地域においてみますと、その事情が全く違っているのも事実であります。来年4月から始まります要支援1・2に対して、地方自治体が通所・訪問についてはしっかりやりなさいという、そういう話が当然おりにきております。そんな中で、早い話が、特別会計から一般会計に変わるんだから、そここのところはどうかのよという、行政用語でいけばそれだけの話ではありますが、いやいや、まさに今まで受けていたサービスが今回はどうなってしまうんだらうというふうに不安を持ってみえる方もたくさんあるやに思っております。先ほど来担当者申し上げましたとおり、包括支援センター並びに窓口、そして社会福祉協議会でもそうでありますけれども、幅広い窓口で対応させていただき、そういう体制をしっかりととらせていただきたいというふうに考えております。

介護保険制度が始まりまして既に16年がたちました。7期の改正がまた来年度来るわけがありますけれども、障害をお持ちになった方、健常者の方が一緒の状況で暮らせるような、そんな社会がこれからしっかりと構築できれば、我々もありがたいなというふうに考えてございます。

最後になりますけれども、総合事業になりましても、決して基本的に中身が変わらないような、そんな施策をしっかりと前へ進めてまいりたいというふうに私どもも考えてございますし、実際多重介護で苦しんでみえる方の実態を私のほうへお電話をさせられた方は、ことしになってから数件、実はございます。まさに緊急事態がこれ以上大きくならないように、しっかりと職員並びに関係者、そして資格を持たない方のいわゆるボランティア団体の方としっかりと相談しながら、一般会計の中で応援ができるようなことがありましたら、ボランティア制度をしっかりと使いながら進めてまいりたいというふうに考えてございますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○1番 松本正美君

地域包括ケア対策ということで質問させていただきました。地域包括ケアを構築していくためにも、今後地域支援事業は大変重要な取り組みだと思いますので、しっかりと町当局のほうも取り組んでいただきながら、私たちも応援できるところはしっかりと応援して取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたしまして、1問目の質問を終わらせていただきます。

○議長 高阪康彦君

以上で、松本正美君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目「徘徊高齢者の支援対策は大丈夫か」を許可いたします。

○1番 松本正美君

1番 公明党の松本正美でございます。

2問目の「徘徊高齢者の支援対策は大丈夫か」を質問させていただきます。

厚労省の2012年時点での認知症患者数の推計は約462万とされ、団塊の世代が全て75歳以上になる10年後の2025年には最大で730万人に達するなど、約10年で1.5倍にもふえる見通しであります。これは実に65歳以上の高齢者全体の20.6%に当たります。65歳以上の高齢者に対する認知症の割合は、現在7人に1人から5人に1人まで増加すると見込まれております。また、高齢者になるにつれて、今は大丈夫であっても将来は適切な判断ができなくなり、認知症の割合は増加することが予想されております。そのために、認知症患者が徘徊し、行方不明や事故に巻き込まれるケースが今以上に数多く発生すると考えられ、早期発見・保護するための対策の取り組みが重要となっております。

平成27年度中における全国の認知症の年間行方不明者数は、過去最高の1万2,208人です。この地元愛知県でも、いまだに行方がわからない行方不明者の方がみえるとも聞きます。また、認知症の方がJR東海の電車にはねられ亡くなる事故も起きるなど、認知症の方を介護する家族の責任や認知症高齢者の徘徊は大きな社会問題となっており、徘徊高齢者やその家族の介護などの支援対策が求められておるところであります。

本町では、認知症の患者数は28年6月1日現在、要介護認定者数のうち、認知症高齢者の日常生活自立判定基準による認知症の患者は512人で、認知症有病率からの推計では676人です。また、要介護認定を受けていない認知症の症状・行動や意思の疎通の困難な方などは、このほかにもまだみえるのではないかと思います。このことから、認知症患者が徘徊し、行方不明や事故に巻き込まれるケースが今以上に数多く発生すると考えられ、早期発見・保護するための対策の取り組みが重要となっているところでもあります。

本町の65歳以上の高齢者が平成28年7月31日現在で9,116人、高齢化率は24.09%の状況です。2025年には高齢者人口が9,498人で、高齢化率26.6%と推計されているところでもあります。本町においては、蟹江警察署管内で65歳以上の高齢者の方が迷い人として警察に保護された件数は、平成26年が58件、平成27年に79件、平成28年7月現在で43件となっている状況です。

このような中で、認知症の家族の方から、出かけていったがなかなか帰ってこないの、行きそうところを探していたらスーパーでたむろしていたとも聞きます。また、最近認知症の方が外出して行方がわからなくなり、町の防災無線で町民の皆様に救助の呼びかけをするなど、幸いにも見つかったとの連絡があります。このことから、認知症の方をお持ちの家族の介護の心労は、人にも言えない大変なものであります。本町でも、今後ますますふえることが予想される認知症高齢者の徘徊が大きな問題となってきます。

現在、各地では徘徊高齢者を支援するSOS見守りネットワークの構築が進められております。認知症徘徊高齢者の見守り体制については、平成26年12月議会の本会議でも質問させていただきました。当時の橋本民生部次長は、認知症の方を速やかに発見するためには多くの人の目で見守ることが必要であり、また、既存のネットワークを活用し、先進地の取り組

みを参考にしながら検討していきたいと言われておりました。本町ではその後、徘徊高齢者を支援するSOS見守りネットワークの取り組みに向けた検討はどこまで進められたのか、橋本民生部長にお伺いしたいと思います。

○民生部長 橋本浩之君

徘徊高齢者を支援するSOS見守りネットワークの取り組みについてでございます。

愛知県の高齢者見守りの手引をもとに、町でも平成27年4月には高齢者の方が不明となった場合の手順を作成いたしました。平成28年3月には、町内12の金融機関と「高齢者そっと見守り活動」に関する協定を結び、地域で高齢者を見守る体制の一環を整備いたしました。この協定につきましては、今後金融機関だけではなく、各方面の地域のご協力を得ながら拡大していきたいと考えております。

また、認知症サポーター養成講座を、コンビニやガソリンスタンド、新聞店などの町内事業者従業員、認知症の人の身近な支え手となる方々へと幅広く開催していくなど、引き続き徘徊高齢者を支援する体制づくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

認知症高齢者のSOS見守りネットワークでありますけれども、徘徊する認知症の方というのは、24時間対応を求められておるわけなんですね。ちょっとでも目を離すと、時には車や電車で遠くまで行ってしまふ、また、家を出てしまふ、長時間、よそのほうで歩きながらたむろしているとか、そういったことも蟹江町でも今後起き得る問題であります。そういう意味で、先ほど民生部長も、各機関にそういった協力をお願いしているということですが、きちっとした、SOS見守りネットワークの構築でありますので、きちっとどうか登録をしていただいて、それで蟹江町におきまして住民の皆様にも今そういったサポートのいろいろな団体もありますので、きちっとそういった協力関係を結ぶということ登録をして取り組んでいただきたいなと思うわけなんです。

それと、今先ほども、24時間、蟹江町にもコンビニエンスストアがあるわけなんですけれども、特に最近は認知症の方がコンビニエンスストアに行かれることが多いそうなんです。私も見かけたんですけれども、そういった意味では、コンビニとも協定を結んでいただいて、見守り体制をつくっていくのも大事ではないかなと、このように思うわけなんですけれども、そういう意味で、住民の方の登録だとか、コンビニエンスストアの協定についてはどのように考えてみえるのか、これは民生部長にお聞きします。

○民生部長 橋本浩之君

既存のネットワーク、民生委員とか町内会とか長寿会等がございます。その活用と、さらに認知症のサポーターのほうを、先ほども申し上げましたけれども、コンビニとかガソリンスタンドとか事業者、その方たちを対象にいたしまして協力員の育成、さらに登録も含め

てですけれども取り組みが必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

登録等含めて、コンビニへの協定もしっかり結んでいただきたいと思います。

また、認知症の人の行方不明のケースは、蟹江町だけでなくして、蟹江町からまた外に出られる方もあるわけなんですね。そういった意味では、近隣とのそういった連携も今後必要になってくるんじゃないかなと思うんですね。不明者情報を広域で共有して取り組んでいこうという、そういう取り組みが今全国で広がっておりますので、蟹江町もこういった見守り体制の強化ということで、近隣、広域での取り組み、見守り体制の強化をどのように考えてみえるかお伺いしたいと思います。これは民生部長、お願いします。

○民生部長 橋本浩之君

先般、新聞等でも発表があったかと思うんですけれども、2017年度から都道府県単位での広域の見守りということで強化することが決まりました。市町村単位だけでなく、発見や通報などの広域の訓練を共同で実施するということが実は書いてございました。今後につきましては、町でも徘徊高齢者のネットワークの構築を図るために、徘徊模擬訓練等を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ぜひ検討ということで、実質広域で協定結んでいただいて取り組んでいただきたいと思います。

これ、町長どうでしょうか。

○町長 横江淳一君

まさに徘徊、老人とは限りませんが、若年性の認知症の方もおみえになるというふうに思いますが、我々、とりあえず職員ができることということで、具体的な数字は発表なかったんですけれども、今年度から実は認知症の早期発見をするということで、サポーター養成講座というのを我々受けておまして、今年度で97人、うちの職員が持っております。来年度までには300人を目指して、職員同士の情報の共有はもとより、地域の皆さんと幅広い目で認知症の皆さんの徘徊を早い段階で見つけていって保護するというような方法をまずとらせていただきたいと思います。当然そうなりますと、広域との連携もそこでとれるということでもあります。

実際、先ほど担当部長が申しあげました模擬訓練、いわゆる俗に言うロールプレイング——ロープレ、ロープレと言っていますけれども、役割をしっかりと決めて、模擬的にそういう状況を起きたのを、消防訓練でもよくあるわけですが、実際にその場所に居合わせてそういう状況をつくり出す。つくり出すことによって対処がしやすいということで、そういう訓練もこれからやってまいりたいというふうに思っておりますので、我々のできる

ところからまずスタートし、職員、そして広域の職員、また、団体の関係者の方にも幅広く声をかけていっていただきたいな、こんなことがあります。

また、もう一つは、小学校の養成講座ということで、小学生の方にもそういうサポーター制度の講座をこれから設けていきたいということで、26年度から実はその講座もスタートしておりますので、人数等々につきましては、別の機会でもたまたま触れさせていただきたい。少なくともたくさんの目に触れるということが必要なのかな、こんなことを思っております。

以上であります。

○1番 松本正美君

ぜひよろしく願いいたします。

それでは、次にまいりたいと思います。

次に、GPSの端末機器や見守りキーホルダーの導入についてであります。

認知症の徘徊対策といたしまして、GPS機能を備えた機器を用いることも、早期発見には有効な手段の一つであるというふうに言われております。

群馬県高崎市では、平成27年10月から、縦4.4センチ、横3.7センチの長さ30グラムのGPS機器を活用した徘徊高齢者支援システムの運用が開始されています。これは従来のGPS機器よりも小型化されていて、靴に加工を施して埋め込んだりとか、ベルトに取りつけたり、それぞれの高齢者の方に合った形で装着できるというふうにお聞きしているところであります。本町でも認知症徘徊対策として、認知症徘徊見守りGPS端末機器の貸し出し導入の考えはないかお伺いします。

また、GPS端末機器の貸し出しに加えて、見守りキーホルダーや反射材ステッカーなどを導入する自治体もふえております。これは事前徘徊のおそれのある方の特徴や緊急連絡先などを市町村に登録していただき、登録番号を記載した反射材ステッカーを配布するというものであります。靴のかかとやつえに張ることもでき、搜索や保護に役立っているというものであります。本町においても、認知症徘徊対策としてGPSの端末機器の貸し出しに加え、見守りキーホルダー、反射ステッカーの導入の考えはないかお伺いしたいと思います。

○民生部次長兼高齢介護課長 伊藤光彦君

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

認知症徘徊対策として、GPSの貸し出し及び見守りキーホルダー、反射ステッカーの導入についてでございます。

まず、GPSにつきましては、徘徊による行方不明になったときの搜索には有効な手段と考えております。ただ、徘徊高齢者が外出時に必ずしも身につけていればいいのですが、身につけていなければ、その有効性に疑問がある場合も考えられます。今後、見守りキーホルダー、反射ステッカー等、徘徊する高齢者にとってどのような機器が搜索に有効的であるか検討しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

GPSの機器の装着ということで、特に靴にGPSを取りつけること、徘徊している高齢者の早期発見につながる徘徊防止シューズというのが非常にいいということもお聞きしております。なかなか身につけるといことは、それを忘れていくということあるんですけども、靴は意外と、割と皆さん履かれるということなんですね。それで、超小型のGPS端末を専用のシューズの靴底に設置することで、端末機器を持ち忘れることがなくなるということもお聞きしております。そして、徘徊による移動が始まると、約6分ごとに事前登録者のスマートフォンに移動した地点の情報がメールで自動的に送信されるということでもあります。また、約6分ごとに情報が送られてくるので、どんなルートを移動したかがわかるようになり、さらに使用を繰り返すうちに徘徊の移動パターンがわかるようになり、事前先回りして発見できるようになるというすぐれ物であるということも聞いております。介護者にとっては、行方不明になったときの必要以上の心配もなくなり、徘徊ではなく、散歩に出ているような安心感が持てるという大きなメリットもあるとお聞きしておるところであります。

認知症徘徊高齢者の実態把握と介護者への支援として、このようなGPS機能を活用したサービスをモデル事業として、まずは一部の地域から導入を始めて検証されたらどうでしょうか。この点について、民生部長お願いいたします。

○民生部長 橋本浩之君

先ほどご紹介ございました認知症の関係のシューズでございます。こちらのほう、認知症高齢者の連絡先を登録するような形になっているかと思えます。それで、登録できるシステムの一つだというふうに考えておまして、徘徊する高齢者にとりましてどのような機器が有効なものであるかというのを今後とも検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ぜひ、これ検討していただきたいなと思うんです。町長のほう、どうでしょうか。急に申しわけないです。

○町長 横江淳一君

担当が申しあげましたように、しっかり勉強させていただいて、導入がいかんということは別にこれまで言うつもりはありません。ただ、今、本当に皆さんスマートフォンをお持ちでありまして、いろいろな機能があります。我々もスマートフォン持っているわけでありまして、多分10分の1も使っていないんじゃないかな。GPS機能というのは本当についておりますので、スマートフォンを皆さん持ちながら、一度我々もやってみたいなと。ただ、今、松本議員おっしゃったように、本当にどこへ行くかわからない。特にこういう天気の良い日はいいんですけども、水害だとかああいうことで水路に落ちたりして、防水型の

GPSになっているようなことは聞いておりますので、そういう導入もこれから考えていかなきゃいけないのかなというのは担当とは話をしておりますので、前向きに検討という言葉は余り使いたくありませんので、検討していきたいというふうには今現在考えてございます。以上です。

○1番 松本正美君

どうか検討をひとつ考えていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。次に、認知症サポーターの取り組みについてであります。

徘徊高齢者に対してさまざまな対策を講じるとともに、町民の多くの皆様に認知症サポーター養成講座に参加していただき、認知症に対する理解を深めていただくことが重要となっております。そのことから、認知症の人を地域で見守り支援する活動として、認知症サポーターの活動が期待されているところであります。

本町でも、現在認知症サポーター養成講座の取り組みが進められております。平成28年6月1日現在の認知症サポーター養成数は1,035人でありました。認知症サポーター養成講座を受けたサポーターは、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者であることが期待されているところであります。本町でも高齢化が進み認知症の方がふえることが見込まれる中、他市町村に比べるとサポーターの人数が少ないが、今後の取り組みはどのように考えてみえるのかお伺いしたいと思います。

また、養成講座に参加された方から、認知症で徘徊していると言われる高齢者を見つけたとしても、どのように声をかけていいのかわからないとも聞きます。本町のサポーター養成講座の中で実際の場面に役立つように、先ほど町長からも少しお話がありましたが、ロールプレイの手法によって、認知症徘徊高齢者の方への声かけ訓練を取り入れた取り組みはできないかお伺いしたいと思います。

○民生部次長兼高齢介護課長 伊藤光彦君

まず、認知症サポーターの人数が少ないのではないかについてお答えさせていただきます。

認知症サポーター養成講座は、役場や小学校を対象に平成27年度に6回開催いたしました。地域包括支援センターを通さずに実施する団体、キャラバン・メイト連絡協議会へ直接依頼された事業所等もございますが、町での認知症サポーターの人数は今1,083名となっております。認知症サポーター数の目標数は2,025人でございます。この目標人数は愛知県のサポーター1人当たり相当高齢者人口の平均4.5人から積算しております。現在、蟹江町のサポーター1人当たり相当高齢者人口8.4人でありますので、目標値までの942名をふやすことを目標としていきたいと考えております。

今年度も役場職員を対象あるいは小学校での実施を計画しておりますので、今後もさらなるサポーターを養成していきたいと考えております。

次に、サポーター養成講座の中での場面に合ったロールプレイ等の手法による声かけ訓練

についてでございますが、講座の実施方法でございますが、対象者の年齢等に合わせた内容で実施しております。今後も、有効的な方法で認知症サポーター養成講座を工夫していかれるよう、キャラバン・メイトとともに検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今、次長のほうから答弁あったわけなんですけれども、目標を決めて取り組んでみえるということではありますが、ぜひ認知症サポーター養成講座を受けられた方、認知症サポーターの登録制度をつくっていただいて、きちっと登録していただきたいなと思うんですね。ただ受けっ放しで終わりというのは、これは今お話ししたように、本当に忘れてみえる方も結構みえますので、認知症サポーターの登録制度を導入していただいて、スキルアップできるような体制を組んでいただきたいなとこのように思うわけなんです。本当にそういう意味で、認知症サポーターの登録制度とスキルアップに向けての取り組みについてお聞きしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○民生部次長兼高齢介護課長 伊藤光彦君

まず、認知症サポーターの登録制度の導入でございますが、先ほど来、民生部長、町長がお答えさせていただいておりますように、多くの方の見守りが必要であるというふうにご考えております。その中で、生活支援整備体制事業（支え合い体制づくり）を進めていく中での認知症サポーターの登録等を一緒に検討していきたいと考えております。

また、認知症サポーターの養成講座の上級のスキルアップの関係でございますが、認知症について正しく理解をし、認知症の方、その家族を助ける認知症サポーターのスキルアップにつきましても、厚生労働省が本格的に取り組むことになってきました。認知症サポーターの方で、より専門的な知識を取得していただく上級講座を受講していただき、見守りや認知症の人の話を聞く傾聴などの活動に当たる人をふやしていきたいと考えております。しかし、まずはより多くの方に認知症サポーター養成講座を受講していただき、認知症サポーターになっていただきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

どうか、認知症サポーターの養成講座で終わりではなくして、しっかりと登録していただいて、そうした方々がスキルアップしていただき、これから地域支援事業も始まってきますので、そうした中に入っていかれるような取り組みをしていただきたいなと、このように思います。

それと、ロールプレイ手法による取り組みでありますけれども、これは以前研修等でお聞きした話の中に、コンビニに養成講座を受けられた方が勤めてみえまして、レジをやっておられたそうなんです。そして、朝、卵を1パック買った高齢者が、昼にもまた1パック買い

に見えたそうなんです。そしてまた、夕方にもまた1パック買いに見えた。そうした、おかしいなということで、養成講座を受けられた方が認知症に対する知識というか、何ぼ卵好きでも、高齢者が朝昼晩と買っていくというのもおかしいなということで、認知症ではないかと気づき、早速相談機関へとつないで対処されたというお話がありました。そういった意味では、しっかりそういった体験学習をされる中で、認知症に対するそうした活動ができるような、そういった取り組みを私たちもやっていかなきゃいけないなと、このように思いますので、ロールプレイの手法の取り組みもしっかり蟹江町としても取り組んでいただきたいなと、このように思います。

それと、最後であります。特に徘徊の支援策といたしまして、今後、認知症の高齢者がふえてくるということが予想されるわけなんですけれども、徘徊高齢者やその家族の介護などの支援対策が求められております。そして、地域包括ケアシステムを構築するためには徘徊高齢者の支援対策とともに、認知症対策は取り組んでいかなければならない喫緊の施策でもあります。蟹江町での認知症の問題は、認知症の家族の介護負担が問題の一つであると思っておりますが、平成28年10月には認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員が予定されております。初期の認知症の方の把握や自立生活のサポート、支援が行われてまいります。

そういう意味で、最後に横江町長のほうに、今後の認知症の対策についてお伺いして終わりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○町長 横江淳一君

何度もお答えをいたしました。最後であります。

先ほど来、松本議員からいろいろご指摘をいただきました。本当に高齢化社会に向かって問題は山積みであります。特に認知症については、まずは認知症にならないその予防対策もしっかりやって、その一方で、だった場合に、じゃ行政がどこまで助けられるのか、個人情報いろいろあつたりする、それに対してボランティアの方がどこまで対策ができるのか、また、家族の方も同じくであります。

私のところに、先ほど答弁の中で申し上げましたご相談に見えた方も、昨年度の12月にケアマネジャーと相談したときには全く認知の状況は確認できなかったと。それが、5月連休明けの状況から全く一変して、急激に認知が上がったということでもあります。我々も認知症の詳しい発症状況については、アルツハイマー型が中心になってはいますが、よくわかりません。しっかりと健康管理をしてみえた方が、急に1日、2日で豹変したという状況の一つでございます。我々もそれを聞いて、両親が同時に認知症にかかってしまったという、非常に厳しいお話も知ったわけですので、まずは実情に沿った状況、まず実態を把握しながら前へ進めていくということが必要であるというふうに考えております。

また、先ほど支援チームはお医者さんを中心にやっていただきますので、医師、看護師、

また、ボランティアグループともしっかりと相談しながら、これからいろいろなところでの総合窓口を駆使しながら、前へ進めてまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○1番 松本正美君

認知症の問題はしっかりと今後取り組んでいかなきゃいけない問題だと思ひますので、ぜひしっかりと支援していただきますようよろしくお願ひいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

以上で、松本正美君の質問を終わります。

ここで少し早いですが、暫時休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

(午前11時55分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 高阪康彦君

質問4番 安藤洋一君の「待ったなし 高齢者施策を問う」を許可いたします。

安藤洋一君、質問席へお着きください。

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤洋一でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、「待ったなし 高齢者施策を問う」と題しまして質問させていただきます。

なお、総務民生常任委員会では、今、集中的に高齢者問題に対して調査研究しておりますので、所属議員の皆さんの質問とかなりの部分重複することになりましたけれども、改めてご答弁をよろしくお願ひいたします。

これからの高齢者施策、介護や地域包括ケアシステムについてお伺ひしたいと思います。余りに範囲が広く複雑であり、まだまだ勉強不足でありますので、今回は私の親族が実際にかかわったこと、また、7月に開催された地域包括ケア講演会の内容などを参考にして質問をさせていただきます。

さて、政府は、在宅医療、在宅介護、そして在宅で最期を迎えられるような政策に方向を定められたようです。その裏づけとして、アンケートの結果が公表されています。平成28年高齢社会白書によりますと、介護を受けたい場所として自宅、最期を迎えたい場所としても自宅を希望する方が多数を占めています。しかし、実際にはなかなか希望どおりにいくもの

ではないということを私は体験しました。実は、つい最近、義理の母、そして義理の父を相次いで亡くしました。

まず、義理の父のことですが、医師から自宅に戻って家族とよい思い出をつくってくださいと言われて、父本人も家に帰ることを望みました。早速介護用のベッドを手配し、酸素吸入装置も設置して父を迎えました。父は喜び、ゆっくりくつろいで一夜を過ごしました。しかし、何と次の日には、病状が悪化した体には自宅看護では対応できず、病院に戻って行きました。本人は最後まで帰宅することを願っていましたが、これが現実なのだつくづく思い知らされました。一緒に住む家族がいても、自宅での24時間の看護、治療体制、みとりの覚悟と準備は大変難しい。あれほど帰りたかった家に一度は帰ってきたのに、そこでみとってあげられませんでした。こんなに本人にとっても、家族にとっても、残念なことはありませんでした。

次に、義理の母についてですが、こちらは在宅で介護をしておりました。日中はデイサービスにお願いして問題はありませんでした。問題は夜でした。トイレが近く、初めころは家人に声をかけて用を済ませていましたが、家人も寝不足がちになり、仕事にも支障を来すようになりました。義理の母も頭脳のほうは全く明晰な状態でしたので、家人に気を使い、一人でトイレに行こうとして歩行中に転倒し、骨折、即入院という状況でした。そして、それからの体の弱りようは目をみはるほどのあつという間でした。

また、知人の話になりますけれども、これも遠い親戚なんですけれども、点滴治療を終了し、退院を求められ、実の母と義理の母の2人の介護に追われ、途方に暮れている現実もあります。もう一つ、私の家のご近所の老老介護中のお宅でも、夜間、特に深夜の対応に苦労するとおっしゃっておられました。

ここでの問題点は、おおよそ夜の対応をどうすればよいかということのように思われます。日中はデイサービスなりご近所なり民生委員さんなり、誰かに相談、声掛けはできそうですが、夜、しかも深夜になりますと、ささいなことではなかなか医療・介護機関には連絡しづらい。近所や家族にすら遠慮して声をかけづらい。そして、それが不安を助長してしまったり、状態をさらに悪化させてしまう。それが高齢者介護、医療の現実だと知りました。現在の限界を思い知らさせたわけであります。

以上は私の周りのほんの一部の事例であり、もっと大変な状況の中でご苦労されている方もたくさんおられることと思われます。これらの話を踏まえて質問に入らせていただきます。

問いの1番としまして、厚生労働省では、「地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくことが必要です」とうたっています。また、地域包括ケアシステムの具体的な姿として、24時間365日切れ目のないサービスが、おおむね30分以内に提供できることを想定しています。

特に、在宅介護を推進していく上においては、最も重要になってくる条件と思われませんが、我が蟹江町においてもそういう環境を目指していると考えてよろしいのでしょうか。また、それはいつごろの時期をめどに実現可能と考えておられるのでしょうか、お答えをお願いします。

○民生部次長兼高齢介護課長 伊藤光彦君

ただいまの安藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、地域包括ケアシステムは、高齢者が要介護状態になっても住みなれた地域で自分らしく暮らせるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供できる支援体制システムであります。その中で、24時間365日切れ目のないサービスが30分以内に提供できる地域体制を整えることであり、町としても2025年をめどに地域包括ケアシステムの構築を目指していききたいと考えております。

在宅医療・介護連携のまず一歩としまして、平成28年10月に電子@連絡帳（ICT）導入に向けワーキンググループを立ち上げ、平成29年、年明けには試験的に電子手帳（ICT）を導入し、29年4月から本格稼働を予定しております。これにより、在宅医療・介護連携の充実を図っていききたいと考えております。

また、24時間の在宅医療につきましては、医療機関や訪問看護ステーション等の動向もありますので、訪問診療や訪問薬剤指導、海部地区急病診療所、在宅医療サポートセンターと連携しながら体制を整備していききたいと考えております。

また、24時間体制の介護サービスにつきましても、介護事業所の意向もありますので、今後事業所と確認をしながら進めていききたいと考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

今後ということで、はっきりしたお答えはいただけませんでしたけれども、この件に関しては、一番最後にまとめて町長にもお考えをお伺いしたいと思っておりますので、その辺よろしく願いいたします。

それでは、2番目の質問です。

地域包括ケアシステムの構築には、地域の連携、支援、ボランティアなどが重要な柱として位置づけられています。近隣住民とのつながりが希薄になりつつある今、そんな現状でシステムの構築は可能と考えられるのでしょうか。また、地域の連携を深めるための手だてを考えておられるのでしょうか。防災訓練や地域のお祭り、イベントなどそれぞれの地域の行事も盛んに行われてはいますが、それとは別に、日常的な声かけ訪問やサロン活動にしても、結局は地域の皆さんのお力を頼りにしなければなりません。それもまた、年とともに面倒を見る側から見られる側へと変わって行き、恒常的なものではありません。地域での伝承・引き継ぎが困難になりつつある今、やはり行政が日常的に啓蒙活動を行うなど、積極的に地

域とかかわりを持たなければならないと考えますが、いかがでしょうか、お答え願います。

○民生部次長兼高齢介護課長 伊藤光彦君

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

地域包括ケアシステムの構築には、地域の皆さんの力をおかりしながらつくり上げ、継続していくことが必要だと考えております。

地域での伝承や引き継ぎに関しましては、地域の自主性や主体性に基づいて地域の特性に応じて行われよう、継続的に行政がかかわりを持って進めていくべきであると考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。何かお聞きしたことをそのままという感じがするんですけども、支援する側だけではなく、支援を受ける立場においても、日ごろからの地域や隣近所との交流がなければ、スムーズで正確な情報の発信・伝達できません。もともと助け合いの精神は、長い間の隣近所のつき合いの中から自然に生まれてきたもののはずであります。それを支援する立場、支援を受ける立場、双方に改めて啓蒙していかなければならない時代になってきたのかもしれない。

災害時に全国からボランティア希望者が大勢集まってくるといったように、一時的な事案ではかなりの意識の向上を見せていますけれども、高齢者施策においてはそれとは少し違って、息の長い日常的な地道な活動を求められます。そこで、行政が絶えず情報収集・発信し、働きかけをしていかなければなりません。そういう扇のかなめ的な立場に行政があると思われれます。それが地域包括ケアシステム構築の大きなポイントとなると思われれます。

そこで、「啓蒙していかなければなりません」ではなくて、何か具体的な対策、そういったものがあれば教えていただきたいんですが。

○民生部次長兼高齢介護課長 伊藤光彦君

議員の言われるように、地域の皆さんの一人一人が顔見知りというのが重要な連携というのか、が必要になるとは考えております。そういった中で、生活支援整備体制事業、地域での支え合いの体制づくりを今後進めてまいります中で、社会福祉協議会と地域でのつながりの啓蒙を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

じゃ、次の質問3番に入ります。

支援や介護を必要とする高齢者にとって、今の蟹江町の東西の地域包括支援センターのみの体制では非常にわかりにくく、利用しづらいと思われれます。また、平成29年度からは介護

予防サービス事業が国から各自治体に移行されるということでもあります。今後の相談件数も増加が見込まれる中、利用者、相談者が混乱に巻き込まれるケースも出てくるのではないかと危惧されます。また、行政としても東西の地域包括支援センターをしっかりと統括・管理し、情報を絶えず共有する必要があると思われまます。

1点目として、そこで、新たに建設が予定される多世代交流施設の中に、高齢者が、まずはここにすれば全ての問題が解決するというような総合相談窓口をつくれませんか。いわゆるワンストップサービスに近い状況、お年寄りにとって不安、不満のない、要するに、すっきり視界良好となるような相談窓口の新設を図れないものでしょうか。そこでしっかりと行政がかかわり、地域包括ケア会議を主導し、各方面との情報の共有化を図れば、高齢者ばかりでなく、全ての町民にとって安心・安全なまち蟹江となるのではないのでしょうか。

2点目としまして、また、介護予防サービス事業の各自治体への移行に合わせて、それに係る経費も削減されるとお聞きしていますが、介護士やそれにかかわる人材の報酬の減少や施設の経営の圧迫、それがひいては利用者のサービスの低下につながるのではないかと心配されると思うのですが、いかがでしょうか。

以上2点についてお答え願います。

○民生部次長兼高齢介護課長 伊藤光彦君

ただいまの安藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、先般計画しております多世代交流施設建築に伴い、総合相談窓口は開設できないかについてでございますが、多世代交流施設建設に伴い、蟹江町社会福祉協議会に指定管理を予定しております。そういった中で、社会福祉協議会につきましては、地域包括支援センターではございませんが、社会福祉協議会自体が相談体制業務を行っております。そういった中で、社会福祉協議会におきましても、十分に地域の介護相談等に対応でき得る社会福祉協議会と考えております。

地域ケア会議の主導につきましてでございますが、今後も地域ケア会議を蟹江町高齢介護課におきまして会議を主導し、各方面と連絡調整をし、情報の共有をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

先ほどの松本議員の中の質問にもありましたけれども、相談窓口専門の場所というのがあるといいかなと思うんですね。役場に来て、いろいろな人とまざるといふか、そういうところよりも、それ専門で、来るとそういう関係者ばかりがいるというような、そういう安心感があるのかなと思われまますけれども、どうなのかと思います。新施設である多世代交流施設の中に高齢者向け専門の相談窓口の設置をしてはどうかというこの件は、総務民生常任委員会の中でも多数の委員から要望が出されております。改めてしっかりと検討していただき

いと思いますけれども、いかがでしょうか。

○民生部次長兼高齢介護課長 伊藤光彦君

社会福祉協議会におきましても、地域でのボランティアの活動拠点、その他の相談窓口対応をしておりますので、高齢者のみならず、社会福祉協議会自体が総合窓口になり得るというふうに考えております。

それと、先ほどの質問の中で、すみません、2問目の介護予防サービスの関係のほうの答弁が漏れておりましたのでさせていただきます。

まず、現在の要支援1・2の訪問介護、通所介護につきましては、平成29年4月から順次総合事業へ移行していきます。現行と同じサービス内容で、同じ単価の現行相当のサービスは当分の間、引き続き実施されていく予定でございます。

また、現行相当のサービスの設置基準、これは人員、設備、運営等を緩和した事業所で提供されるサービスについて、総合事業で提供していくものでございます。事業所にとっては人員や施設整備に関し過剰な投資が必要ではなく、また、利用者にとってはその分自己負担が軽減されると考えております。

今後、総合事業を運営していく中で、利用者、事業者双方の動向を見ながら、新総合事業を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございました。

2点目の件ですけれども、一応見込みで問題ないというような考えといたしますか、予測だと思っておりますけれども、これから先も絶えずそういう聞き取りも行って、無理がないのか、介護士の報酬とか施設の運営に当たって、そういったこともきちっと調査、把握を、これからも追跡調査をしていただいて、結局は介護を受ける、支援を受ける人にとって、よりよくなるようなことを行っていただきたいと思っております。

次に、朝方、緊急——緊急というか、急に資料を提出させていただいた、お手元にあると思います。「在宅医療・介護の推進に当たっての課題」という、これは厚生労働省のホームページからダウンロードしてきたものですが、これの図4というところに赤い点線で囲ってあります。赤くない……

(発言する声あり)

黒い点線ですかね。医師との連携がとりづらいというのが、ケアマネジャーが困難を感じる点の中で1番に挙げられております。医療系においても、介護系においても、これが1番を占めております。ということですので、地域包括支援センターとか医療とかにお任せではなく、きちっとしっかり行政がそこに介入して、地域ケア会議をしっかりと取り仕切って、それぞれの言い分といたしますか、話を聞いて、情報の共有化を図りながら、どっちにしても

ケアマネジャーさんが行き詰まっては困ってしまいますので、そういったところもきちっと主導していただけるといいかなと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○民生部次長兼高齢介護課長 伊藤光彦君

ケアマネジャーの資質向上ということでございますが、今後、ケアマネジャーの町内での業者間での情報共有、地域ケア会議の参加においてケース検討会等に参加していただき、ケアマネジャーの資質向上に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

それから、ちょっと行ったり来たりしてすみません。1点目のほう、多世代交流施設の話ですけれども、以前、全員協議会でしたっけ、お話があったように、多世代交流であって、施設的には手狭になるので、そんなには高齢者向けのスペースはとれないというような話だったですかね、何かお聞きしたような気がするんですけれども、場所的にもともと老人福祉センター分館という、もともとのものがあって、非常に高齢者の皆さんには認知度が高い場所ですので、どんな場所に行くよりも、あの場所、今度新施設の場所に行くのが一番わかりやすい、話が通じやすい、足も運びやすいというような気がしますので、できましたら、もう一度、建屋内の区画割とかそういったことを、もしできればゼロベースから考え直していただいて、できるだけ老人福祉に当たる面積を広げていただいて、いろいろなことに対応できるような、そういったことにしていただけるとありがたいなと思います。

いずれにしても、現在の老人福祉センターもいずれは役目を終えるのかなというような時期に来ておるという話ですので、そういったことから、できるだけそこが拠点となるような充実した施設にさせていただけるとありがたいなと思います。これに関しては町長でよろしいのかな、お願いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、安藤議員の質問にお答えしたいと思います。

まさに、待ったなし老人対策、高齢者の施策を問うということで、きょう午前中からたくさん議員の皆様、本当に同じお気持ちで総務民生常任委員会でしっかりと討議検討していただいている、本当に感謝を申し上げたいと思います。

今、安藤議員からご質問いただきました多世代交流センターにつきましての内容につきましては、それに特化したお話になると思いますけれども、一応今後設計の段階において老人施設、今が福祉センターという名前にはなっておりますけれども、数十年前に建てられたときの状況とは全く違っておりまして、デイサービス、今ほとんどがほかでやられておりますので、あの当時は入浴サービスもあったわけではありますが、今は入浴サービスのみの特化した、そういう施設になってしまっておりますので、それがいいかどうかについては、経年経

過とともに違ってきていると僕は思っています。

今回、多世代交流センターをつくりますのは、まさに安藤議員おっしゃっていますワンストップサービスができるかどうか、ちょっと検討させていただきますけれども、総合窓口がたくさんあったほうがいいと。どこへ行っても、特に老人施設——老人という言葉はあれですね。高齢者の方が一番近くに通ってみえるところですので、多分あそこへ行っても、同じような質問をしても同じような答えが返ってくるような、役場へ来ても同じような答えが返るでしょうし、東西の包括センターに行っても同じような平等な意見交換ができるような、そんな場所をつくっていきたいと。主たるものをどこに決めるかということについては、私は先ほどの答弁の中では、庁舎にそういう専門員を置いて、できれば一般職員とともに、老人介護の専門員だとか医療の専門員を私はオブザーバーとして置いていくのも一つの手なのかな。それぞれのニーズに応じたそれぞれの箇所でもまた相談を受けると。軽い気持ちで包括センターに行けるというよりも、むしろお風呂に入りに来ていただいたときにご相談を受けるといったような、そんな総合的な窓口をつくれるといいのかなというふうに私は今の時点では考えております。

ただ、子育て真っ最中の若いお母さん方にも当然入っていただいて、いろいろな問題点を、そこで有償ボランティアの方も入っていただいて今後やっていくのがよからうかな。基本的な、きちっとした基本設計、まだ済んでおりませんが、抜本的に間取りをどうするかということについては、予算の関係がありますので大きな変化はできないかもわかりませんが、実際、安藤議員がおっしゃったような、ソフト面についてはしっかりと考慮させていただきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、来年4月から総合事業という形で訪問と通所に関しては、デイサービスについては全て皆さん方からいただいた一般会計の税金の中からやらせていただくということでありますので、我々事務方はもちろんであります。有償ボランティアの方もしっかり入っていただいて、総合的な窓口、そしてアドバイスもしっかりしていただけるような、そんな場所に蟹江町の窓口をしていきたいというふうに考えておるので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございます。本当に高齢者困っておりますので、これ、どう言ったらいいんですか、よろしくお願ひいたしますとか言いようがないんですけれども、これより9年後の2025年には団塊の世代と呼ばれる皆さんが75歳を迎えられ、75歳以上人口もそれまでに急速に増加していきます。厚生労働省のホームページでもそのあたりを目標にして、地域包括ケアシステムの構図をあらわしています。しかし、それでは遅いのではないかと思います。既に今現在、日々の暮らしの中で不便な生活に困り果てたり、不自由で不安な毎日を送

っている方がたくさんおられます。どうか一日も早く対応施策の充実と施行をお願いして質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

以上で、安藤洋一君の質問を終わります。

質問5番 板倉浩幸君の「国民健康保険及び税の徴収について」を許可いたします。

板倉浩幸君、質問席へお着きください。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

私は、「国民健康保険及び税の徴収について」と題しまして質問させていただきます。

日本の医療制度では、サラリーマン、公務員とその扶養家族は、健保・共済などの被用者保険に加入をし医療を受けます。75歳以上の人と65歳から74歳の障害者は、後期高齢者医療制度に加入させられます。これらの制度に入らない自営業者、農林漁業者、年金生活者、非正規雇用者などに医療を給付するのが国民健康保険、いわゆる国保です。この国保は、ほかの医療保険に加入していない全ての住民に医療を保障する制度です。現役時代は健保や共済に入っていた人でも、年金生活者になると多くは国保に加入します。国保は、誰もが一度はお世話になる医療制度であり、国民の3人に1人が加入する日本最大の医療保険でもあります。

自営業者でも、売り上げから経費などを引いた所得が例えば年間250万円の子育て中の4人の家族で、30代の夫婦と子供2人では、蟹江町の年間保険税が24万5,030円にもなります。この保険税に、固定資産税を納めていると、資産割が固定資産税の5割が保険税にかかってきます。また、月15万円の給料で生活をする単身フリーターで見ても13万4,730円で、1カ月の収入近くが国保税で消える状況でもあります。それとまた、大企業の雇用破壊で非正規労働者、失業者が国保に加入をし、不況と構造改革で自営業者の経営が消費税の増税もあり悪化するなど、国保加入者の貧困化が進んでいると思います。かつては国保加入者は農家や自営業者の方が中心でしたが、今では非正規労働者や年金生活者がふえ、自営業者の方も所得が減り、加入者の方々から高過ぎる国保税を引き下げてほしいという声が上がっております。このようなことは蟹江町だけではなく、各地で起こっております。

そこで伺います。国保、また、国保税について、町はどのように認識をしているのかお聞かせください。

○保険医療課長 寺本章人君

板倉議員の質問に答えさせていただきます。

国民健康保険については、加入者の相互扶助を原則として成り立っているものです。国においても、市町村国保が抱える構造的な課題として、年齢構成が高く医療費水準が高いこと、所得水準が低いこと、保険料負担が重いこと、保険税の収納率の低下があること、一般会計

繰り入れ・繰上充用により運営していること、財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在があること、市町村間格差があることを認識しており、平成30年度から運営主体を都道府県に置き、財政基盤を安定させようと考えております。

国民健康保険は、国民皆保険の最後のとりでであり絶対に必要な制度であります。また、国保税につきましても、さまざまなプログラムを駆使して医療費水準を下げる努力を行い、国保税を抑えたいと思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

それでは、保険税が高いとは認識しているということで再度質問していきます。

蟹江町では国保の総所得別人数は、所得なしが19%、100万未満が23%、200万未満が24%、300万未満が13%であり、200万以下の人数が66%になり、300万以下が79%にもなります。このように、国保加入者の多くは低所得者で年齢構成も高齢者が多いことです。負担能力が高くない高齢者は収入が少ない層が多いため、保険税がより高くなる状況だと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○保険医療課長 寺本章人君

ただいまの質問ですと、構成の話でよろしかったですか。

(「はい」の声あり)

構成につきましては、現在国民健康保険に加入されている方々は、議員のおっしゃられるとおり、年金所得者の方が非常に多くございます。ですので、年金所得者層の上昇に伴いまして、いわゆる低所得者層がふえていると認識しております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

低所得、また、所得が少ない方がほとんどを占め79%にもなる国保でもあります。

また、所得の低い人、軽減制度もございますが、軽減を受けている自営業者の加入者でも、所得が200万円で30代の4人家族が19万2,130円にもなるんです。また、所得200万円から400万世帯の負担が高くなっていることもあります。先ほど例を挙げた所得250万円で4人家族の30歳代の夫婦と子供2人ですと、国保税が先ほども申し上げた24万5,030円になり、また、所得が350万円で4人家族の40歳代夫婦と子供2人ですと、介護分もあり37万70円にもなります。資産がある世帯はその資産割もプラスされてきます。主に中小企業で勤める労働者とその家族が加入する全国健康保険協会(協会けんぽ)ですと、250万円の所得にして12万840円に、350万円の所得で20万9,700円です。これはご存じのように事業主や会社が保険料を折半し、家族が何人いても同じです。また、資産割もありません。このように国保税は非常に高いと私は思いますが、この点についてお聞かせください。

○保険医療課長 寺本章人君

今、議員のおっしゃられました、いわゆる被用者保険につきましては、会社が補助しておるといのも認識しております。国民健康保険は、先ほども述べさせていただきましたとおり、国民皆保険の最後のとりででございます。既に国民健康保険に加入されている方々の医療費水準は非常に高くございまして、国民健康保険税によって医療費の給付を賄っている状況でございます。ですので、現段階では、今の水準のこのままでございまして、医療費水準が上がってしまいますと、さらなる国保税もしくは国保料の高騰につながってしまうと思っていますので、先ほども述べさせていただきましたとおり、さまざまな健康づくり等、医療費のかからないプログラムを駆使して医療費水準を抑えたいと考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

国保加入者の保険税負担を先ほど例えました協会けんぽ並みの保険税負担にするには約1兆円が必要となりますが、国も国保に対し、平成26年度に実施した低所得者向けの保険料軽減措置の拡充、約500億に加え、平成30年度から毎年約3,400億円の財政支援の拡充が予定されております。

まず、27年度から低所得者支援の強化のため、保険税の軽減として公費約1,700億円が投入されましたが、蟹江町では27年度に保険基盤安定制度（保険者支援分）はどのくらい交付がありましたか。また、28年度も同じぐらいの交付があるのかお答えください。

○保険医療課長 寺本章人君

先ほどの質問ですが、27年度におきまして保険基盤安定制度拡充の蟹江町の影響額、国・県からの負担金として3,000万円程度増加しております。国・県からの歳入に町の負担分を足し、国民健康保険事業特別会計に繰り入れております。保険基盤安定繰出金は4,000万円程度増加しております。なお、28年度については現在のところまだ未定でございます。

○2番 板倉浩幸君

今の答弁によると4,000万円ということなんですけれども、27年度の交付金の使い道がどうなったのか。一般会計から繰り入れを減らしてそれに充てたのかどうかお答えください。

○保険医療課長 寺本章人君

現在蟹江町の国民健康保険事業特別会計は、一般会計の法定外の繰り入れをし、財政運営をしておるところでございます。制度の拡充により、より安定的な国保運営が行われているところでございます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

今の27年度、また引き続き28年度も交付金がおいてくると思います。そこでなんですけれども、被保険者1人当たり年額約5,000円の財政改善効果、今の保険税負担の軽減とされております。名古屋市では、2015年度の保険料を1人当たり年平均で3,213円引き下げており、

一般会計からの法定外の繰入額を減らすことなく、保険料の負担軽減に充てております。蟹江町でも、この制度を使って保険税の引き下げは考えていませんか、お聞かせください。

○保険医療課長 寺本章人君

先ほどもお答えさせていただきましたが、蟹江町の国民健康保険事業特別会計は、一般会計から法定外の繰り入れをして財政運営をしております。制度の拡充により安定的な国保運営が行われているところでありますので、現状を維持していきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

現状維持ということですか。今回の財政支援拡充が今答弁があったように保険税の据え置き財源として使用されたり、また、保険税を据え置いたまま一般会計からの繰り入れを町が負担した分を減らすなど考えていないでしょうか。厚労省は市町村の一般会計からの繰り入れは今後も継続すると考えています。もう一度お聞かせください。

○保険医療課長 寺本章人君

一般会計からの法定外の繰り入れにつきましては、蟹江町においても現在も行っているところでございます。制度の拡充により、軽減世帯の割合はふえているのは事実でございます。ですので、現状のまま維持をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

あくまでも現状のまま、例えば今回、新城市でも国保税の資産割が廃止され、1人平均1万900円の引き下げが行われました。この引き下げには、今話をしております国からの保険者支援金が活用され、国保会計の基金の一部が取り崩されて実現したようです。また、半田市でも1人平均7,000円の引き下げとなっており、このように市町村にやる気があればできると思います。この点についてお聞かせください。

○保険医療課長 寺本章人君

先ほどから何度も申させていただいておりますが、国民健康保険税につきましては、医療費を給付する反対にいただくものとなっております。蟹江町におきましては、先ほども申し上げさせていただきましたように、さまざまなプログラムを使って医療費水準を下げる努力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

私が聞きたいのは、引き下げを検討できないかということなんです。いろいろ新城の例なんかも挙げながら、今申し上げました保険者支援分を使いながら引き下げができないかと質問しております。

この引き下げも後で触れますが、まず次に、軽減・減免制度について少しお伺いします。

軽減・減免制度で町独自の拡充ができないか。今、一宮市でも行っているような法定減免に1割をさらに減免するような制度、18歳未満の均等割を3割軽減するような制度を行っておりますが、厚労省も国保について、子供の数が多い世帯の保険税を軽減する方針を固めており、子育て支援の一環として2018年度から負担軽減の財政支援が予定されております。今の国保税は、被保険者均等割は必ず含めなければならず、子供の多い世帯の保険税が上がる仕組みになっており大変負担であります。このように町独自の軽減・減免制度は考えていませんか、お聞かせください。

○保険医療課長 寺本章人君

現在、蟹江町の国民健康保険の財政運営は、先ほどからも述べさせていただきましたように、一般会計から法定外の繰り入れをし財政運営をしております。蟹江町としては、国の基準に示された負担軽減を行うことを考えております。

今後も、国に対し、国民健康保険被保険者の負担軽減と国保会計に対するさらなる財政的な支援を要望したいと考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

それでは、蟹江町の国保会計ですが、25年度の繰越金が3億9,000万、26年度4億1,000万、今議会に上程されております27年度が4億5,000万で繰越額がふえており、前年の繰越額を引いても、25年度で1億9,000万円、26年度で2,700万円、27年度でも3,600万円に5,000万円の基金を積み立てており、今まで申したように、国保税の引き下げや、減免制度や軽減制度の拡充も可能だと私は思います。その点についていかがでしょうか。

○保険医療課長 寺本章人君

蟹江町におきまして医療費の給付でございますが、1カ月に約2億円ございます。急激な医療費の高騰に対応するためには基金が必要になってきますので、そのあたりはご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

それでは、仮に今の5,000万円の基金、27年度決算出ておりますが、国保会計自体黒字じゃないといけないのか、また、一般会計からの繰り入れをふやし赤字補填の繰り入れでなければいいと思うのですが、いかがですか。私自体、別に赤字でもいいと思っております。その点はいかがでしょうか。

○保険医療課長 寺本章人君

今の議員の質問についてでございますが、国におきましては、現在順次示されておるところでございますが、平成30年度からの都道府県国保に移行するのに合わせて、いわゆる国保会計の赤字解消に向けたプログラムを行うように市町村に言われているところでございます。

ので、蟹江町につきましても適正な財政運営をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

何か今の答弁、ずっと今までやりとりの中、なかなかわかり合えない平行線であると思いますが、こういう意味で国保税が高いと認識しているのか、初めに国保税の認識をお伺いしたんですが、町長自体、国保、また国保税についてどのように認識しているのかお答えください。

○町長 横江淳一君

国保税の徴収についてということではいろいろご質問をいただきました。

蟹江町の国保税運営につきましては、いろいろな方にご答弁を差し上げた経緯があります。一般会計の繰り入れが多ければ、じゃそれでいいのかというご議論もございましたし、ピークは法定外の繰り入れが1億5,000万を突破したときもございました。そのときの議員各位のご質問の中では、特別会計というのはあくまでも独立採算であるので、それによって赤字になればいいという問題ではない、それに徴収率がすごく悪かったという、そういうご指摘もたくさん実はいただいたわけでありまして。

国保の徴収につきましては、おかげさまをもちまして徐々に上がってきているのが現状であります。しっかりと真面目に納税していただいた税でありますので、保険料のところもでございます。そういう中で、担当が申しましたとおり、相互扶助でもって、歳入それから給付、このバランスをとりながら、最終的には27年度決算で5,000万の基金は積まさせていただきました。しかし、いつ給付費が急増するかもわかりません。かつてそういう状況がありましたので、一定の基金は持たしていただき、安定的に国保会計の運営をしていきたい、こんなことを考えております。

ただ、板倉議員おっしゃいますけれども、高い安いについては、これは確かに高い感はあるかもわかりません。協会けんぽ等々も含めて企業からの補助をいただいている保険運営とは若干違いますので、そういう意味でいけば、平成30年に一元化が図られて、同じような地方自治体の規模でも資産割をとっているところととっていないところ、大分違うというふうには私は思っております。ある意味、平準化を図った中で、これから30年の運営がどうなるか、しっかりそれを見させていただきたい部分もあります。ですから、高いか安いと言われると、割高感はあるのは事実であります。しかしながら、蟹江町が突出して高いというふうには考えてございませんので、議員のおっしゃることは十分理解はしますが、安定運営のためにはこのような方法を今現在とらせていただいております。

あと、法定的な低所得の負担軽減の7割・5割・2割については、これはこれからも継続させていただき、しっかりとサポートをさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○2番 板倉浩幸君

国保税、ほかの医療保険より高いことを認識はしておらっしゃるみたいなんですけれども、なかなかそれが引き下げに通じないということですか。

先ほど町長言った、一般会計からの法定外、25年度でも1億5,000万円、26年度で1億円、今申したように、27年度出ております決算では9,000万円と先ほど申した基金5,000万円を組んでおります。

それでは次に、2018年度から始まる、先ほど課長からもお話があった国民健康保険の都道府県化に向けた動きも大変重要ですのでお伺いいたします。

国保の都道府県化は、県が国保財政を管理し町の国保を監督することになります。目的は、医療費の削減を強力で推し進める仕組みづくりや、100%納付を義務づける市町村を苦しめる国保事業費納付金であり、町独自の繰り入れの解消で国保税が引き上げられたり、また、保険証の取り上げや差し押さえなどの保険税の強制徴収が一層強化される危険な仕組みだと私は考えますが、この点についてお聞かせください。

○保険医療課長 寺本章人君

先ほどの議員の質問についてでございます。保険税は引き上げられたりしないかということでございますが、平成30年度からの国保制度改正につきましては、国保の構造的な課題を解決するため、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事務の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化させるものでございます。市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き行っていくものでございます。保険料、保険税の決定については、県が標準的な算定方法等により市町村ごとの標準保険料率を算定し公表します。市町村は県が算定した標準保険料率を参考に保険料率を決定しますので、現段階では未定でございます。

また、保険証の取り上げや保険税の強制徴収の強化にならないかの点につきましては、都道府県国保になることにより、県内統一的な運営方針としての国保運営方針が示されます。その方針に基づき市町村が担う事務の標準化が図られますので、その方針に従い事務を行っていきます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今の答弁聞いていると、まだそれほど、どう運営していくのか決まっていないということでしょうか。

平成30年度、この都道府県化行われていきますが、再度お伺いしますが、都道府県化に向けて国保税の見直しを検討してほしいと思っております。検討するにも、値上げではなく引き下げです。どうでしょうか、この点について最後にお聞かせください。

○保険医療課長 寺本章人君

先ほどの議員の質問でございますが、県が標準的な算定方式により市町村ごとの標準保険料率を算定いたします。それを示された段階で、市町村において県が算定した保険料率を参考にして保険料率、保険税のほうを決定しますので、現段階では未定であるというところでご理解をいただきたいと思います。

○2番 板倉浩幸君

国保加入者のほとんどが、国保税を何とかしてほしい、高く払えない、後でこれから質問していきますが、払いたいけれども払えない、そんな状況も生まれてきております。都道府県化に向けて国保税の見直し、ぜひとも検討してください。

あと、町の給付削減の努力を評価し予算配分する保険者努力支援制度が盛り込まれております。保険者努力支援制度とはどのようなものかお聞かせください。

○保険医療課長 寺本章人君

保険者努力支援制度とは、評価項目を設定し、項目ごとに点数を加算し、市町村の点数に応じて700億円から800億円の支援金を案分交付するものでございます。

30年度からの保険者努力支援制度の評価項目は現在未定ですが、平成28年度、29年度において保険者努力支援制度の前倒し分が実施されております。財源は特別調整交付金の一部を活用し、支援金の規模は現在検討中でございます。

保険者努力支援制度前倒し分の指標の候補としては、保険者共通の目標として、特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率、特定健診・特定保健指導に加えて他の健診の実施や検診結果等に基づく受診勧奨等の取り組みの実施状況、糖尿病等の重症化予防の取り組みの実施状況、広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取り組みの実施状況、加入者の適正受診・適正服薬を促す取り組みの実施状況、後発医薬品の使用促進に関する取り組みの状況、また、国保固有の指標として、収納率向上に関する取り組みの実施状況、医療費の分析に関する取り組みの実施状況、給付の適正化に関する取り組みの実施状況、地域包括ケアの推進に関する取り組みの実施状況、第三者求償の取り組みの実施状況の、この指標の点数に基づいて支援金が支払われるといった予定でございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

蟹江町も保険者なんですけど、保険者努力支援制度、今の答弁聞いていると、医療費抑制ということで給付がしてもらえるとということなんですけれども、医療費抑制のために病院にかからせないことのないよう、また、町は健康や医療に関する要望を的確に捉え、自治体の役割を発揮していただきますようお願い申し上げます。

次に、この国保税、先ほども話をしましたが高過ぎる国保税ということで、国保税を含む

税を納付期限に払えない場合、税の徴収、滞納問題についての対応をお聞きします。

2014年度での愛知県内の国保税の滞納世帯は15万7,322世帯、県内の国保加入世帯約112万世帯の15%に上ります。蟹江町でも658世帯の滞納世帯があり、12%であります。まず、このような場合、町はどのような流れで対応していくのか、最初に督促だと思いますが、そこからお願いいたします。

○税務課長 鈴木孝治君

質問のありました、滞納した場合の町の対応につきましてお答えさせていただきます。

まず、現年度分については、各納期限を過ぎてから20日以内に督促状を発送します。12月と翌年5月には未納のお知らせを一斉に発送します。5月、9月及び12月に、税務課及び保険医療課職員で構成する電話催告チームにより電話にて未納であることをお知らせし、納付のお願いをしております。また、税務課及び保険医療課の臨時職員2名により、随時電話にて未納のお知らせをし、電話番号が不明な方については訪問して未納のお知らせをしております。不在の場合は不在連絡票を差し置きます。

次に、過年度分については、税務課徴収係が担当しております。7月及び12月に納税催告書を一斉に発送します。また、随時差し押さえ執行予告書を送付しております。納税相談の際には、まずは一括請求しますが、相談内容によっては実情を考慮し、任意の分割納付を認めております。また、再三の催告に対して納付の意思が全くない方については、差し押さえを執行する場合があります。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

払えない人、実際には払いたくても払えない人の滞納者、単年度分なんかもそうなんですけれども、そういう人の相談はどのように、今の答弁だといまいちわかりづらいんですがお願いいたします。

○税務課長 鈴木孝治君

相談の方法ですけれども、来庁していただいたり、遠い方につきましては電話でも相談をすることがございます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

全国的に国民皆保険制度の根幹である国保での生活資産が差し押さえられたり、生活に困窮する事態が発生しております。蟹江町でも、今申し上げたとおり、払いたくても払えない世帯にも数年前から徴収強化をしています。中でも、差し押さえの続出でございます。被保険者が納付期限を超えても保険税を納めないと、町自体、財産を差し押さえします。

そこで、お伺いします。県社保協自治体キャラバン報告によれば、滞納世帯数から差し押さえ件数が蟹江町では特に多いことが事実でもあります。名古屋市は厳しく徴収している自

治体トップでございますが、2014年度の滞納世帯数5万2,579件中、差し押さえ件数が3,286件であり、蟹江町では658件の滞納世帯のうち342件という51.9%あり、2012年度でも807件中525件、2013年度でも976件中614件となっております。一番問題なのが、現金化件数と金額です。名古屋市が現金化件数4,388件で3億円を超えておりますが、次に多いのが蟹江町であります。775件で金額が約4,800万円と、愛知県内でも名古屋市に続く差し押さえ金額であります。この点についてお答えください。

○税務課長 鈴木孝治君

質問のありました、差し押さえ件数、差し押さえ金額が多いのはなぜかについてお答えをさせていただきます。

平成20年度あたりにおいて、蟹江町の徴収率は非常に悪く、当時問題視されておりました。平成21年5月には議会において滞納対策特別委員会が設置され、同年9月には町長が蟹江町滞納対策非常事態宣言を発令し、さらに同年10月には町長部局において滞納対策本部会議を設置し、町全体で滞納対策に力を注いでまいりました。現在も、蟹江町では滞納対策に重点を置き、自主財源の確保、税負担の公平、納税意識の高揚に努めており、それに伴い、差し押さえ件数及び差し押さえ金額がふえたものと思われまます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

異様に蟹江町多いんですよ。今、名古屋市の例えも言いましたが、近隣の海部津島地域での市町村でも、例えば津島市が滞納世帯1,318件のところ90件、愛西市でも882件のうち11件、あま市でも2,364件中5件、ところが蟹江町、今申し上げたとおり685件中342件ございます。また、現金化件数なんですけど、断トツに4,700万円、ほかは差し押さえをしても現金化していないのがほとんどの自治体であります。そういう意味で、国保加入者自体、市に比べれば人数も少ないと思います。その割には蟹江町高くて、滞納世帯のうちの差し押さえ件数が目立って多いことがわかっております。

実質、私が申し上げたいのは、本当に払いたくて払えない滞納者のことをあくまでも申し上げますが、これからいくと悪質滞納者も、払えるんだけども無視して払わない、そのような人が蟹江町実際に多ければ、差し押さえ件数ふえるのは、ある程度仕方がないんですが、このように悪質な滞納者が多い蟹江町だとは思えません。滞納世帯の多くは払いたくても払えない世帯です。このような差し押さえありきの徴収強化は、私は絶対に許されないと考えます。

そこで、伺います。地方税法第15条7項では、生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは差し押さえを解除するとあり、行き過ぎた徴収をやっているのではありませんか、お聞かせください。

○税務課長 鈴木孝治君

今質問のございました、蟹江町が差し押さえ過ぎということですが、まず税の公平な負担ということを考えれば、やらざるを得ないと思います。

次の質問の納税の猶予の件でよろしかったでしょうか。納税の猶予につきましては、災害等を受けた場合には……

（「納税の猶予、まだ言っていません」の声あり）

じゃないですか。

（「行き過ぎた徴収をやっていませんか」との声あり）

失礼しました。行き過ぎた徴収はやっていないと思っております。先ほども1番目に申し上げましたけれども、督促状を発送してから差し押さえをするまでにはかなりの手順を踏んでおりまして、その間で相談された方については、普通の場合は分割納付とかをお認めすることになると思います。ですので、それでも恐らく払う意思がない方、全く無視される方については差し押さえをせざるを得ないというふうに考えております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

今の答弁ですと、本当に悪質な滞納者、何か蟹江町が多いような答弁なんですけれども、私も議員になる前から津島民商の役員もやっております、再三相談に来ております。実際には、本当に払いたいのには払えない、所得もなかなか上がらず、一生懸命まず本年度分を払い、多年度分なかなか払えない、どうしたらいいか。町は1回で払え、3回で払え、さもなければ差し押さえですよ、財産なくてどうしようもならんのだけれども、どうしたらいいという相談なんです。そういう意味では、私は、だから行き過ぎた徴収をしていないかということをお申し上げています。

続いて、先ほど先走ったことなんですけれども、地方税法第15条の納税緩和措置、徴収の猶予、換価の猶予、滞納処分の停止の適用を初め、減免や分納などの対応をしていますか、お聞かせください。

○税務課長 鈴木孝治君

質問のありました猶予、滞納処分の停止、減免・分納についてお答えをさせていただきます。

納税の猶予につきましては、災害等を受けた場合などには1年以内の期間に限り納税を猶予する制度があります。さらにやむを得ない事情がある場合には、既に猶予した期間と合わせて2年以内の期間で猶予することができます。なお、昨年度は該当事例がありませんでした。

滞納処分の停止につきましては、行方不明者や生活困窮者などの場合には、実態調査や本人からの聞き取り調査などに基づき職権で滞納処分を停止する制度があり、昨年度は適用事例が58件ありました。

減免につきましては、災害等を受けた場合や生活保護法の生活扶助等を受けた場合など、特別な事情により納税が困難な場合に減免制度が適用される場合があります。昨年度は適用事例が183件ありました。

分納につきましては、納税相談の際には原則として一括請求をさせていただきますが、相談内容によっては本人の実情を考慮し、任意の分割納付を認めております。昨年度の納付誓約は417件ありました。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

最後なんですけれども、差し押さえ、今もずっと申し上げていますが、余り時間もないですが、最後に愛知県地方税滞納整理機構についてお聞きします。

この機構は、市町村民税の滞納整理を推進するとともに、市町村の税務職員の徴収技術の向上を図ることを目的に、2011年4月から税金等の徴収及び滞納整理を行っております。当初3年の予定でしたが、2017年3月まで延長され、蟹江町も参加しております。地方税等の徴収権限は市町村であり、滞納整理機構には法権限もないですし、徴収は納税者の状況を踏まえて市町村が行うべきと私は考えております。我が党もこの機構そのものに反対でありまして、蟹江町では西尾張滞納整理機構をどのように考えているのか、また、機構が延長された場合、参加するのかもしれないのかもお聞かせください。

○税務課長 鈴木孝治君

質問のありました滞納整理機構についてお答えさせていただきます。

まず、滞納整理機構の法権限についてです。

滞納整理機構は、先ほど議員がおっしゃったとおり、愛知県と市町村が滞納整理を推進するとともに、市町村の税務職員の徴収技術の向上を図ることを目的として設置された任意組織であり、滞納処分などの法的な権限についてはそれぞれの市町村にあります。

蟹江町は、平成21年度から滞納対策を強化しており、平成23年度から始まった滞納整理機構との相乗効果により、さらに徴収率が向上してきたものと考えております。

滞納整理機構の延長は現時点では正式に決まっておりますが、3年延長するであろうという話を聞いております。正式に延長された場合は、蟹江町としては所期の目的の達成度、滞納案件の現状、人事面などについて検討し、参加するかどうかについて決定することになります。現時点では検討中であります。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

滞納整理機構、本当に私から見れば嫌なところがございます。私も相談を受けて対応しているんですけども、機構の対応、本当にすごいです。1回で払え、払えなければ3回でどうだ、どこからでも借りて払ってくれ、今申し上げた、最後には差し押さえだぞということ

を言ってきます。これでは、相談しに行っても、相談にならないが現状でございます。そういうことで、蟹江町の行き過ぎた徴収、また、西尾張滞納整理機構のことなんですが、特に西尾張滞納整理機構、営業と生活を脅かす強権的な取り立てが行われている機構は解散をして、町が直接納税を相談するべきだと思いますが、いかがでしょうか。くどいようですが、お答えください。

○税務課長 鈴木孝治君

おっしゃるとおり、町が相談に乗ればいいわけですがけれども、機構に参加するかどうかについては現在検討中でございますので、その点については現時点ではそのようにご報告させていただきます。

以上です。

○町長 横江淳一君

聞いてみえませんが、私がお答えいたします。

るる収納率については、平成20年度からこの議会で、まだ板倉議員は議員をやっておみえにならなかったと思います。大変悲惨な状況になっておりました。確かに納税ができない貧困の状況の方を強制することは、我々としては非常につらいことでありますから、そういうことについては納税猶予だとかいろいろな方法で、強制的に換価手続をとったことは実はございません。しかしながら、本来払っていただけるだけの方がたまたまお忘れになっているのか、それとも払うことをしたくないのか、義務を放棄されるのか、そういう状況について我々蟹江町だけでは認識が大変薄いということもありまして、この滞納整理機構をつくると。同じような問題を抱えている地方自治体はその当時たくさんあったということであると私は思います。最終的には任意団体でありますので、収納率の権限を持つのはそれぞれの地方自治体だというふうに私は認識しております。

そのおかげをもちまして、一般税も国保、それから税に絡むものにつきましては、冒頭にご挨拶をさせていただいたとおり、収納率は上がってきております。そして、換価手続も大変厳しいものもあるかも知れませんが、きちっとした納税相談も納付手続もとらせていただいているつもりであります。最終的には整理機構の存続等々については今検討中でありまますので、今この場所ではどうするかは申し上げられませんが、滞納整理機構の性格上、収納率がある一定のところまでいけば、この使命は終わるわけでありまますので、最終的にはフェードアウトの形をとられるとは思いますが、しかし、まだまだ収納率で大変お悩みになってみえるところがあるということも聞いておりますし、うちにとっても収納のやり方を一つ間違えますと、一度で払えない方を決して見逃すとかそういう意味ではありません。強制的に取っているわけではありませんが、お願いできることにつきましてはしっかりと合法的な方法で今後ともご相談を差し上げ、収納に努めていきたいというふうに考えておりますので、まず、板倉議員ご理解をいただけるとありがたいというふうに今現在は思っております。

以上であります。

○2番 板倉浩幸君

くどく申し上げましたが、ちゃんと相談に来たら滞納者の実情をよく把握して、生活がやはり一番大事ですので、行き過ぎた徴収をしないよう、年金生活者も何とか頑張って生活している中、頑張っております。そういうために、今申し上げた国保税の引き下げ、また、税の徴収の強化にならないよう強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長 高阪康彦君

以上で、板倉浩幸君の質問を終わります。

質問6番 伊藤俊一君の「蟹江町の管理下にある各種公園の予算を問う」を許可いたします。

伊藤俊一君、質問席へお着きください。

○7番 伊藤俊一君

7番 伊藤俊一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして、「蟹江町の管理下にある各種公園の予算を問う」と題しまして質問をさせていただきます。

高齢化が進む現在、地域公園いわゆる児童公園の管理については、どの地域についても除草には人手不足で頭を悩ましている。特に今の時期には草が生えるのが早く、対策を考えてほしい、そのような要望が多数あるわけでございます。平成22年度まではシルバー人材センターへの委託をした場合に限り3分の2の補助がありましたけれども、年々利用する町内会がふえたため予算を上回る状態となり、利用を希望する町内会全てに補助を交付することができなくなったために、平成23年度より利用希望の全ての町内会に補助が交付できるよう補助割合を2分の1に変更して、担当課として努力して今日に至っておると承知しておりますけれども、現在の補助制度の運用も今の予算内では限界に来ておりまして、蟹江町の管理下にある各種公園全体の予算について検討をしていただきたい。

まず最初に質問といたしまして、平成28年度の都市公園18カ所、地域公園いわゆる児童公園30カ所、その他の公園2カ所、いわゆる水辺スポット・希望の丘がありますけれども、それぞれの予算についてお聞かせいただきたいと思っております。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問のありました平成28年度の公園に係ります予算について、各種別ごとにご説明をさせていただきます。

まず最初に、都市施設として、都市の良好な環境を形成するために設置しております主に町が維持管理を行っております都市公園18カ所の主な予算についてですが、公園修繕料等需用費としまして1,479万3,000円、都市公園等管理等委託料としまして3,756万8,000円、公園補修整備工事としまして730万1,000円でございます。合計で6,790万7,000円となっております。

います。

次に、地域の児童の遊び場として設置され、先ほどご質問にございましたとおり、地元の公園ということから公園内の除草及びトイレの清掃管理等について各町内会でお世話をさせていただいております地域公園30カ所の主な予算についてですが、公園等管理等委託料としまして116万円、公園等用地借上料としまして640万4,000円、公園修繕工事としまして248万円がございまして、合計で1,175万円となっております。

最後に、河川施設としての河川の憩いの場として設置されました水辺スポットと、生涯学習施設として設置されております希望の丘の主な予算についてですが、公園修繕料等需用費としまして300万6,000円、維持管理等委託料としまして768万円、希望の丘広場場内整備工事等としまして2,591万8,000円ございまして、合計で4,079万8,000円となっております。

以上の3つの予算の合計としましては、1億2,045万5,000円となっております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

ありがとうございます。こういったことがありますと、そういった公園関係で1億2,000万、そのような予算が使われている。そんな中で、詳しく課長からお聞きいたしました都市公園等管理等委託料の3,756万8,000円、これの支払い先をお尋ねいたします。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問ありました都市公園等管理等委託料3,756万8,000円の内容についてお答えさせていただきます。

主な内容といたしましては、都市公園内の除草や樹木の剪定、薬剤散布等の委託料でございます。あとはハナショウブ管理委託料で、入札等によりまして6社の業者に委託しておる委託料となっております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

もう1点、都市公園の公園修繕料等の整備工事、これの1,479万3,000円、これについてもお尋ねいたします。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問のありました公園修繕料等需用費1,479万3,000円の内容についてお答えさせていただきます。

主な内容としましては、都市公園内の遊具・トイレ等の修繕料のほか、都市公園30カ所の街路灯の電気料や水道料となっております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

街路灯の電気料、これはLEDの料金になっているのか、現状、以前のままの状況の料金

なのか、お尋ねします。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

公園の街路灯につきましては、老朽化に伴いまして逐次LED化に今交換している最中
ございまして、両方併用しているような状況でございます。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

同じく都市公園の関係でございますが、公園の補修整備、この工事として730万1,000円、
これについてもお尋ねをいたします。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問ありました公園補修整備工事730万1,000円の内容についてお答えさせていただきます。

この主な内容としましては、今年度は蟹江川の南緑地のテニスコートの補修工事、あとは
都市公園の遊具等修繕工事等を予定してございます。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

そうしましたら今度は、地域公園いわゆる児童公園30カ所の主な予算についてお尋ねした
いと思います。

児童公園の管理そして委託料でございますが、116万円、この支払い先についてお尋ねい
たします。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問のございました公園等管理等委託料116万円の内容についてお答えさせていただきます。

この116万円の主な内容としまして、遊具のある公園25カ所の遊具の保守点検、あとは砂
場のある公園9カ所の大腸菌検査の委託料となっております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

児童公園の公園等用地の借地料、これが相当な割合を占めておりまして640万4,000円、こ
れについてもお尋ねいたします。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問のあります公園等用地借上料640万4,000円の内容についてご説明させていただきます。

現在借地により公園として利用しております本町分児童公園869平米、鹿島児童公園906平
米、上之町北児童公園393平米、駅前団地第二児童公園417平米、新屋敷児童公園462平米、
焼野児童公園724平米、須成児童公園2,826平米の7公園で、合計で6,597平米の借上料とな

ってございます。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

この借上料ですけれども、それぞれ同じ平米単価で借り上げてみえるわけですか。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

借上料につきましては、土地の固定資産税より算出してございますので、その地区によって多少の差は出ると思っております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

わかりました。

そして、公園の修繕工事でございますけれども、248万円、これにつきましてはいかがでございますでしょうか。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問のあります公園の修繕工事248万円の内容についてでございますが、主な内容としましては、これも児童公園の遊具の補修でございますして、塗装の塗りかえや修繕等をこの際予定してございます。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

その他の公園2カ所（水辺スポット・希望の丘）の主な予算についてお尋ねいたします。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

2つの施設の主な予算についてですが、公園修繕料等需用費、光熱水費等と、あとは維持管理委託料と、今年度は希望の丘広場場内整備ということで工事請負費を組んでございます。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

その他の公園の維持管理費が768万、先ほどもちょっと漏らしましたけれども、修繕料等需用費も含めてお尋ねいたします。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

すみません、改めて内容について細かく説明させていただきます。

公園の修繕料等需用費としまして300万6,000円を組んでございます。主な内容としましては、希望の丘の修繕料や、2つの施設の光熱費でございます電気料、水道料、ガス等になってございます。もう一つ、維持管理等委託料としまして768万円も組んでございます。その主な内容としましては、水辺スポットの河川清掃委託料、希望の丘の施設管理委託料及び維持管理委託料となっております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

今までいろいろとお聞きいたしました。都市公園18カ所、地域公園いわゆる児童公園の30カ所、その他の公園の水辺スポット・希望の丘の予算を合計いたしますと1億2,045万5,000円ありますけれども、この予算の中には希望の丘広場場内整備工事、これが2,590万ほどが含まれておまして、約1億円ほどの予算が年間、公園全体で必要になってございます。この予算の約1割が地域公園いわゆる児童公園30カ所の予算に匹敵する公園全体の予算を精査していただいて、地域公園（児童公園）の管理を担う町内会の負担を軽減するよい対策はないのか、まずお尋ねいたします。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問のありました地域公園の負担を軽減する対策についてお答えさせていただきます。

ご質問にございましたとおり、各地域の公園内の除草及びトイレ等の清掃管理については、地元の公園ということから、各町内会でお世話をしていただいております。現在、町の支援としましては、要望があれば公園内の樹木の剪定、害虫駆除を行い、公園内の除草を行う際には、先ほど議員のお話にもありましたシルバー人材センターへの委託をした場合に限らせていただいておりますが、年間3回分の委託料の2分の1を補助してございます。

しかし、昨今では、先ほどもありましたとおり、管理していただいております方々の高齢化などから、今までのような維持管理を行うことが難しくなってきたというご意見を聞くこともございますので、個々の地域公園の状況を鑑み、それぞれの町内会のご意見を伺いながら、町としても少しでも地元の方が容易にできるよう、でき得る範囲で協力をしたいと考えてはおります。

例えば、除草につきましては、草刈り機など道具の貸し出しや、処理についても集積をしていただければ草の処分は町のほうで協力させていただいております。また、公園によっては周りの環境から草が生えやすいところもございますので、特に遊具の下などに雑草が生えにくい土を部分的に入れかえるなど対策をしたいと考えてございます。町としても、でき得る範囲で協力はしますので、ご理解を願います。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

最後になりますけれども、除草につきましては、中瀬台地域の日光川ののり面を中瀬台町内会の有志の方々が率先して除草しておいでになっておりますけれども、ご存じでしょうか。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

地元のほうでそのようなご協力をしていただいていることは知ってございます。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

そのような、前向きにボランティア精神の中で町内会一体となっておやりになっている、

そういった地域の方々、きょう多分傍聴に見えておるとおもいますけれども、本当にご高齢になられて、この暑い盛り、一生懸命のり面、特に危ないですよ。そういったところをおやりになっている。そういった地域に対して少しでも何かの助成ができないものか、また、いろいろとそんなこともご検討いただきながら、公園の地質によっては、先ほど課長が言われましたように、土の入れかえをしたり、生えにくい土に改良するというようなことをやっていっていただいて、町内会が管理のしやすい状況をぜひともおつくりいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

各町内会で状況も違うこともございますので、現地の状況を見ながら対策を練りまして、でき得る限り努力はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

特に前向きに、先ほど申し上げましたような取り組みをしてみえる町内会に対しましては、必要性についてしっかりと判断していただいて、予算が増額もしくは制度の見直しができれば、いいまちづくりになるのではないかと、そんなふうに思っておりますので、要望を申し上げます。

まだ時間ありますので、関連で質問させていただきますけれども、この間、まだ1週間ほど前ですが、桜1丁目の地域で、雑草が伸び過ぎて見通しが悪くて人身事故があった。しかも中学生がはねられてしまったと。何度も近隣の方が役場に連絡をとってお願いしておったけれども、いよいよ事故になってしまったと私のほうに連絡があって、こうこうしかりである、本当に困った、何とかしてくれということで、事故があった後ではありますけれども、環境課のほうにお話をしましたら承知しておりましたということで、早速手当てをしていただいたようではありますが、どのような手当てをされたのかお聞かせいただきたい。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

ただいまの伊藤議員のご質問でございますが、除草でございますが、例えば除草で、空き地になって草が生えておりますというような連絡をいただいているところにつきましては、町としましては、一応民有地でございますと民有地の所有者のほうに草を刈ってくださいという電話連絡や、もしくは電話が通じない場合には文書で草を刈ってくださいという文書通知を行っております。再三やっただけない地区につきましては、何遍もうちのほうから通知を差し上げて、草を刈っていただくように指導しております。また、自分でできない場合につきましては、シルバー人材センター等をご紹介して、そちらのほうで依頼をしてくださいという文面も流しております。

この間の件につきましては、地主さんが遠いところでございまして、また、高齢の方みたいでして、なかなか自分ではできないということで、去年もそういうような苦情がありまし

て、去年はシルバーでやっていただきました。今回も再三連絡してございまして、シルバーのほうにまた依頼のほうをお願いしますというようなことで、うちのほうもご紹介させていただいて、近々シルバーのほうに地主さんのほうが依頼されて、先週ぐらいに草を刈られております。遠いところだと管理の目になかなかつくことができませんので、地主のほうにもそういうようなご説明をしまして、できるだけ、例えばシルバーさんと何回も年間の契約をするなり、もしできなければ随時年に3回なりやっていただくように、シルバーともう少し検討をやりとありがたいですというふうに地主にも照会をかけ、うちのほうからも、地主さんだけではいけませんので、シルバーにも、町からもお声をかけて、何とかできないかなというふうにこの間もご照会させていただきました。何とかシルバーのほうも検討するというようなご返事を多少はいただきましたけれども、今後も、民地でありますと町が草を刈るということはなかなかできませんので、うちのほうもなるべく今後指導をやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

わかったような、わからんような、結論がさっぱりわからんのだけれども、それでシルバーと地主と話がきちっとできて、対策は今後のこともできたということですか。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

シルバーのほうとも、地主さんとも、ちょっと何かお話をされて、今後もシルバーとやっていくというふうに聞いております。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

聞いておるだけで確認はしていない。きちっと書類をつくって、毎年のことだから、苦情があつてから眺めとっては話にならん。毎回こういう問題は起きるわけだね。草が枯れたら消防署だ、草が多いうちは土木だ、環境だと、こういうことがよくある。これについては、きちっと町長も副町長も、一度この件については、かずけ合いをしている、こういうことでは困るので、ちょっと答弁を。

○副町長 河瀬広幸君

今の伊藤議員のご質問にありました、草によりまして非常に見通しの悪いところで事故が起きたということでございます。対処につきましては、先ほど環境課長申しましたように、対処できるような話をとっておりますが、これもまた空き地の管理、非常に難しいものでありまして、私のところの近くにもそういう空き地がございます。ただ、これは法人が管理しております、年に4回程度定期的に草を刈りますので、そういう手が入れられればこういう事故も防げるというふうに理解しております。

先ほどありましたように、土地所有者の問題がございましたので、その辺もはっきり改め

まして、再度年頭におきまして所有者の方と危険防止のためにもきちんと定期的に草を刈るように、強く私のほうからも要請をかけたいと思っていますし、また、町内の中でもそういうところあれば、再度環境課と消防署、安心安全課がタイアップして、その場所を特定しつつ、そういう働きかけをしていきたいというふうに思っていますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○7番 伊藤俊一君

さすが副町長ですわ。空き家対策も同じことです。草生えて、大きなヨシが生えておると火事にもなりますので、こういったこともきちっと各課が連携をとっていただいて、そのチェックリストをきちっとつくってもらって、連絡のとれるところ、とれんところ、必ず連絡のとれるようにしないとだめなんだ。遠くで、年配で、なかなか連絡がとれん。それで事故があった、そういうときは誰が責任とるのかね。

○副町長 河瀬広幸君

責任の所在であります、当然道路管理者に起因がある場合は道路管理者である町が責任とりますし、また、民地のそのことが原因によって事故が発生した場合は、特定は非常に難しいかと思いますが、その辺もしっかりと原因を突きとめまして、その都度対処していきたいというふうに思っております。

○7番 伊藤俊一君

そのようなことでありますので、しっかりと各担当課が連携をとっていただいて、これからも住んでよかったなと思える蟹江町にしていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長 高阪康彦君

以上で、伊藤俊一君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

3時20分から再開いたします。

(午後2時59分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時20分)

○議長 高阪康彦君

質問7番 中村英子君の「かにえ子ども条例の制定について」を許可いたします。

中村英子君、質問席へお着きください。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

子ども条例をつくってはどうかという視点に基づいて、きょうは質問をさせていただきた

いと思います。

午前中から高齢者にまつわるお話が延々とご質問ありましたね。本当に高齢社会に対応するという事は難しいことだなというふうに思いながら聞いておりましたけれども、今、現在の社会の中で、ちょっと忘れられているのではないかなという部分が、子供の社会というか、世界というところに少しあるのではないかなと、そんなことを思うわけですが、一般的に考えてみますと、日本は本当に子供を取り巻く環境というのが悪くなってきていると言われて久しいわけですが、きのうきょうなったわけではない、かなり前から子供を取り巻く環境というのは非常に悪くなっていると。そして、だんだん今もますます悪い方向に行っているのではないかというところなんです、最初に考えますのは、遊び場がないということはいつも言われてきました。外でボールを蹴ったり自由に走ったり飛んだりして、群れをなして子供が遊ぶという一時代の時代が去ってしまって、今や子供の姿はその辺には見られないと。まず遊び場からないというようなことがあると思いますし、もう少し全体的に子供の環境というのを見てみますと、子供を最近ターゲットにした犯罪がふえておりますね。非常に恐ろしいことですがふえています。そしてまた、子供自身が、子供がやることと思えないような事件、こんなことを子供がやるんだらうかという、そんな事件がよく報道されておまして、ただただ驚くばかりというようなこともございます。そしてまた反対に、親のほうから余りにもむごい状態で子供を遺棄してしまうといったような事件もあって、私たちがからしてみると、何であんなことを親がするんだらう、その事件そのものが起きたことが信じられないというようなことも多々報道をされております。

そしてまた、子供の貧困問題もありますし、また、子供同士のいじめの問題もあり、事件にならないまでの児童虐待もあって、依然としてまだ日本の子供たちは競争社会にさらされているということもあまして、今の日本の子供たちが置かれている環境というのは、とてつもなく厳しく苦しいものがあるんでないかというふうに思えてならないわけです。このことは、学校に通えない子供が全国で17万から18万いる、これは小中高ですけれども、それぐらいの子供たちがいるということは、その一つの証明ではないかと思えますし、学校に子供を出している親のほうからしてみますと、自分の子供もいつ不登校になるのかわからないという緊張感や不安というものを常に持っているというような状態にもあると思います。

さらに追い打ちをかけておりますのが、ネット社会の拡大でありまして、パソコンやスマートフォンとかそういうものが普及した結果、非常に過敏に子供はそれの影響を受けているのではないかと。パソコンやスマートフォン、ネットというのは非常にいい便利なもので、それぞれの個人の世界を広げるといった意味でも大変いい道具ではありますが、しかし、子供がそれにかかわることによって、非常にネット上やパソコン上のバーチャルな世界ですよ。バーチャルな世界と自分が生身の人間であるということの区別ができない子供ができてきているということや、また、ネットの上で人権侵害と言ってもいいような誹謗中傷、

個々の家庭や子供たちでは、とてもこれには対応できないようなネット上の見えないところでの誹謗や中傷が行われているという非常に神経質な状態になっておりまして、ネットと我が子の子供の距離をどうするのかということは、各家庭の今大きな悩みになっているところだと思います。

また、極端な話かもしれませんが、東京という大都会では、JKビジネスって何のことかわかりませんが、女子高校生が男性相手にお金を稼ぐという、全く異常なことがあるという報道もされているんですね。

こんなふうに、るる今申し上げましたけれども、子供を取り巻く社会現象ということがさまざまに起きていまして、これは本当に何かが狂っているというふうに思わざるを得ないような状況にあるかと思えます。そして、数々の事件の背景では、その裏側でかかわった子供たちがどれだけ多く傷ついている、深く傷ついた状態にいるのかということを考えてみますと、本当に大人として悲しいことで、暗たんたる気持ちになるのは私だけでないと思えます。一般的にこのような、ちょっと大げさかもしれませんが、このような病巣と言ってもいいような一つの環境を抱えているのが今の子供たちの世界ではないかなと思えます。

今、一般的な、全国的なことを申し上げましたけれども、翻って蟹江町の子供たちはどうか。子供といいましても、18歳までのことを一応子供というふうに言うので、18歳未満までですから、小・中学校だけに通っている子供ではありませんけれども、18歳未満の子供が蟹江町の中で傷ついている子はいないのか、一体どういう状況になっているのか、その辺のところは見えないわけですが、少しの心配も持たざるを得ない、そういうことだと思います。

今、るる子供が置かれている環境について申し上げましたけれども、この背景ですね。この背景には、どうしてこういうことになったんだろうという背景を考えますと、これは全て、大人がつくった社会の中で大人の都合で子供たちを振り回したり影響を与えたりして、本来の子供の姿を大切にしていこうという、そういう考え方、精神が欠けていたのではないだろうかというふうに思うんです。これは、今、人間が、人類ですけれども、自分たちの都合だけで自然環境を破壊して、天候にも影響を与えているというのと全く同じで、大人の都合だけで子供社会というものを、極端な言い方をすれば壊してしまっている、破壊してしまっていると言っても過言ではないのではないかなというふうに思います。

それで、このような状況が、私だけではなくて、さまざまな人たちが認識しているところなんですけれども、こういうふうに子供の本来の育つ姿、人権というようものが侵されているのではないかという視点や側面が出てきておりまして、そして、もう少しこれは子供の人権を大事にしながら、主体的に地域で子供たちが育っていく、そういうような環境づくりをしていかなければならないと、そういうふうに考える自治体も出てまいりまして、全国の自治体でもありますし、県内でもそれを形として、子ども条例もしくは子ども憲章というよう

な形で、子供たちをしっかりと位置づけて、そして守るべき子供たちの姿は地域で守っていきこうと、そういう取り組みをしているところがあると思います。

これは、もともとの発端は国のほうが、児童の権利に関する条約というのが国連で採択されたんですけども、ここは日本だけではなくて、先進国と後進国といろいろな世界の子供たちの人権を守るという意味で、児童の権利に関する条約というのが国連で採択されましたけれども、日本はすぐにはこれを批准しませんでした、1994年の平成6年ですね。5年か6年放置いたしまして、その後、5、6年後にこれを日本は批准しました。この5、6年の間に、日本が全然批准しないものですから、世界からいろいろ批判を受けたわけですけども、5、6年たってから国連の児童の権利に関する条約というものの批准を行ったんです。具体的には、その批准を受けまして、自治体で、今も言ったように子どもの権利条約、子ども憲章を制定して取り組むことになっているというのが一つの流れかなと思います。別の流れがあるかもしれませんね。それぞれの自治体で考えてやっているところがあるかもしれませんけれども、一応このことが一つの流れとなって、自治体も取り組んでいるということなんです。

それで、まず最初の質問は、この取り組みはどんなふうな状況かと。今、県内のことだけでいいですので、広げますとなかなかわかりにくいわけですから、県内の状況というものを少し言っていたきたいと思います。

○子育て推進課長 寺西 孝君

中村議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在の愛知県内における自治体の子ども条例の制定について答弁をさせていただきます。

子ども条例につきましては、平成19年度に豊田市、20年度に名古屋市、21年度に岩倉市、22年度に日進市、23年度に幸田町、24年度に知立市、26年度に知立市と東郷町、28年度に小牧市と津島市の10団体が制定しているところ……

(「津島も」の声あり)

津島市、合わせて10団体が制定しているところでございます。

また、子ども市民憲章におきましては、高浜市が平成15年度に制定しているところでございます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

そんな今、言っていたいたような状況で、県内でも条例を制定して取り組みをしているということなんですけど、取り組みの中身と評価ということになってくるんですけど、このような条例は、つくっておけばいいというようなところで、ちょっとつくったままにしておるところもあれば、本当にこれを生きたものとして活用している自治体もあるかと思うんです。

担当者から見て評価というものを、それぞれの市町の深い事情というのはわからないので、できるかどうかわかりませんが、おおよそこのようなものができたことの効果というか、成

果までいかないかもしれませんが、どんなふうに見ているのかということをお伺いしたいと思います。

といいますのは、これはどうしてこの条例が必要かということの一つの理由ですけれども、今、最初に申し上げたように、非常に子供の社会や世界が壊されつつある中で、条例の中でうたわれているということは、実は子供にも個人としての権利や尊厳があり、誰もそれを侵害することができないということをお伺いしたいと、この条例の中で子供たちに教えているという、そういう作業が行われているかどうかということが一つの基準になるかと思うんですけれども、その辺を勘案しながら、この条例ができたということについての評価ができるのであれば、それをお聞かせ願いたいと思います。

○子育て推進課長 寺西 孝君

子ども条例についてのその評価について答弁させていただきます。

今、議員おっしゃいましたように、子ども条例につきましては、平成元年に国連総会において子どもの権利条約、正式名称としましては児童の権利に関する条約が全会一致で採択され、平成6年に日本は批准したところでございます。この条約の理念の普及啓発に努めるとともに、それを明示することに加えて、将来にわたって地域社会全体で子供の健やかな育ちを支え合う仕組みを定め、子供が幸せに暮らすことのできるまちを実現するという姿勢を自治体の法である条例として明らかにしているところが評価できる点であろうと考えております。

以上でございます。

○9番 中村英子君

そうですね、100点満点とは言えないですけども、評価できる点というのものもあるかなと思うんです。

そこで、蟹江町として、この条例の制定ということについてどのようにお考えになりますでしょうか。蟹江町も条例を制定して前向きに取り組んでいこうということなのか、条例がなくても子育てや子供に対しては十分できているよと言えればそれまでのことですが、この条例を制定する気があるのか、つくるのかどうかというところをお伺いしたいと思います。これは教育委員会も関係してくるかなと思うんですけども、お伺いしたいと思います。

○子育て推進課長 寺西 孝君

町における子ども条例の町としての取り組みについて答弁をさせていただきます。

まさしく今、議員おっしゃいましたように、日本においては子供の虐待、いじめ、差別など、子供を取り巻く環境というのはますます深刻化していると考えております。

平成27年に子ども・子育て支援法が制定されました。また、本町におきましても、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしまして、おおむね20年後の蟹江町の将来像を見据えながら7つの基本方針を示したところでございますけれども、その7つ目のところに「子ど

もが主役になる地域づくり」というのを示してございます。

以上のことから、これを契機として、子ども条例制定について前向きに検討してみる時期に来ているのではないかと考えております。

以上でございます。

○9番 中村英子君

町長はどのようにお考えになりますでしょうか。子ども条例を制定するということについてお考えがあればお伺いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

中村議員のご質問にお答えしたいと思います。

大変残念なことです。私はこの子ども条例についての詳しいことを中村議員の一般質問で実は知りました。ちょっとこの途中で、後で訂正させていただきますけれども、ちょっとダブって、先ほどの答弁の中に、24年度に知立市、26年度に知立市・東郷町、これ、知多市の間違いだと思います。これは私も調べて、ちょっと違うぞと、今こっちで……

（「知多市もあります」の声あり）

知多市もやっております。

高浜の市長さんにお電話を差し上げて、どういうきっかけでしたかという話も実は……

（「あれは憲章ですね」の声あり）

はい、憲章ですけども、ちょっと別の関係がありまして、話を聞きました。やっぱり私の、蟹江町の総合計画の今まさにご指摘をいただいた7番目に、子供というのはこれからの宝であるということも含めると、この条例の必要性というのは十分あるのではないかなと考えますので、積極的にこれから来年度に向けて今年度から、少なくとも子ども条例、そして憲章も含めてでありますけれども、検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○9番 中村英子君

教育長はどう思われますでしょうか。

○教育長 石垣武雄君

子ども条例につきましては、現在まずその前に、学校教育を進めるに当たって、先ほどから出ていますように、いじめ・不登校とか虐待、こういうような問題にぶつかるわけでありまして。そんなときに、やはり一番は、人として生きる権利を誰でも持っているよということをベースに指導しておるわけでありまして。そして、これをお互い子供同士とか、保護者とか、地域社会で話すわけでありまして、よく昔から生徒指導につきましては、三者連携と言ったらおかしいですが、学校、保護者、地域、この三者が連携して子供たちを育てていこうよと、そんなようなことをやっているわけでありまして。

そういうことから考えますと、子どもの権利条約が明示されていることは、学校だけじゃ

なくて、保護者にも、地域社会にも、こんなふうなんだよ。人として、子供として、個人として、尊厳こんなことあるよと。そうすると、子供の権利もそうですが、親の保護者としてのそういうやるべきことも出てくるだろうし、地域社会も出てくる。そんなことが大きく明示されるということであれば、私は、現在ももちろん指導しておりますけれども、オープンになれば皆さんが意識していいんじゃないかなということ进行を思います。

以上です。

○9番 中村英子君

それでは、町長からも担当者からも教育長からも前向きなご意見いただきました。ぜひともこれを制定する方向で取り組んでもらいたいというふうに思っています。

そこで、取り組んで、結果できる案というものは提示されるので、それはその時の話かもしれないけれども、参考までに申し上げておきたいことが少しありますので、申し上げたいと思うんですが、つまり、子ども条例というのは、今まで子供というのは保護の対象である、助けてあげましょうという対象としてありましたけれども、そうではないんです。人間として主体的に生きる権利として成立させるというものでありますので、見方が真逆ということ、まず一つ基本であるということを知っていただけたらと思います。

それから、中身とその作り方の話なんですけれども、さっきも言いましたけれども、条例つくって置いてあるよということでは、やっぱりこれ、いけないわけですよ。いかにこれを活用していくかというようなことを考えなきゃいけない。これを活用していくために、そしてまた、子供が主体であるよということを取り入れるために、子供がここに参加しているんです。条例をつくる場所に参加しているというところが、数は少ないんですけれども、幾つかの市町であるんです。

きょう、私、皆さんに資料として出させてもらったんですが、これはちょっと細かいもので申しわけないんですが、日進市の未来をつくる子ども条例、ちょっと皆さんにもお渡ししていますので、見ていただくとありがたいんですが、日進市の子ども条例というのは、前文というのがここにあるんですけれども、前文のところに、「私たちは」というところが前文の4行目からあります。「私たちは」、次もみんな「私たちは」こうしたい、「私たちは」ということで、全部これ、子供の参加によって子供たちの求めているものがこの前文に書かれているという条例なんですね、これは。大人の頭の中でつくったものではなくて、子供の参画によってこういうことを入れてきているということなんです。だから、子供自身がつくっていると。

そして、この条例の前から日進市では子ども会議というものを開催しております、小学校5年生だったと思うんですけれども、5年生から高校生まで、この子供たちを対象にして子ども会議というものをつくっております。月1回の開催だということではありますが、子ども会議というものがこの条例に基づいてきちんと設定されて、そこに子供が参画していると

ということがまずある。これは非常に手のかかるやり方なんです。条例つくるといったって、大人が頭で考えて、さらっと書きゃえば済むことなんですけれども、子供を参画させて、その気持ちを酌み取って子供自身の条例をつくるということは非常に手間暇かかることで、ちょっと嫌なことかもしれませんけれども、しかし、これをやることによって、子供たちが自分たちで条例をつくったんだという強い意識、そして、それをみんなに広めたいという、そういう意識が広がってくることは間違いないことだというふうに思います。

そこで、2ページ目というか、裏ページ見ていただきたいんですが、子供の権利をどういうふうにこの条例に入れていくのかということなんです、いろいろな権利がいろいろな市町の条例によって違います。単に子供の権利を守るところもあれば、ちょっと権利の中身の書き方というのは違うんですけれども、日進市のをちょっと見ていただきたいんですが、裏面ですね。第4条から見ていきますと、最初に「愛される権利」って書いてある。これ、子供が考えたと思うんですね。多分、そして「愛される権利」の第5条の(1)には、「ありのままの自分を受け入れてもらうこと」、これ、子供の願いだと思うんですね。大人が書いたらこんなふうには書かないと思うんですよ。「愛される権利」、次が「守られる権利」ですけれども、「守られる権利」というのはどこの条例にも入っていると思うんですが、そしてその次、「自分らしく生きる権利」って書いてある。その次が「気持ちや考えを伝える権利」って、これはよその条例にもあるんですが、その次、「学ぶ権利」、勉強する学ぶ権利、これ当然なんですね。その次に「遊ぶ権利」と書いてあるんです。遊びたいんだね、やっぱり。遊ばしてもらいたい。「遊ぶ権利」、本当に自分たちが遊ぶ権利、遊びに触れて仲間が得られること、そのことを権利として書いている。その次にはまたユニークなんですけれども、「心や体を休める権利」って書いてある。どれだけ今の子供たちがこういうことがないのか、本当に忙しく暮らしているのか、心と体を休める権利というものを書いてみえるということで、何かすごく身にしみるんですけれども、11条の(1)に「安心できる場所で休み、十分に眠ることができる」ということですよ。何かやるせないですよ、こういうことを権利として入れてくださいということは。次に「自然とふれあう権利」、これは今余りないですよ。わざとしないとないわけですけども、次に「参加する権利」ということで、「参加する権利」については、ほかの条例にもあるんですが、要するにまちのいろいろな施策やイベント・事業に自分たちが積極的に参加し意見を言う、そういう権利ということで、本当にこれは子供が参加しなければ書けないような、こうしてほしいという権利要件がここに書かれているということなんです。大変身につまされることじゃないかなと思います。

最も大事なことは、第4条の上から3行目にあるんですけども、「子どもは、自分の権利を学び、大切にし、他の人の権利を認める」ということなんですけれども、これが最も大事なことで、子供の権利をどんどんその子だけに認めて、何でもかんでもいいよということ

ではなくて、あなたに権利がありますよ、あなたに権利のあることは他の子供にも、他の人にもありますよと。それを大切にしましょうと、そういうことまできちんとうたっている条例が多いわけですが、そのことがメインにならないと、自分たちだけが主張していいというわけではありませので、そういうことをきちんと条例の中でつかまえていくということが大事ではないかなと。そんなことから、日進市のものを出させていただきました。本当に子供の気持ちににじみ出ている条例ではないかなというふうに思います。

そして、さらに日進市では、この条例を歌にしておるんです。紙がもったいないのできょうは余り皆さんに配らなかつたんですけれども、歌にしておりまして、そして合唱して、学校とかいろいろなところで、自分たちはこういう権利がありますよということを、みんな歌にして周知徹底するようにしているということなんです。もちろん子供版パンフレット、大人版パンフレット、みんなそういうことをつくりまして、これを子供たちに周知徹底して、そして何かあったらこういうことはいけないんだよ、この条例に基づいていけないんだよということを子どもに教え込んでいくと。子供がそれを知らなければ条例があっても意味がないわけですので、それを教え込んでいく方法を見つけて、きちんと教え込んでいくと。そういうことまでして、これが活用できるようにしていくということで、いじめの問題、虐待の問題、いろいろなことありますけれども、こういう条例を最初に主体的に子供たちに植えつけて、そして、言ってもいいんだよ、相談してもいいんだよと。こういうことが子供たちが理解できるようにしていく、持っていく、そこまでやって初めて条例をつくった意味が出てくるのではないかなというふうに思うんです。ですから、単につくただけではいけないので、できれば魂を入れ、そしてそれが十分活用できるためには子供の参加をしていただいて、そして実効性のあるものにしていったらいいなと思います。

そしてまた、日進市の場合ですけれども、虐待防止リボンとか、虐待防止なんとかというものをつくって、それを子どもたちが身につけていると。だから、虐待を受ける子というのは、相手を悪いと言わないんですね。自分が悪いというふうに思っていて、人に物を言うということは余りないんですけれども、そういう全員の子供たちに虐待ボタン、全員に渡しているのかどうかわかりませんが、合唱のときにはそういうボタンみたいなものを利用して、そして、あなた一人一人が守られているんですよ、困ったときは相談していいですよということを周知徹底していくと。そういうことをしていくと、本当に、全部の子供の世界というものをよくすることはできなくても、ある程度子供たちを本当の意味で守っていけるのかなと。本当の意味で子供たちが生き生きと社会の中で生きることができるのかなと。そしてまた、そういう条例をつくることに参画している同じ子供がいるという意識ですよ。仲間がつくったんだよという意識、それを持ってもらえると。そういうような流れの中で仕事をしていただければ、本当にいいものができるのではないかなと。そういうことで日進市のものを参考に出させていただきました。

よその、もっとほかの市町では、もっといいものがあるのかどうかよくわかりませんが、とりあえず私は、これはいいのではないかなということを出させていただきましたので、参考にしながら実のある条例ができたらいいなと思いますので、ぜひとも条例制定に向けてしっかり取り組んでいただきますようにということで、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長 高阪康彦君

以上で、中村英子君の質問を終わります。

質問8番 佐藤茂君の1問目「富吉南のまちづくりについて」を許可いたします。

佐藤茂君、質問席へお着きください。

○10番 佐藤 茂君

議席番号10番 新政会 佐藤茂。

議長の許しをいただきましたので、「富吉南のまちづくりについて」質問させていただきます。前に2回ほど質問させていただきましたが、改めて再度お尋ねします。

さて、平成22年度に、町は新しく見直した蟹江町都市計画マスタープランを策定されました。そして、翌年の平成23年度には、マスタープランの中で「市街化調整区域であるが、将来的に市街化に向けた取り組みを検討する地域」として位置づけをされました。そして、J R蟹江駅南地区、近鉄蟹江駅南地区、近鉄富吉南地区の3地区の土地所有者に対して、土地利用に関する意向調査をされました。その結果、できるところから進めていきたいと思いますということで、まず近鉄富吉地区南地区を先に取り組みということになり、それ以降、私も地権者の代表としていろいろ勉強させていただいております。そして、3年ほどたち、ようやく地権者の方々にまちづくりの方向性をお示しできる状態になってきたところであります。また、他方では、近鉄蟹江駅南地区、J R蟹江駅の整備に伴い、J R蟹江駅南地区の開発をという話も出てきておりますが、今回の質問は、私どもの地区に限っての質問とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

私の実感として、改めて市街化区域に向けての取り組み、新しいまちづくり取り組み、そして地域の開発について、本当に大変なことだと思えるようになってきたわけであります。昨年度、まちづくりの準備段階として、土地所有者を対象としたまちづくり推進に関すること、将来の土地利用など土地利用意向調査を行ったところ、「まちづくりを推進してもよい」という方は43%、「いろいろ聞いてから判断したい」という方が31%、「現状ままでよい」と答えられた方が23%という数字が出てきたわけであります。アンケート調査結果からは、今は市街化に向けたまちづくりについて賛否両論ではありますが、賛成の方といろいろ聞いてから判断したいという前向きに考えてみえる方々を合わせれば、現時点で既に8割近い方々の理解を得ることも可能であります。

でありますので、私としては、改めてやはりこの地区を開発すべきである、また、今ここ

でやらなければいつやるのかと思うわけであります。そこで、具体的に新しいまちづくりを進めていくことに重要なことは何か、どうすれば円滑な事業推進が図られるか、蟹江町内で過去に行われた区画整理事業の事例などをお聞きしながら、今回はこれまでの質問よりさらに踏み込んだ質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

これまでの勉強会の中で、地元の皆さんの理解を得た上で、総意によるまちづくりが大切であり、また、地元の代表者のリーダーシップが成功の鍵だとも言われました。しかし、私どもは、このようなことに関しては全くの素人であります。私に關していえば、今まで40年以上もやってきた自分の仕事、鉄を扱う仕事なら少しは説明できるかもしれませんが、まちづくりに關しては全くの初心者であります。さきにも述べましたが、今までまちづくりに關していろいろ勉強させていただきました。その中で、この地区には区画整理事業によるまちづくりがふさわしいこともある程度理解ができました。そして、区画整理事業とは何か、減歩、保留地、仮換地、換地、その他いろいろ聞いたこともないような言葉ばかりでしたが、それでも少しはわかったつもりでありました。しかしながら、まちづくりの手法や仕組みがわかったからといって、すぐに市街化区域にならないことがようやくわかってきた次第であります。

もう既に私のところには、何人かの方々が反対だという意見も寄せられております。私としては、わかるところはお答えをし、また、わからないところは町の担当者の方々にお聞きし、そして説明させていただいておりますが、どうも納得していただけないようであります。

そこで、もう一度原点に戻り、なぜ市街化ということ、また、まちづくりを進めていかなければならないのか、まず大局的な見地から、そして地権者の方々にもできるだけわかりやすく説明をお願いできたらありがたいと思います。

まず、過去に蟹江町内で行われた区画整理事業の事例から質問いたします。特に最近終了したJR北側の桜地区と役場周辺で行われた学戸地区の2地区の区画整理事業について共通と思われる事項についてお尋ねします。

まず、それでは初めに、両地区の施行面積、地権者数、減歩率、総事業費、事業年数を教えていただけないでしょうか、よろしくお願いたします。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

それでは、ご質問のありました両地区の施行面積などについてお答えさせていただきます。

施行面積につきましては、学戸地区は約45.9ヘクタール、桜地区が約17.7ヘクタールでございます。地権者数としましては、学戸地区が587名、桜地区が128名、減歩率につきましては、学戸地区が平均で25.56%、桜地区が30.04%となっております。総事業費につきましては、学戸地区が43億3,600万円、桜地区が28億9,000万円でございます。最後に事業年数ですが、学戸地区が約25年、桜地区が約15年でございます。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。学戸地区は相当な年数がかかっているわけですね。桜地区に関しては15年ということでありますけれども、かなりの開きがあるようでございますけれども、わかりました、ありがとうございます。

次に、それでは地権者の同意率を教えてくださいありがとうございます。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問のございました地権者の同意率についてお答えさせていただきます。

まず、学戸地区の蟹江第二学戸土地区画整理事業ですが、これは都道府県や市町村が事業主体でございまして、いわゆる公共団体施行でございます。公共団体施行につきましては、法的には土地所有者及び借地権者の同意を必要としないことから、同意率については不明でございます。

次に、桜地区の蟹江今駅北特定土地区画整理事業につきましては、組合施行による区画整理事業でございまして、法的には土地主要者及び借地権者の3分の2、かつ地区内の土地の地籍と借地地籍の3分の2以上の同意が必要となってきます。桜地区では組合設立認可前の地権者の同意率は80.47%、地籍の同意率は86.02%でございました。しかし、昨今の愛知県の指導といたしましては、組合設立認可までには、ともに約85%の同意を得ることを推奨しております。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。私どもも聞いておりますのが、85%以上の同意率がないとだめだよというふうに私ども聞いておりますけれども、先ほど言われた学戸さん、このことに関してはまた後ほどお聞きしたいと思いますけれども、桜地区さんでも86%あったということでありますけれども、なかなか大変難しいかなと思うわけでありますけれども、話がちょっとあれですけれども、次に移りたいと思います。

事業施行前と施行後において、面的に具体的にはどのように変わったのかお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

施行前後の面的な具体的な変化ということでお答えさせていただきます。

役場周辺の学戸地区につきましては、施行前は約7割が田とクリークという小さな川で、宅地については地区の約2割ほどでございました。施行後には、地区の約3割が道路や公園等の公共用地として整備されたことによりまして、土地利用も転換を図られ、宅地については約1.5倍ほどふえました。庁舎や小学校の公共施設も計画的に整備されてきました。

桜地区につきましては、施行前は地区のほとんどが土地改良事業により整備された農地でございまして、地区の約7割が田などの農地でございました。施行後には、学戸地区と同様

に、地区の約3割は道路や公園等の公共用地として整備を行い、地区の中心部には大規模商業施設が誘致されまして、個々の土地利用も増進をし、良好な市街地が現在形成されてございます。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。私どもも北を見に行かさせてもらって、大変立派なまちができておるわけでありすけれども、どうもありがとうございました。

次に、区画整理事業施行により、財政的、また、経済面でのメリットはあったでしょうか、よろしく願いいたします。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問のあります財政面、経済面でのメリットということでお答えさせていただきます。

区画整理事業は、道路、公園等の公共施設を整備改善し、土地の区画を整え、優良な宅地を提供し、宅地の利用の増進を図る事業でございます。そのため、土地の価値が上がり、低未利用地の利用が図られることから、固定資産税等の税収増加が想定されます。また、新たな企業の進出や住宅の増加によりまして、雇用の創出、人口増が図られ、企業や住民がふえることで、消費や経済活動が活性化すると考えられております。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございます。なかなかすつと理解できませんで申しわけないですけれども、次に移ります。

先ほど同意率の話をさせていただきましたが、学戸の場合、町施行でありますので同意書は必要ないということでありましたが、これに関しては問題なかったのですか、お聞きしたいと思います。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

学戸地区の同意に関する同意書はないということで、問題はないかということですが、お答えさせていただきます。

先ほどお答えしたとおり、学戸地区は町が事業主体でございますので、法的には地権者等の同意は必要でございませんでした。しかし、事業を推進する中では、事業に対する反対意見もございす。事業着手後、事業区域の変更や換地に関する不平による訴訟等はございました。

また、先ほどお答えしたとおり事業期間につきましても、学戸地区25年、桜地区15年というように、愛知県下の他の地区の事例を見ましても、公共団体施行は組合施行に比べまして同意という担保がないことから、事業期間については長引いてございます。

このように、区画整理事業は地区の合意形成が一番重要でございますので、今後、まちづ

くりを行うに当たっては地区の合意を図った上進めることが事業の早期完了につながることを考えてございます。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございます。私、ちょっと耳があれなものですから、申しわけない、今こんなことを言っておってもあれですけれども、また後で見させていただいて、申しわけありません。

じゃ、次に移ります。

事業に反対者の方々は、個人の財産に対して損か得かで判断される方が多いと思われれます。特に今現在住んでいる方々、また、土地利用されている方々にとっては、それぞれ反対する事情があるわけであります。そのような方々にどのように説明をし、そして納得していただくのか、本当に大変なことだと思うわけであります。

勉強会の中で、地権者を対象とした説明会では、まず一人一人の意見、考えを聞くことも必要ということではありますが、どうも私は性格的に短気なのか、早く理解しないと不安で仕方がないわけであります。そして、先ほど申し上げたアンケート結果からも約26%の地権者の方々が現状のままでよいと言っておられます。そのうち多くの方は、この地に住んでみえる方、また、土地利用されている方々ばかりであります。

さらに、今、まちづくりを進めようとしている地域は、既に土地改良事業による土地改良がされ、ある程度道路幅も広く整備されております。しかし、これは農業のための整備でありますので、市街化としての整備事業である区画整理ではありません。基本的に住環境整備がされているわけではありません。しかし、今住んでみえる方にとっては、それほどというよりは、全く支障がないわけであります。今更あえてまちづくりということはやっていただかなくてもよいというわけであります。また、逆に、賛成の方々は、田んぼを何とかしてほしいということで賛成をされている方がほとんどであります。

これは私ごとでありますけれども、先日、こんなことがありました。私のもとに田んぼのあぜ道から水が漏水していると電話が入ったので、すぐに駆けつけましたが、現場に行ってみると大した状況ではなかったので、私がつめさせていただいたわけでありましたが、あぜ道の修理に関しては自分の土地のところは自分で補修するようにと決め事がございます。電話をくれた彼はそれを知らなかったものですから、私に電話をくれたかと思うわけであります。実はこの方は、次の世代の方であります。私の息子も同じであります。田んぼに入ることがないわけであります。そんな彼らが跡を継いでやっていくことができるのか、大変心配しているところであります。

農業に関して、国は現在、中間管理機構という指導をしていますが、蟹江町の場合、いろいろと制約もあり、都市近郊でありますので、農地の中に住宅が点在し、田そのもののエリ

アが小さく狭いわけであります。そして、ほかの事情からも、国が進めている中間管理機構の実施は難しいわけであります。そんな状況でこれから農業を、米づくりをやっていこうということは大変難しいことであります。そんな地域の事情からも、蟹江町都市計画マスタープランの中で、富吉駅南地区を市街化に向けて検討すべき地域、そして、南の玄関口と位置づけられましたので、これに乗らないことはないかと思うわけであります。

今後、反対者の方々をいかに事業に対する理解を得、納得していただくことが大きな課題となっております。この地区の市街化を進めるに当たり、地権者の方々や、特に地区内に住んでみえる方々、また、事業を営んでみえる方々を対象とした説明会を開くことは、とても重要なことであると思うわけであります。説明の内容や説明会の雰囲気のいかんにより、この事業に向けた流れが変わることがあるような気がいたします。でありますので、蟹江町の過去のよい事例をもとに今後の説明会に挑みたいと思うわけであります。

そこで、これまで行われた区画整理事業の説明会について、その具体例などをお聞きしたいと思えます。

それでは、まず学戸地区、桜地区の地権者の方々には、区画整理事業施行に関する説明会をいつどの時点で、また、何について、そしてどのように説明されたのかお聞きします。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問のございました説明会をお答えさせていただきます。

説明会につきましては、桜地区のような組合地区のほうは同意を必要とすることから説明会の回数は多く行いました。それを例に挙げてご説明させていただきます。

桜地区では、仮同意収集前にまちづくりの必要性や事業の概要について、続いて、県等の関係機関協議終了後には、今度は本同意の収集前に事業概要について全体説明会を開催してございます。しかし、同意率が低い場合については、必要に応じて理解を深めるために説明会の回数を数回やる必要がございます。また、土地を再配置する仮換地指定時には地権者全員にその理由等について個別の説明を行います。また、事業終了の換地処分前には最終の精算について同じく地権者全員に個別の説明を行いました。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

ありがとうございました。先ほど、今の個別に訪問されて説明されたということですが、当然地元の方も含めて、一度役場の職員さんの方も一緒にやられたんですか。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

組合施行でありましたら役員さんが主体でという話になるんですが、町としても、技術的支援ということで同行させていただいて、事業の内容についてはご説明させていただきました。

以上であります。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

それでは次に、説明会において地権者の理解は十分得られたか、これは今お聞きしましたね。今お聞きしましたので——聞いていない……。じゃ、説明会において地権者の理解は十分に得られたか、また、理解を得られなかった方には別途説明されたかお聞きします。もう一度よろしくお願ひします。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

じゃ、改めまして、説明会の内容についてご説明させていただきます。

説明会、全体で行いますと、それで十分な理解を得ることはかなり難しいことだと思われまふ。その後、説明会後には地権者の方々から事業に対する疑問や質問が寄せられまして、それに対しては個々に説明を行ってまいりました。また、地権者全てが同意して事業着手することはまずあり得ませんので、事業着手後にも反対者の方については、まちづくりの必要性について理解を得るために個別の説明を続けていくこととなっております。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

じゃ、もう一つお聞きします。建付地の地権者からの反対意見はどのような内容というのが多かったのか、お聞きしたいと思ひます。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

建付地の地権者からの意見についてということで、特に多かったものについてご回答させていただきますたいと思ひます。

一番多かった意見としましては、土地を提供する減歩についての意見でございました。農地等であれば、換地を小さくすることで土地を提供することはできますが、建付地の方は既に土地利用がなされていることから土地の提供ができないため、それにかわり、金銭による精算を行うこととなります。そのため、幾ら地区内が良好な市街地として形成されまして地区がレベルアップしたとしても、自身の土地利用状況が何ら変わらないため、事業への理解が得られないことがあると思われまふ。

区画整理事業では、地区内の建付地の方々への配慮も非常に重要でございまして、既に土地利用をしていること、また、事業期間中工事等でご迷惑をかけることも多々ありますので、そういうことを加味しまして、農地と宅地とでは減歩率を変えるルールなどをつくり、事業効果や必要性についてもご理解をいただけるよう、たび重なる説明が必要であると思ひます。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。今の話を聞いていますと、我々が今勉強させていただいている内容とほぼ変わらないようなあれですね、わかりました。

次に移ります。

この話が出てから既に5年近くたっておりますが、地区内には毎年1軒や2軒、家が建ってきております。しかも、無秩序に建ってしまうので、これではますます開発を難しくする要因となってまいります。とにかくできる限り早く、近鉄富吉駅南地区の開発を進めることが賢明かと思われまます。また、希望の丘広場周辺のこの地区の開発は、将来的な蟹江町の発展にも大きく寄与できる事業と思っておりますので、必ずや成功させねばと思うわけでありまます。

そこで、最後に、この地域の新しいまちづくりについて、町長のお考えをお聞きし、質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○町長 横江淳一君

佐藤議員からの質問にお答えをいたしたいと思ひます。

るるずっと担当者のほうから説明をさせていただきました。そんな中で、都市計画マスタープランの位置づけからここまで数年かかったわけでありまます、佐藤議員におかれましては、国調を実はやってみえたときからこの話はあったわけでありまます。それで、富吉南の地区は、先ほど言ひました建付地の問題もありまますけれども、もう一つ、実は農振地域との端境の問題があつて、しかもそこに農業用水路、いわゆる特特の今回事業に入つてゐる、愛西地区から行つてゐる部分がありますよね。そういう部分を入れますと、最終的にどれぐらいが対象の地域になるのかということも含めて、これからしっかり位置づけをしていかなきゃいけないのが一つです。

あとそれと、どこの区画整理事業も、町施行、組合施行、成功例はござひます。特に学戸、私も学戸に住んでおひまして、実際建付地に住んでおひます。減歩については、いろいろ考慮を願つた、20数年前、30年近く前の話でありまますので、詳しいことは今ここではわかりまませんが、そういうふうにはしていただいたつもりではありまます。ただ、ここは、ある意味、潤沢な農地を一部残しておひますので、非常にそういう意味で後世に禍根を残す部分もこれからあるんじゃないのかな。実際は、まだ今、農作物をここでやっておみえになる方がありまます。ただ、水の問題がありまして、建物を建てたりするとどうしても水が行かなくなつてしまつてというトラブルの原因にもなるやに聞いておひます。

それに引きかえ、駅北の区画整理事業は全くそういうものを残さずに、全て区画整理を行つて、保留地を売買することによつて事業費を捻出すると。ただし、あの当時たしか北の区画整理事業が30億円の事業費だつたと思ひますけれども、30億ですね、予定としては。おおむね3割までの事業費補助をやりまますよということを議会にお認めいただひて、最終的には若干お返しをいただいた部分がありますけれども、当然皆様方の貴重な税金を区画整理事業

という形、もちろん地域の地権者の皆様方には土地を提供していただいて、道路だとかのインフラ整備、公園の整備をしなければいけないものですから、その分についてはしっかりと皆様方にご協力を願うわけでありますので、そういう意味でいけば、皆様方にいただいた税金もそこに投入するのも、ある意味、意味があるのではないのかなということを思います。ですから、あとは我々、都市計画マスタープランにのっかって、蟹江町を住みやすいまちにする、その一つの候補地が富吉南だというふうに私は理解をしております。

蟹江高校跡地の整備も終わりました、一番あそこが私としては最良の土地なのかな。ただ、忘れてはいけないのは、どこまでいっても地権者の皆様方の同意がなければ、これを勝手に我々が推し進めることはできません。しかしながら、いつまでもこの状況をずっと続けていくということはベストではないのかなという考えがしますので、早急に皆様方にお集まりいただき、結論を出す日も近いのではないのかなというふうに思っています。

いずれにいたしましても、これから蟹江町、未来永劫、この地域、人口増を図りながら、コンパクトシティとしていくには、あの場所の区画整理事業は、今の立場でいけば不可欠だというふうには考えておりますが、ぜひともまたそういう意味でいけば、佐藤議員にご協力をいただければありがたいというふうには感じております。

以上であります。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。町長の力強いあれをいただきましたので、とりあえず私も頑張らせていただきます。先ほど言いましたように、あの地区は本当にやっていかないと、今逃したら次はないような気がいたしますので、本当に必ず成功させたいなど、そんな気持ちでやっておりますので、またこれからもご指導のほどよろしく願いいたします。

私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

以上で、佐藤茂君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目「議会タブレットについて」を許可いたします。

○10番 佐藤 茂君

それでは、「議会タブレットについて」質問させていただきます。

議席番号 10番 新政会 佐藤茂。

議長の許しを得て、「議会タブレットについて」と題して質問させていただきます。

今回の質問は、議会ICT推進部会の5人のメンバーの代表として質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

今現在、蟹江町議会にタブレット導入の検討をしておりますが、その経緯としては、議長会で「開かれた議会を」という話があったそうであります。最近、自治体で取り入れられているタブレットはどうかということで、2町1村、大治町、蟹江町、飛島村、合同で4月に

タブレットの勉強会を開き、それを受けて蟹江町議会は今現在検討しているところであります。そして、もしタブレット導入ということになれば、当然理事者側にも関係してまいりますので、後ほどこの件についてどのように思われるかをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、タブレットとは何か、その辺のところから話をさせていただこうかと思います。

まず、タブレットは何かと調べますと、板状・薄型のコンピューターや周辺機器と出ておりました。そして、パネル上で指先や専用のペンを使い操作することができる、ふだんと異なる場所で使用することができる、また、薄型で軽いので携帯にすぐれている、情報の取得が得やすい等など出ておりましたが、要は持ち運びに便利なパソコンということではないでしょうか。

そして、パソコンといいますと、私、個人的なことになりますが、私がパソコンを買ったのは30年以上前のことであります。友人に勧められて買ったものの、使い方が全くわからず、そのまま4、5年使わずに眠っておりました。ところが、あるとき、仕事の取引先でパソコンを使い図面を描いておられたのを見て、ああこれはいいなと思い、CADソフトというものを買い、パソコンを使って図面を描くようになったわけであります。それまではドラフターというものを使い、要は鉛筆で図面を描いておったということでもあります。それから本格的にパソコンを使うようになったわけであります。今ではCADというものは当然であります。伝票の整理、また、帳簿、写真等もパソコン等に取り入れ、そして仕事に使っております。そして、ワード、エクセル等、また、名簿等も大変重要になってきました。20年以上前までは図面等はお客のところまで取りに行っておったのですが、今ではメールで送ってくるようになりました。また、私もメールで書類、伝票等を送るようになったわけであります。そして今では、本当にパソコンがなくては仕事にならない状況であります。

そして、このことに気づいたのは本当に最近のことです。つまり今回のタブレットの件で、このことについて初めて気づいたわけです。それだけパソコンというものをごく自然に当たり前のように使っておったということでもあります。大企業はもちろん、私のような零細企業でも、そして今ではどこの自治体でもパソコンがなくては仕事ができなくなってきております。蟹江町でも職員全員がパソコンを与えられているとお聞きいたしました。そんな時代であります。

そして、今、検討中でありますタブレットであります。持ち運びに便利なパソコンということではありますが、タブレットを自由に使いこなせるようになれば、恐らく必要不可欠なものになってくるだろうと私が勝手に想像するわけです。ですが、コストの面、また、セキュリティーの問題、特に役所内の機密事項がネットから漏れては大変なことになるかと思うわけです。問題はたくさんあると思いますが、もう既にタブレットを導入されている自治体はたくさんあるわけです。今現在、私どもが調べたところ100ぐらいの

自治体でタブレットを導入されているようであります。そして、そのうちの半分はタブレットのみ取り入れ、半分はシステム化されているようであります。そして、議員のみならず、理事者側も取り入れられている自治体も多々あるようであります。そして、タブレット導入効果は、ペーパーレス化により人件費等も含め経費削減につながると言われております。がしかし、そのことも含め、それ以外の効果のほうが高いだろうとも言われております。まだ初期段階の私ども勉強中でありますので、効果はどの程度なのかわかりませんが、タブレットを取り入れることにより議会改革にもつながるような気がいたします。

他の議員さんからも少しご意見をいただいておりますので、ご紹介させていただきます。

議会への情報通信技術、いわゆるICTの導入、その一つ的手段であるタブレット端末の採用は、議員にとってさまざまなメリットをもたらすと思われる。その最も大きなものは、過去の膨大な技術資料のデータベース化とその活用手段の拡大ではないか。タブレットを議会の外に持ち出すことによって、いろいろな場所で素早く必要な資料を取り出すことができ、町民に対してもより詳しくわかりやすい説明ができることになる。私たちが目指す開かれた議会、わかりやすい議会に近づけることになるのではないか。議会運営の効率化とともに、大きな効果をもたらすと思われるが、行政から見て議会へのICT導入、タブレット端末の採用をどう考えられてみえるのか、行政の立場からお考えをお聞かせ願いたいということであります。

そこでお尋ねします。

もしタブレット導入となれば、議員主導ということになってしまいますが、議会にタブレットを導入することに関してどのように思われているのか、また、議員が導入することになると理事者側はどのように考えていかれるのかお聞きしたい思います。よろしくお願ひします。

○総務課長 浅野幸司君

それでは、ご質問のありました、議会にタブレットを導入することに関してどのように思われているか、また、議員が導入することとなると理事者側はどうするのかについてお答えさせていただきます。

議会にタブレットを導入することは、ICTを活用した効率的で迅速な議会運営が望まれ、まさに先ほど議員がおっしゃいましたような、町民に開かれた議会やわかりやすい議会運営を目指した議会改革の一環としても大変意義があることと考えております。また、理事者側といたしましても、今後導入効果等を十分検証していきたいと考えております。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。すると、我々が導入することにより、理事者側も一応一緒になってやっていただけると、こういうことでよかったですかね。

(発言する声あり)

私が、じゃ勝手に。

それでは次に、タブレットの導入は、先ほどの話の中でペーパーレスだけではないということをおっしゃってありますが、紙が議会においてなくなるということは、何か支障があるのかどうかお聞きしたいと思います。どうでしょうか。

○総務課長 浅野幸司君

では、2つ目、ご質問のありました、紙が議会においてなくなることは何か支障があるというご質問でございますが、タブレットの導入後は電子的データによる資料の保存や管理が可能になるため、ペーパーレス化による支障は特にないと思われまます。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。じゃ、別に紙がなくなってもいいということですね。

次、行政サービスにおいて、戸籍の窓口、保健指導、また、外国の人たちに対して、タブレットを使い対応している自治体もあるようではありますが、このことについてはどのように思われますでしょうか。

○総務課長 浅野幸司君

それでは、行政サービスにおいてのいろいろ利用についてどう思われるかということでございます。

個別のこういった業務につきましては、例えば戸籍窓口においてのタブレットの利用方法として、届け出審査時のチェック機能により住民の方の待ち時間の軽減を図ったり、また、保健師が住民の方に保健指導をさせていただく際に、タブレットをそういった出先に情報端末として持っていきまして利用する事例等がございます。このような先進自治体の導入事例を参考に、タブレット導入による住民サービスの向上や費用対効果も含めて、各担当課において今後調査研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございます。本当にタブレットというものを使って今やってみえる行政もございますので、蟹江町も取り入れられるといいのかなと、このように思っております。

それでは、もう一つ、タブレット導入に対して国の補助金制度というものがあるのかどうか、前に学校等においてタブレット導入に対する補助金制度があるとお聞きいたしましたが、このことについてはどうでしょうか。

○総務課長 浅野幸司君

国の補助金の関係でございますが、かつて、いろいろ調べましたら平成21年度当時に、学

校 I C T環境の整備関連の国の補助金制度があったということがございます。それで、再度いろいろ調べましたら、現在のところタブレット導入に関しての国庫補助金の制度はないと認識しております。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。タブレット導入の補助金制度というのはないということで、わかりました。

それでは、もしタブレット導入になりますと、我々議員は庁舎の外に持ち出して使うことになることかと思いますが、その場合のセキュリティー問題についてはどのようなお考えかお聞きしたいと思います。

○総務課長 浅野幸司君

セキュリティーの問題でございます。

現在、蟹江町も含めまして地方公共団体には、個人情報の流出防止のために、より強靱な情報システムの構築や万全な情報セキュリティー対策が今求められております。

蟹江町におきましても、さまざまなシステム上の安全管理措置を講じ、電子データにつきましてもセキュリティーに関する規程等で持ち出しを今現在禁止しております。例えば、タブレットの導入により庁舎の外にタブレット及び公用データを持ち出す場合、セキュリティー上、町が現在使用しております情報系ネットワークとは別の新たなシステムを構築する必要があると考えております。

いずれにいたしましても、タブレットを利用するためには、町として、これは理事者側も含めてでございますけれども、新たなシステムを構築いたしましてタブレットの利用及びセキュリティー等に関する規程を別途定めまして、作成して対応する必要があると、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。私ども、今勉強させていただいておりますが、蟹江庁舎内にあるシステムをそのまま使うということは、これは絶対無理ですよということをお聞きしておりますけれども、新たに、蟹江町以外、外でクラウドといいますか、あちらのほうと契約をして、そちらのほうで使うということなら、今の話ですとまあまあいいのかなど。これもちょっとこれからいろいろと勉強していかなきゃならんことかと思っておりますけれども、わかりました。

ネットにて、このような記事が出ておりました。タブレットなど I C T機器導入の効果については、紙で資料を配布することがなくなるので紙の量を減らすことや、配布の手間がなくなることでコストダウンにつながる。資料の更新、差しかえを瞬時に行い、資料をクラウド

ドに置くことで、いつでも、どこでも資料を閲覧し、調査できる。また、行政や議員が説明する際、これ、一般質問等でも可能だということではありますが、説明者の話し合いの内容に合わせてタブレットの画面を説明者と同じものを表示させることができるので、より理解度が深まると、その他いろいろ書いてありましたけれども、とにかく、今現在よりも議会そして議員としての資質向上が目指せるのではないかと思うわけでありまして。そんな意味において、タブレット導入に向けて十分に話し合い、そして検討させていただき、議会ICT推進部会という我々でありますけれども、前向きに検討して進めたいと思っております。そして、今なかなか決まっておりますけれども、その結果がもし決まりましたら、その結果をご報告させていただきます。

最後に、町長にお尋ねします。議会にタブレット導入をということで勉強させていただくうちにわかってきたことでもありますけれども、本当にこれ、ブームではありませんけれども、どうもタブレット導入の自治体がどんどんふえてきているようであります。このことについて町長のお考えをお聞きし、私の質問を終わらせていただきます。

○町長 横江淳一君

それでは、議会タブレットについての佐藤議員の質問にお答えをいたしたいと思えます。

私の個人的な考えということでもありますけれども、これは個人的というのは蟹江町長としての見解を述べさせていただきたいと思えます。

基本的に、タブレットによる議会はこれからはどんどん、今、佐藤議員がおっしゃったようにふえてくると思えます。ただ、今現在、パソコンで対応している議会も全国でまだ10%ちょっと、タブレットに至っては0.数%、まだ1%まで多分行っていないのかなという、タブレットとパソコンとの違いがありますから、私はタブレットというのを持ったことはありませんが、タブレットは大体何だかというのは理解しているつもりであります。

i P h o n eもそうでありますし、スマートフォンも皆さん、ガラケーの方もありますけれども、スマートフォンを持って、いろいろな情報をとってみえますね。ですから、私は、電話機能のないi P h o n eだというふうに考えております。そういう意味でいけば、印字数も大きいですし、少々高齢化で目が疲れても、何インチぐらいのを利用してみえるかわかりませんが、どうなんですか、20インチ、そんなにでかいのはないですか。A4サイズぐらいが一番多いんですかね。そういう感覚で、私は進めることに関しては皆様方の考え方には賛成であります。

ただ、先ほど来担当者が答えていますように、クラウドで契約して自分たちの情報をそこへ入れていくことは結構ですけれども、住民情報を自分たちが持ち出して外へ出すというのは大変危険であります。そういう意味でいけば、セキュリティーポリシーをしっかりといただくということが一つ、それから、メリットもあれば、当然デメリットもあるということと、あと議会だけで皆さんモラルのある方ばかりだから問題ないと思えますけれども、中

には、個人的にいろいろな情報をとることによって私的に使われる場合が僕は往々してあると思うんです。ですから、そういう場合、まず自己負担をどうするかということも論議の中には加えていっていただければありがたいのかな。通信費を含めて、リース代を含めて大体1万円前後という話を聞いておまして、年間ですと10万円ぐらい、その10万円ぐらいのお金を、じゃ、議会で承認をいただいてというのが中身はわかりますけれども、個人のものを使ったことによって、それをどう見るかということも非常に悩ましい話に多分なると思いますので、決め事だけははっきり最初に決めていただいたほうが私としてはいいのかな。

理事者側としても、担当が申しましたとおり、大変たくさんの個人情報を取りますので、理事者はもう少し様子を見させていただけるとありがたいのかな。安城のほうの議会のほうもしっかり調べさせていただいておりますし、先進地にも情報をとるつもりでおります。ですから、ICTがこれから普及していきますと、まさにタブレットの利用は来ると思います。ただ、パソコンでもいいんじゃないか、パソコンで何がいかんのだと言われる方もありますし、タブレットに例えばUSBのポートをつけて、いろいろな機能をそれに抱き合わせることも今できるわけでありますので、議員の皆様方のモラルに頼るのではなくて、しっかりと決め事をつくっていただいてタブレットを使用していただければ、我々といたしましても情報を瞬時にそっちへ持っていっていただけるといことがございます。

今現在、国土交通省だとか、たしか国土交通省が多いと思いますけれども、下水道課とかそういうところへ行きますと、ほとんど説明はタブレットです。タブレットの動画を見て、実はこういう例がありますよ、ああいう例がありますよということで、持って説明をされます。非常にわかりやすいですし、画面が動画ですから動きますので、我々としてはありがたいのかな。消費電力も非常に少ないですし、パソコンと違いまして立ち上がりが非常に速いということで、便利な点はたくさんありますけれども、デメリットの点もあるということだけをご理解いただいて、皆さんでしっかりICTの研究会を進めていただいて、また、我々もその情報をいただいて前に進めていきたい。これは進めるべきだというふうに私自身は思っておりますが、もう少し時間をかけていただくのかなと。ただし、そんなにだらだらやっていたくことではないと思いますので、そこはそこ、皆さんでご判断いただければありがたいというふうに今現在は考えてございます。

以上です。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。今の町長さんのご意見いただきまして、本当にちょっと力強いというか、我々とりあえず5人のメンバーという者が選ばれて、ICT推進委員会というもので今進めているわけでありますけれども、町長さんのお話聞いて、先ほど言われましたけれども、本当に外に漏れた場合、大変困るということで、それも我々の現在検討しておる最中でありますけれども、とりあえず今すぐやらなきゃならんということではあり

ませんけれども、できるだけ早く勉強させていただいて進めてまいりたいと思いますので、またその結果報告をさせていただきます。

きょうはどうもありがとうございました。質問を終わります。

○議長 高阪康彦君

以上で、佐藤茂君の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

(午後4時47分)